

枚方市障害者計画（第4次）

枚方市障害福祉計画（第6期）

枚方市障害児福祉計画（第2期）

令和3年3月

枚 方 市

ごあいさつ

枚方市では、障害のある人もない人も、すべての人が住みなれたまちで生活することができるよう「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいます。これらの施策を効果的に進めていくため、平成24年度に「枚方市障害者計画(第3次)」を策定するとともに、平成28年度に中間見直しを行った「枚方市障害者計画(第3次)改訂版」に基づき、施策の推進に取り組んでいるところです。



この間、国においては、「障害者差別解消法」の施行をはじめ、「改正バリアフリー法」の施行、障害者の法定雇用率の引き上げ等、福祉の枠組みに劇的な変化が生じ、都道府県や市町村に対しては、障害児福祉計画を策定することが定められました。本市におきましても、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした、「枚方市障害福祉計画(第5期)」と「枚方市障害児福祉計画(第1期)」を一体的に策定し、医療的ケア児に対する取り組みや、市立くすの木園の民営化による機能強化、また、新たな地域活動支援センターの設置に向けた取り組み等、福祉施策の推進に力を注いでまいりました。

この度、計画期間の終了に伴い、近年の障害者福祉施策を取り巻く状況の変化や、今般、世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化などにも柔軟に対応ができるよう、計画期間等を見直し、「枚方市障害者計画(第4次)」を「枚方市障害福祉計画(第6期)」及び「枚方市障害児福祉計画(第2期)」と一体的に策定することとしました。

今後は、これらの新たな計画に基づき、障害者福祉施策の一層の充実を目指してまいりますので、市民の皆様や市議会、関係者の皆様には、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました枚方市社会福祉審議会の委員の皆様並びに枚方市自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係団体の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

枚方市長 **伏見隆**

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画の背景及び趣旨	2
第2節	計画の位置づけと計画期間	4
1.	計画の位置づけ	4
2.	計画期間	4
第3節	計画の策定体制	6
第2章	枚方市の現状	9
第1節	人口・障害者数の現状	10
第2節	障害者（児）の現状	11
第3節	今後の見込み	14
第3章	基本理念と基本目標	15
第1節	基本理念	16
第2節	基本目標	18
第3節	施策体系	21
第4章	障害者計画（第4次）	23
第1節	市民啓発及び地域との交流の推進	24
1.	多様な啓発の推進	24
2.	地域との交流	30
第2節	障害者（児）が安心できるまちづくり	34
1.	公共施設の整備等	34
2.	保育・療育・教育の充実	38
3.	災害対策	44
第3節	安心して生活できるサービスの確保と提供	50
1.	地域生活への支援	50
2.	緊急時の対応	56
3.	保健・医療との連携	58
第4節	自分らしい生き方を見つける・選ぶ	62
1.	就労に向けた支援	62
2.	社会参加と多様な学習への支援	68
3.	新しい生活様式の実践	72

第5節	身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	76
1.	相談・支援体制の充実	76
2.	関係機関との連携による支援の充実	80
第5章	障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）	83
第1節	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系	84
1.	障害者総合支援法によるサービス体系	84
2.	児童福祉法によるサービス体系	85
第2節	障害福祉計画（第6期）	86
1.	施設入所者の地域生活への移行	86
2.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	87
3.	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	88
4.	福祉施設から一般就労へ向けての取組	89
5.	相談支援体制の充実・強化	90
6.	障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築	91
第3節	障害児福祉計画（第2期）	92
1.	重層的な地域支援体制の構築	92
2.	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	92
3.	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	93
第4節	障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向	94
	【障害福祉計画（第6期）】	94
1.	自立支援給付の利用見込みと整備の方向	94
2.	地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向	104
	【障害児福祉計画（第2期）】	112
3.	障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向	112
4.	障害児の子ども・子育て支援等の利用	115
	【参考資料】障害種別各サービス見込み量	117
第5節	枚方市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）達成状況	123
1.	国及び大阪府の基本指針に基づく、令和2年度の成果目標	123
2.	障害福祉サービス	124
3.	地域生活支援事業	128
4.	障害児支援サービス	133
第6章	計画の推進体制及び進行管理	135
第1節	計画の推進体制	136

第2節	計画の進行管理	138
資料編		139
第1節	計画策定の経過	140
第2節	枚方市社会福祉審議会からの答申	142
第3節	枚方市社会福祉審議会条例	143
第4節	枚方市社会福祉審議会規則	145
第5節	枚方市社会福祉審議会 本審委員名簿	147
第6節	枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会委員名簿	148
第7節	枚方市自立支援協議会設置要綱	149
第8節	枚方市自立支援協議会委員名簿	151
第9節	計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果	152
第10節	用語説明	171

第 1 章

計画の策定にあたって

第1節 計画の背景及び趣旨

本市では障害福祉施策に係る計画として、「枚方市障害者計画(第3次)」「(改訂版)」と、「枚方市障害福祉計画(第5期)」「枚方市障害児福祉計画(第1期)」を策定しています。それぞれの計画に関わる部署、機関と連携し、教育、まちづくり、就労、社会参加、余暇活動など地域で生活していくために必要な施策の充実を図るとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制を確保するなど、地域共生社会実現をめざし、基盤の整備に取り組んできました。

しかし、計画策定から一定の時間が経過し、障害者(児)に関わる社会状況の変化や制度変更に対応するため、令和3年度までを計画期間としていた「枚方市障害者計画(第3次)」の終了年度を1年間短縮して、令和3年度から新たに障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定することにより、本市の障害福祉施策の推進をめざすものとします。

また、計画期間を平成30年度から令和4年度とする国の「第4次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」と定められており、たとえば2020年に開催を予定されていた東京パラリンピックを契機として、社会的障壁の除去の推進や、障害者の文化芸術・スポーツ活動による自己実現や国際交流の推進が掲げられました。同様に、平成30年に策定された「文化芸術推進基本計画」では、地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から、国や地方公共団体は、障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進めることが定められるなど、障害福祉に関わる余暇活動などを含むあらゆる分野での社会参加・自己実現への支援が求められています。また、その過程での障害者の自己決定を尊重し、コミュニケーションを支援するための意思決定支援のあり方なども重要となります。

一方、近年の社会状況の動向として、気候の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活の支援などが課題となっています。また、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染症予防対策のため、人が集まることが困難になっており、結果として、サービスの提供や相談支援などを受けられないといった支障をきたしています。そういった新たな災害、感染症対策の観点から、個人の障害特性に対応した避難支援や安否確認などの体制の整備、避難所等での感染症予防対策、いわゆる「新しい生活様式」に対応した福祉サービスの検討、障害のある人にもわかりやすい災害情報の提供などに取り組むことが求められています。

枚方市障害者計画（第3次）の基本理念に沿って、これまでも障害者施策の充実に取り組んで来ているところですが、こうしたこの間の社会状況や国の法体系の変化、今後の法改正の内容、アンケート調査に基づくニーズを満たすための施策の展開や更なる充実のために、「枚方市障害者計画（第4次）」を策定するとともに、「障害福祉計画（第6期）」・「障害児福祉計画（第2期）」策定にあたり反映をさせています。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

枚方市障害者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めています。

枚方市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保のための方策を定めています。

枚方市障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

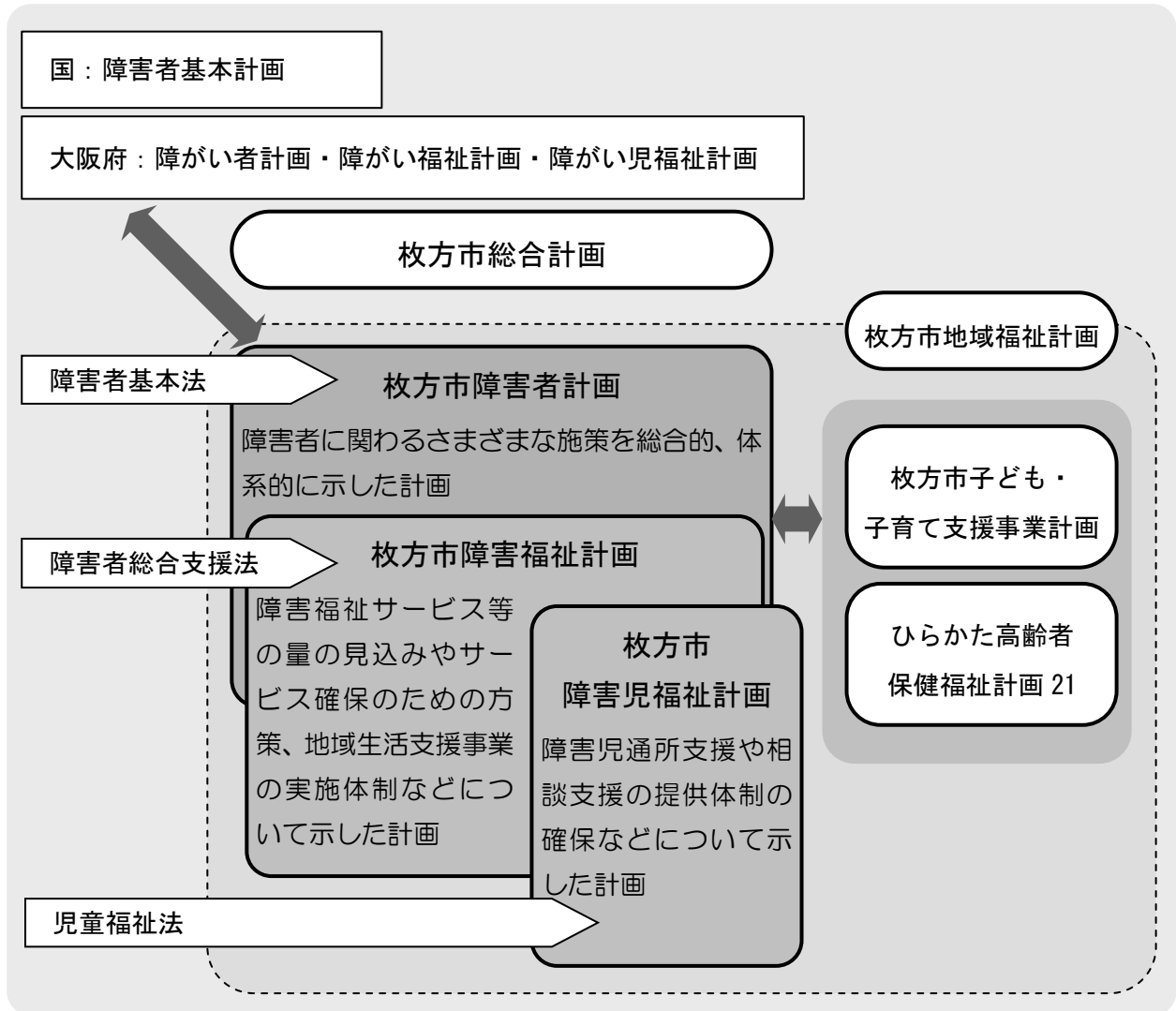
これらの計画は、国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

2. 計画期間

「枚方市障害者計画（第4次）」の計画期間については、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。また、計画期間中の社会状況の変化や障害福祉制度の変更について、必要があれば見直しを行うことなどによって対応します。

「枚方市障害福祉計画（第6期）」・「枚方市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間については、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画期間】

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
枚方市障害者計画	第3次（改訂版）				第4次					
枚方市障害福祉計画	第4期	第5期			第6期			---		
枚方市障害児福祉計画	第1期				第2期			---		

第3節 計画の策定体制

(1) 枚方市社会福祉審議会及び障害福祉専門分科会での審議

本市は平成26年度に中核市に移行したことから、社会福祉法第7条の規定に基づき「枚方市社会福祉審議会」を、同法第11条の規定に基づき「障害福祉専門分科会」を条例により設置しています。

「障害者基本法」第11条第6項の規定で「市町村障害者計画」を策定する場合は、「障害者基本法」第36条第4項に基づく合議制の機関の意見を聴かなければならないとされています。また、「障害者総合支援法」において、障害者基本法に規定される合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならないとされています。

これに基づき、「枚方市社会福祉審議会」及び障害のある当事者やその支援者、障害者団体代表、学識経験者、障害福祉サービス事業所などで構成される「障害福祉専門分科会」において計画案を審議しました。

(2) 枚方市自立支援協議会での審議

本市では「障害者総合支援法」第89条の3の規定に基づき、「枚方市自立支援協議会」を設置しています。

同法において「自立支援協議会」は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。また、「障害者総合支援法」において、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、同法に規定する協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされており、本計画策定にあたり「枚方市自立支援協議会」で意見聴取を行いました。また、「枚方市自立支援協議会幹事会」を本計画策定のワーキンググループと位置付け、審議しました。

(3) 各種アンケート調査の実施

障害者・障害児の生活実態とニーズを把握するために、障害者手帳所持者を対象とするアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いました。

また、障害福祉サービス事業所等の実態とニーズを踏まえた計画とするため、市内のサービス事業所を対象とするアンケート並びに障害者関係団体を対象とするアンケートを実施しました。（※巻末資料 参照）

(4) 広く市民から意見を聴取するための取り組み

「障害者基本法」では、施策の基本方針として「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされています。

よって、広く市民の意向を反映させるため、本市ホームページでの意見募集及び出先機関等に意見提出箱を設置する等、パブリックコメントに準ずる形で市民意見聴取を実施しました。

第2章

枚方市の現状

第1節 人口・障害者数の現状

本市の人口は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度から令和元年度までの3年間で約1.1倍になっています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数が3年間で約1.4倍と大きく増えています。令和元年度末現在、障害者手帳所持者数は23,770人で、市の人口の約5.94%を占めており、枚方市民の約17人に1人が障害者手帳所持者であることとなります。

【障害者手帳所持者数と人口に対する割合の推移項目】

	項目	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
人口	実人数	人	404,007	402,688	401,397	400,038
身体障害者手帳	人	人	15,007	15,213	15,428	15,919
	人口比	%	3.71	3.78	3.84	3.98
療育手帳	実人数	人	3,168	3,295	3,436	3,554
	人口比	%	0.78	0.82	0.86	0.89
精神障害者 保健福祉手帳	実人数	人	3,055	3,592	3,857	4,297
	人口比	%	0.76	0.89	0.96	1.07
3手帳合計 (延べ人数)	延べ人数	人	21,230	22,100	22,721	23,770
	人口比	%	5.25	5.49	5.66	5.94

各年度3月末現在（人口は次年度4月1日現在、住民基本台帳の合計）

第2節 障害者（児）の現状

（1）3障害の手帳所持者

障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、18歳以上の身体障害者手帳所持者数の全体に占める割合が大きくなっています。

【年齢別障害者手帳所持者数】

単位：人

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳	275	15,644	15,919
療育手帳	1,125	2,429	3,554
精神障害者保健福祉手帳	318	3,979	4,297

令和2年3月末現在

（2）障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定者数は、令和2年3月末現在、2,559人です。区内内訳は、区分6が最も多く551人、次いで区分3が539人となっています。

【障害支援区分認定者数（令和元年度）】

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
障害支援区分認定者数	64	533	539	472	400	551	2,559

令和2年3月末現在

（3）精神通院医療費助成受給者

障害者自立支援医療における精神通院医療費助成受給者数は、令和2年3月末現在、7,674人です。

【精神通院医療費助成受給者数（令和元年度）】

単位：人

精神通院医療費助成受給者数	7,674
---------------	-------

令和2年3月末現在

(4) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在、15,919人です。等級別では1級が4,905人と最も多く、1級及び2級の重度の人が7,280人で手帳所持者全体の約45.7%となっています。また、障害別では肢体不自由が8,970人と最も多く全体の約56.4%、次いで内部障害が4,608人で全体の約29.4%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数の障害別／等級別内訳（令和元年度）】

単位：人

障害別／等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	児童	6	1	1	1	1	1	11
	成人	284	324	61	65	140	62	936
	小計	290	325	62	66	141	63	947
聴覚 平衡機能	児童	2	17	7	7	-	8	41
	成人	89	206	132	258	5	440	1,130
	小計	91	223	139	265	5	448	1,171
音声 言語	児童	-	-	1	1			2
	成人	7	20	79	47			153
	小計	7	20	80	48			155
肢体 不自由	児童	104	25	16	4	3	1	153
	成人	1,558	1,710	1,494	2,272	1,185	598	8,817
	小計	1,662	1,735	1,510	2,276	1,188	599	8,970
内部	児童	41	-	16	11			68
	成人	2,814	72	609	1,113			4,608
	小計	2,855	72	625	1,124			4,676
計	児童	153	43	41	24	4	10	275
	成人	4,752	2,332	2,375	3,755	1,330	1,100	15,644
	計	4,905	2,375	2,416	3,779	1,334	1,110	15,919

令和2年3月末現在

※重複障害のある人については、等級は総合等級、障害区分は主障害でカウントして記載。

（5）療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、令和2年3月末現在、3,554人です。児童（18歳未満）は全体の約31.7%となっています。程度別で見ると、所持者全体及び成人ではA（重度）が、児童ではB2（軽度）がそれぞれ最も多くなっています。

【療育手帳所持者数の程度別内訳（令和元年度）】

単位：人

		A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）	合計
療育手帳	児童	307	145	673	1,125
	成人	1,139	525	765	2,429
	小計	1,446	670	1,438	3,554

令和2年3月末現在

（6）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月末現在、4,297人です。等級別では2級が最も多く、全体の約55.7%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別内訳（令和元年度）】

単位：人

		1級	2級	3級	合計
精神障害者 保健福祉手帳	児童	3	67	248	318
	成人	325	2,327	1,327	3,979
	小計	328	2,394	1,575	4,297

令和2年3月末現在

第3節 今後の見込み

本市の人口は、今後やや減少傾向で推移すると見込まれます。

障害者手帳の所持者数は、いずれも増加する傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加率が大きくなると見込まれます。

【今後の見込み】

単位：人

	実績値	推計値				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
身体障害者手帳 所持者数	15,919	16,570	16,983	17,404	17,826	18,252
療育手帳 所持者数	3,554	3,608	3,693	3,773	3,852	3,929
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	4,297	4,510	4,757	5,003	5,247	5,491

各年度3月末現在

第 3 章

基本理念と基本目標

第1節 基本理念

【枚方市の基本理念】

- 障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
- 障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

障害者基本法においては、法の目的として、共生社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

本計画の上位計画である「第5次枚方市総合計画」においても、基本目標として「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」として「高齢者や障害者などが生きがいを感じながら、地域で自立した生活ができる環境づくりを進めます」と掲げています。

また、「障害者差別解消法」の施行により、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供に係る考え方が示され、地方公共団体においては合理的配慮の提供義務が、民間事業所においては努力義務が課せられました。

なお、国の「第4次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」するとされています。

本市では、障害のあるなしに関わらず、すべての人が個人として基本的人権を尊重され、地域社会の中で自己決定に基づき、その人らしく生活できる社会を目指しています。

今後も、地域共生社会の実現のために、これまでの取り組みを継続し、充実させていくことが必要であり、本計画策定にあたり、「枚方市障害者計画（第3次）」の基本理念を継承することとします。この理念に基づき、障害のある人が地域で自立していきいきと暮らせるよう、教育、まちづくり、社会参加などの施策の充実や、社会資源の整備を図っていきます。

1950年代から国、地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離されている状況がありました。また、精神保健においても、精神科病院への長期入院が常態化しており、入院中の

虐待等が社会問題となっていました。80年代以降、障害当事者自身が地域生活を求める声が上がりはじめたことや、国連を始めとする世界的なノーマライゼーションの理念の普及に伴い、国、地方公共団体においても脱施設、地域移行推進に施策転換してきた経過があります。今日では地域共生社会の理念のもと、障害のあるなしに関わらず、地域で生活できる社会に向け、行政を始め、様々な支援機関が連携して取り組んでいるところです。また、障害のある人が地域で自立して暮らすということは、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことであり、入所施設や精神科病院のみならず、地域においても、これらの選択の機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられないための必要な支援をしていきます。

第2節 基本目標

本計画は、「枚方市障害者計画（第4次）」「枚方市障害福祉計画（第6期）」「枚方市障害児福祉計画（第2期）」を一体的に策定したものです。アンケート調査の結果や、これまで、これからの法改正、法体系の変化などを考慮し、策定しています。

この間、本市では、「枚方市障害者計画（第3次）」の基本理念、基本目標に沿って、障害のあるなしによって、分け隔てられることがないように、全庁的に取り組むとともに、市民ニーズや法改正などを捉え、適宜、必要な施策を講じてきたところです。

障害のある人が地域で住み続けるためには、社会生活全般にわたり、更なる理解促進、社会資源の整備、施策の充実が必要です。

本計画策定にあたり、市民アンケート調査結果、障害福祉サービス事業所及び障害者団体へのアンケート調査などで意見、ニーズの把握に努めてきました。これらのニーズ分析も踏まえ、本計画における基本目標は、基本的に前計画を継承するとともに、社会状況の変化や市民のニーズに合わせて、一部の基本目標を見直し、基本方向及び具体的な施策に一定の変更を加えることにより、施策の展開、充実を図ることとします。

（1） 市民啓発及び地域との交流の推進

「障害者差別解消法」の施行により、「合理的配慮」の概念が示されました。前期計画期間には市民の法の趣旨の一定の理解は進んでいますが、十分に浸透したとは言えない状況です。より多くの市民を対象に、障害者差別の解消、障害に対する理解促進のため、啓発を進めます。

また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」の施行など、障害を事由として権利能力に不安のある人などに対して権利擁護する必要性がより高まっています。

権利擁護の制度の周知や推進を図るとともに、虐待や差別につながることをないように早期の発見と対応に努める必要があります。障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係機関と連携し、差別解消に向けた取り組みを進めます。また、障害者に対する差別や虐待について、迅速に対応できるよう努めていきます。

地域福祉活動の推進とともに、地域での交流促進については、障害者も積極的に地域のイベントなどに参加できるよう啓発を行い、障害者に対しても参加を働きかけていきます。

（2） 障害者（児）が安心できるまちづくり

障害者が安心できるまちづくりには、アクセシビリティの確保が必要です。建物のみ

ならず、道路や交通網などのバリアフリー化を図り、環境整備を進めます。また、障害者が地域で住み続けられるよう、障害者に対応した仕様の住宅の確保やグループホームの整備を推進します。

近年には、医療的ケアなどを必要とする児童の家族を含めた支援ニーズの把握など、従来から提供体制の確保の難しかった分野への見直しが課題となっています。前期計画では、子どもの成長にあわせて、関係機関の連携した、切れ目の無い一貫した支援の提供を図ってきました。本計画でも支援を継続的に発展し、とくに保育・療育・教育の切れ目の無い連携を重視して取り組みます。また、障害のある子どもが健やかに成長できるよう、障害のあるなしにかかわらず、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちづくりの一環として、地域で生活をするための方策について充実を図ります。

近年の気候の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活への支援などが、より喫緊の課題となっています。また、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染症予防対策のため、人が集まることが困難となっており、結果として、サービスの提供や相談支援を受けられないといった支障をきたしています。そういった新たな災害や感染症への対策の観点を加味し、障害者をはじめ、避難行動要支援者となる方に対する配慮について、周知、啓発を行うなど、安心できるまちづくりに向けてのさまざまな取り組みを進めます。

(3) 安心して生活できるサービスの確保と提供

障害福祉サービスに係る提供基盤は概ね順調に整備されており、市内の社会資源は充実してきています。ただし、サービスの種類によっては、事業者の参入が一定数で横ばいになりつつある傾向もみられます。今期計画では、サービス提供基盤を拡大すべき分野では引き続き多種多様な事業者の参入を呼びかけるとともに、事業者に対し研修等を実施し、サービスの量と質の両面での向上を図っていきます。

また、情報などのソフト面についてもバリアフリー化を図るため、多様な手法を用いて情報提供が図れるよう改善に努め、障害のある人の意思決定を支援する観点からもコミュニケーション手段の充実を図ります。

アンケート調査などでは、障害のある人の支援者の疲労を防ぐためのレスパイト（休息）の必要性や、緊急時の福祉サービスの確保の課題が浮き彫りとなりました。障害特性ごとに異なるニーズに対応した、きめ細やかな緊急時にも対応できる支援体制づくりに努めます。

医療的ケアを必要とされる在宅障害者（児）は依然として増加傾向にあり、保健機関、医療機関との連携を強化し、ネットワーク化を図っていきます。とくに医療的ケアを必要とする子どもについて、支援を充実することにより居場所の確保にも取り組みます。

(4) 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

本市の職員としての障害者雇用、チャレンジ雇用を実施するとともに、民間事業所に対しても障害者の就労を働きかけていきます。今後も、一般就労に向けての支援の一層の充実に取り組んでいきます。

枚方市自立支援協議会就労支援部会等の関係機関と連携を図るなど、就労継続支援事業所等の工賃向上に向けた取り組みを引き続き支援していきます。

また、障害のある人の社会参加と自己実現を推進する観点から、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動といった、自分らしく過ごすことのできる活動を支援するとともに、障害のある人が活動を通じて地域や社会と交流し、自分のメッセージを発信できる機会の増設にも取り組みます。

さらに、近年の感染症予防対策にともない、人と人とのふれあいの機会が減っている問題に対応するため、いわゆる「新しい生活様式」の実践を通じて、先進技術などを活用したコミュニケーションを支援し、他者との直接的な接触の機会の減少が、障害のある人の社会からの阻害につながることはないよう取り組みます。感染症予防対策に限定せず、支援ツールによって障害のある人の情報収集と発信が容易になり、より他者とコミュニケーションが円滑に進む環境整備をめざします。

(5) 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

アンケート調査などでは、相談先を障害者相談支援センターとする人は、まだまだ少なく、相談支援を利用しない理由に「どんな内容を相談すればいいのか」「どんなサービスか知らない」などが多いことから、相談支援センターなどの周知に努め、身近でわかりやすい相談窓口の更なる充実を図っていきます。

前期計画では、共生社会の形成に向け、地域生活への移行や一般就労を進め、障害者の自立した生活を支援するために、障害のある人を地域全体で支える一環として、相談支援体制を含む支援体制の構築を図ってきました。

現在、福祉の各分野に関わる国の基本方針として示されている地域共生社会の実現のためには、相談支援について、地域の相談などを受け止めて自ら対応する機能、あるいは適切な支援機関につなぐ機能、多機能が協働するための中核あるいは伴走支援を担う機能、などが求められています。そのためには、他の福祉分野を含めて、「どこに相談しても適切な支援につながる」相談支援体制の構築が課題となります。

本計画では、前期計画での相談支援体制の構築を継続的に発展し、障害児福祉と関連する子育てや児童福祉分野、障害のある人の高齢化と関連する高齢者福祉分野などと連携して、地域での福祉分野すべてをつなぐ、総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

第3節 施策体系

基本目標	基本方向	施策
第1節 市民啓発及び地域との交流 の推進	1 多様な啓発の推進	(1) 人権・人命の尊重
		(2) 虐待や差別の防止
		(3) 合理的配慮
	2 地域との交流	(1) 地域福祉活動 (2) 地域交流の推進と居場所づくり
第2節 障害者(児)が安心できるま ちづくり	1 公共施設の整備等	(1) バリアフリーの整備
	2 保育・療育・教育の充実	(1) 保育・療育・教育の充実
	3 災害対策	(1) 自然災害(避難行動要支援者 対策)
		(2) 感染症対策
第3節 安心して生活できるサービ スの確保と提供	1 地域生活への支援	(1) 福祉サービス提供体制の充実 と質の向上
		(2) 多様なコミュニケーション
	2 緊急時の対応	(1) 障害ニーズに応じた対応
	3 保健・医療との連携	(1) 保健・医療との連携
第4節 自分らしい生き方を見つけ る・選ぶ	1 就労に向けた支援	(1) 就労に向けた支援
		(2) 就労に関する相談支援
		(3) 工賃向上に向けた支援
	2 社会参加と多様な学習 への支援	(1) 生涯学習の推進
		(2) 文化・芸術活動への支援
		(3) スポーツ・レクリエーション 活動への支援
3 新しい生活様式の実践	(1) 多様な変化に対応した社会参 加	
	(2) 先進技術による支援ツールの 活用	
第5節 身近な相談窓口の充実とき め細やかな情報提供	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談・支援体制の充実ときめ 細やかな情報提供
	2 関係機関との連携による 支援の充実	(1) 関係機関との連携による支援 の充実

第4章

障害者計画（第4次）

第1節 市民啓発及び地域との交流の推進

1. 多様な啓発の推進

■現状と課題

障害や障害者についての理解を深めるための多様な啓発を推進することは、障害の有無に関わらずともに生きる社会の実現、ひいては人権・人命の尊重のため、障害や障害者についての理解を深める多様な啓発活動が必要です。

義務教育においては、小・中学校で、例えば、点字や手話の学習、車いす体験や地域の障害者関係施設との交流を行うなど、障害理解と体験的な学習を進めています。地域でともに学ぶ教育を推進し、義務教育の早期から継続的に障害者理解教育や人権教育を行うことが必要です。

地域においては、関係団体等の協力を得ながら、人権週間や障害者週間を中心に障害者に関する講演会や映画会などを実施しています。また地域活動支援センターにおいても、普及啓発事業を実施しています。毎年障害者週間の時期には、市と枚方市自立支援協議会の共催で、啓発イベントとして「ほっこりひらかた」を開催しています。今後も各種のイベント等の機会の充実が必要です。

市の広報については、広報ひらかたに障害や障害者に関する記事を掲載しています。今後も理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

市の職員については、毎年新入職員を対象に、人権研修として障害者差別解消に関する研修等を行っています。

また、市民や民間事業者に対しても、障害を理由とする差別をなくし、誰もが生きやすい社会にしていくため、障害や障害者についての理解を深める啓発活動が求められています。

虐待や差別の防止に向けては、判断能力が不十分な障害者の権利や財産を守るために、関係機関と連携し、成年後見制度に関する周知や相談に努めています。社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業」の利用を希望する者が増える中、令和2年度には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、必要な方には、市長による裁判所への後見等の申し立てや、後見人等への報酬支払いの助成を実施しています。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、本市においては、枚方市障害者虐待防止センターを設置し、市内障害者相談支援センターの協力とともに、相談・通報の受け付け及び対応を行っています。また、警察署や消防署、事業者連絡会等関係機関で構成する枚方市障害者虐待防止関係機関会議を設置し、虐待事案の発生要因等の分析や検証を行い、障害者虐待の防止と虐待

事案に対する早期発見と適切な対応に取り組んでいます。

障害者虐待に関する相談・通報件数の増加と共に、虐待内容も複雑化しており、迅速な対応とともに、対応する職員のスキルアップが求められています。また、被虐待障害児支援については、枚方市児童虐待問題連絡会議において情報共有等連携を図っています。

差別の解消や合理的配慮については「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別として禁止し、差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年に施行され、5年が経過したところです。

本市では、身近な地域において、障害者差別に関する相談や対応を円滑に行うため、関係機関のネットワーク組織として「枚方市障害者差別解消支援地域協議会」が設置されており、広範多岐に渡る障害者差別に関する相談について、関係機関と連携し、対応しています。

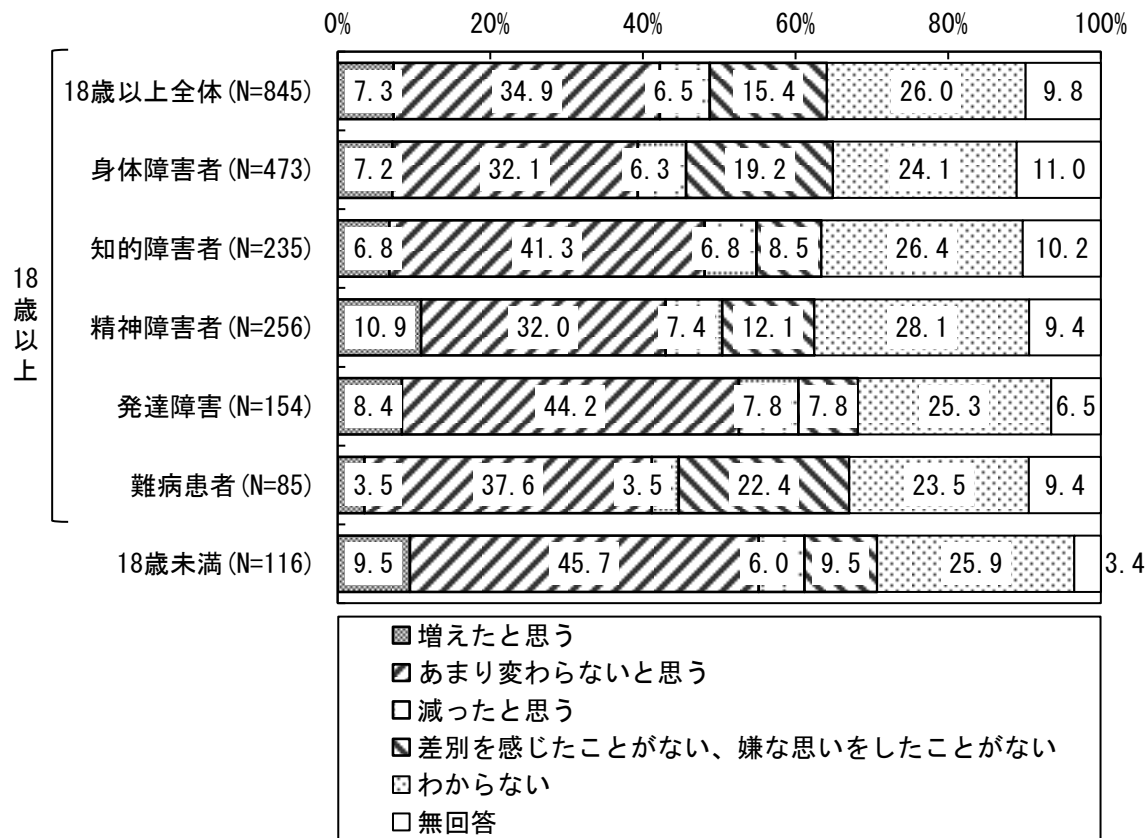
また、職員が遵守すべき服務規律の一環として策定された「職員対応要領」や、「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」に従い、職員が窓口において障害のある市民に対応する際には、障害を正しく理解したうえで、適切な対応に努めます。

障害者に対する虐待や差別をなくすためには、障害に対する理解を深める啓発が重要であり、継続して啓発活動を行いながら、相談対応に努めていく必要があります。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをすることは、この5年間で変わったように思いますか」との問いに対して、「増えたと思う」「減ったと思う」との回答がそれぞれ約7%前後で同程度となっています。「増えたと思う」割合は精神に障害のある人で10.9%と最も高く、「減ったと思う」割合は発達障害のある人で7.8%と最も高くなっています。また、「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」との回答は、身体に障害のある人や難病のある人では約2割前後と多く、発達障害のある人や知的障害のある人では1割未満と少なくなっています。（p.26 グラフ1参照）。

【グラフ1：障害があることで差別や嫌な思いをすること（令和2年度障害者アンケート）】



※第4章のグラフの見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 図表等の「N (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

■施策の基本的な方向

人権擁護を推進するため、行政が関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等を対象として、あらゆる差別の撤廃に向けた啓発・広報活動を推進します。また、行政職員を対象として、人権や障害、手話等に関する研修を実施します。

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の制度を周知し、利用の必要な人への情報提供や相談、支援の充実に努めます。そのため、令和2年度に策定した「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」での取り組みと足並みを揃え、成年後見制度に限定せず、虐待や差別への対応も含めた、幅広い権利擁護のための制度を利用しやすくするよう取り組みます。

関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止および相談・通報に対する迅速な対応に努めます。また、枚方市障害者差別解消支援地域協議会による関係機関とのネットワークを活用し、大阪府とも連携を図りながら、障害者差別に関する相談に適正に対応していきます。

教育機関と連携して、学校教育での障害への理解を進めます。また、広報や市のホームページ、イベントの開催などを活用して、障害への合理的配慮の考え方を普及し、障害や障害のある人への市民の理解を深めていきます。

（1）人権・人命の尊重

施策名	取り組み	所管課
人権尊重のまちづくりへの総合的取り組み	人権尊重の理念の浸透と障害者への差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向け、啓発や学習を進めていきます。	人権政策室 教育支援推進室 (児童生徒支援担当)
職員研修の実施	障害に関する理解を深めるため、人権や障害に関する職員研修を行います。また、手話研修など、障害への認識を深める取り組みを継続します。	人事課 地域健康福祉室 (障害福祉担当)

（2）虐待や差別の防止

施策名	取り組み	所管課
障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助の充実	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の権利擁護を図るために、成年後見制度について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。	地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 健康福祉総務課
権利擁護のための制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取り組みについて障害のある人や家族への周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報を提供します。	地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 健康福祉総務課
虐待への対応	障害者への虐待防止のため、障害者虐待防止センターで、24時間365日体制で相談・通報に対応します。関係機関と連携し、虐待発見後の迅速、かつ適切な対応を図ります。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
障害者差別解消法への対応	障害者に対する差別の解消に資する取り組みとして、関係機関とネットワーク組織を構築し、情報の収集および共有を図ります。相談事案に対し、関係機関や大阪府と連携し、差別解消に向けた取り組みを推進します。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）

（3）合理的配慮

施策名	取り組み	所管課
障害者への理解を深める教育	小・中学校においては、学年に合わせて、さまざまな障害に関する障害者理解教育を進めます。	教育支援推進室 （児童生徒支援担当）

施策名	取り組み	所管課
情報発信	広報ひらかたやホームページをはじめ、さまざまな媒体を通して、障害や障害者に関する啓発活動及び取り組みなどの情報を広く発信していきます。	広報プロモーション課 地域健康福祉室 (障害福祉担当)
イベントの開催	障害や障害者への理解を促すため、啓発イベントやキャンペーンを開催します。	人権政策室 地域健康福祉室 (障害福祉担当)

■【参考】枚方市成年後見制度利用促進基本計画

枚方市では、令和2年度に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、成年後見制度に限定しない、地域において権利擁護に関わる支援を必要とする高齢者や障害者、児童などへの相談・支援体制の充実を図っています。

成年後見制度利用促進計画は、地域の福祉分野に関して共通して取り組む事項を盛り込んだ「枚方市地域福祉計画」と一体的に取り組むとともに、本計画にも取組内容を記載し、行政の担当各課や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組むものとし、また、法人後見を行う事業所の増加に向けた啓発事業に取り組めます。

(1) 計画策定の意義

成年後見制度とは、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う制度です。

枚方市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

(2) 計画の期間

令和3（2021）～令和6（2024）年度の4年間とし、令和7（2025）年度から、次期地域福祉計画に統合する予定です。

(3) 枚方市の主な取り組み

- ① 広報・啓発活動の強化：市民・関係者へ向けた広報・啓発活動
- ② 相談体制・支援体制の充実：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ③ 助成制度のあり方の検討
- ④ 市民後見人の養成・育成

2. 地域との交流

■現状と課題

障害のある人が、地域の中で生活し、地域社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現に向けて、ともに支えあい、助けあうまちにするためには、ボランティアや交流活動また居場所づくりを推進することが重要です。

本市では、「いつまでも安心して地域で暮らせるように、支えあえる地域を創る」を基本理念とする「枚方市地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動の支援や普及に努めています。

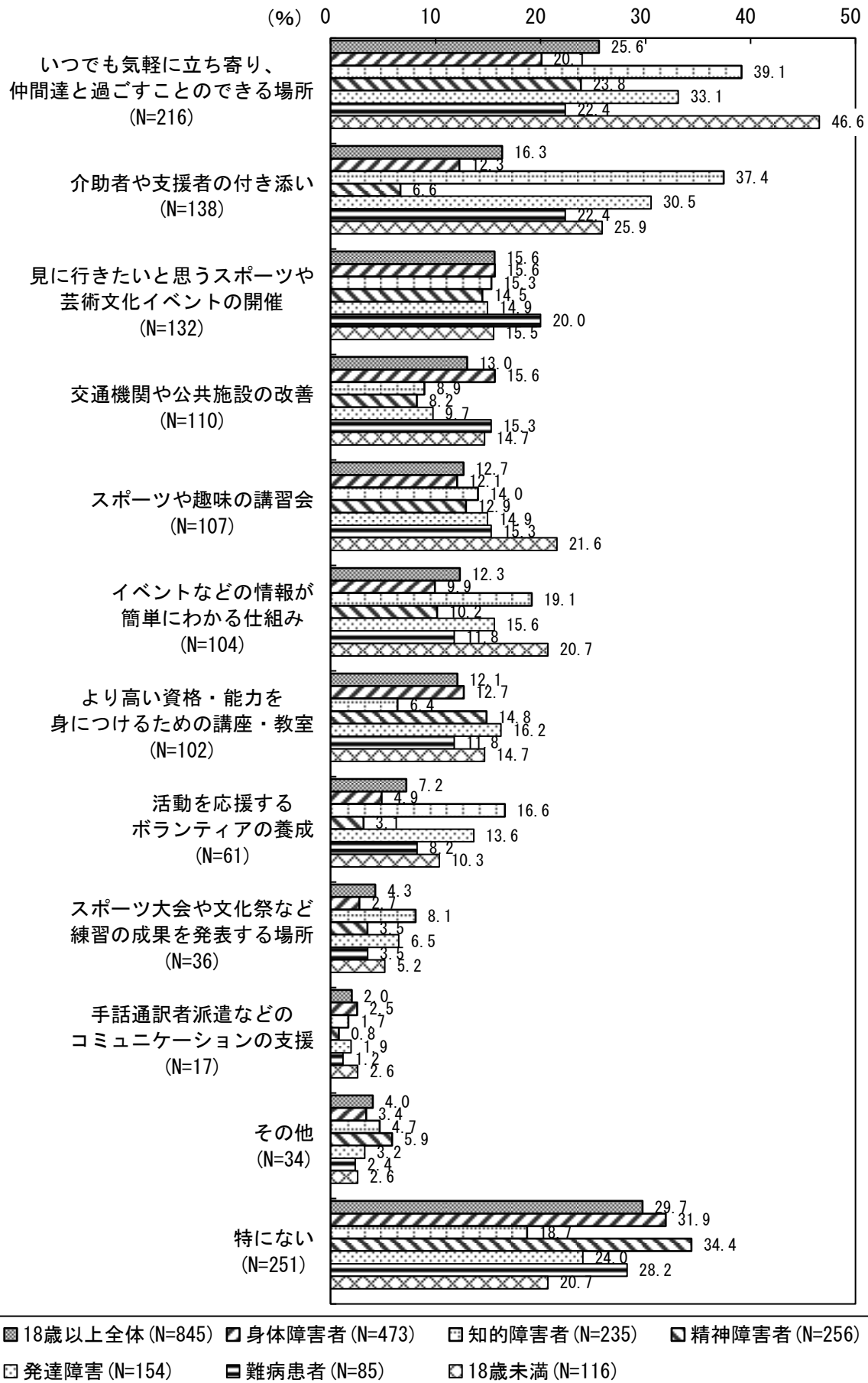
ボランティア体験の機会として、枚方市及び近隣市在住の高校生から30歳代を対象に、夏季のボランティア体験プログラムを、関係団体と協力して実施しています。

地域の中での障害者の居場所として、気軽に立ち寄り交流できる地域活動支援センターについてはⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型と、それぞれ特色を持った取り組みを行い、地域との交流の場として活動していることから、今後も、地域活動支援センターと協力して身近な居場所づくりに努めることが必要です。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「余暇にしたい活動をするために何が必要ですか」との問いに対して、全体では「特にない」方を除いて、3割近い方が「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」、2割近い方が「介助者や支援者の付き添い」を挙げています。障害種別にみても全体の傾向は共通していますが、身体に障害のある人では「交通機関や公共施設の改善」、知的障害のある人や発達障害のある人では「活動を応援するボランティアの養成」「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」、難病のある人では「見に行きたいと思うスポーツや芸術文化イベントの開催」「交通機関や公共施設の改善」、18歳未満の児童では「スポーツや趣味の講習会」「交通機関や公共施設の改善」「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が、それぞれ他の障害種別に比べて多い傾向にあります。前回調査に引き続き、居場所づくりが重要であることを示す結果となり、今後も身近な居場所づくりに努めることが求められています。また、障害種別によっては、スポーツや文化に関わるイベントなどの開催と、開催情報の提供へのニーズが高く、多様な余暇を過ごせるように支援することが課題です（p.31 グラフ2参照）。

【グラフ2：余暇活動をするために必要なこと（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数

■施策の基本的な方向

地域福祉の考え方を広報・啓発し、ボランティア環境の整備や、ボランティア体験を推進することにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、地域住民からの身近な支援のある環境づくりに取り組めます。また、上位計画である「枚方市地域福祉計画」にしたがい、複数分野の福祉計画と連携して、市民ボランティアなどによる包括的・総合的な支援を推進します。

さらに、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所などと連携して、スポーツや文化などのイベントを開催し、障害のある人同士や、障害のある人と地域住民との交流を推進します。そういった交流の機会や拠点を整備することにより、障害のある人が気軽に楽しめる居場所づくりを進め、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。

（1）地域福祉活動

施策名	取り組み	所管課
地域福祉活動の普及	市民が主体的に担う地域福祉活動を促進するため、多様な学習の機会や広報によって、地域福祉の考え方の普及を図るとともに、活動の紹介などを行います。	健康福祉総務課
「地域福祉計画」の推進	「枚方市地域福祉計画」の着実な実施により、社会福祉協議会等関係団体と連携し、市民による地域福祉活動への支援を充実させます。	健康福祉総務課 地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 地域健康福祉室 （長寿・介護保険担当） 地域健康福祉室 （健康増進・介護予防担当） 地域健康福祉室 （母子保健担当）

施策名	取り組み	所管課
ボランティア活動支援体制の整備	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、ボランティアが円滑に活動できるよう必要な環境整備を図ります。	健康福祉総務課
ボランティア体験の推進	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、誰もが参加できるボランティア体験事業を推進します。	健康福祉総務課

（2）地域交流の推進と居場所づくり

施策名	取り組み	所管課
交流機会の充実	サービス事業所等と連携し、障害の有無に関わらずともに楽しめるレクリエーションや文化・スポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
身近な居場所づくり	障害者が日常的に、気軽に立ち寄り時間を過ごせる身近な交流拠点を、地域活動支援センターとの連携によって確保します。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

1. 公共施設の整備等

■現状と課題

2020年に開催を予定されていた東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機にまちのバリアフリー化は全国的に進められています。障害のある人の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、誰もが安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人も利用できるようなアクセシビリティに配慮したまちづくりを進めることが必要です。

本市では、障害のある人や高齢者等に安全・快適に安心できるやさしいまちづくりの実現のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。公共建築物については、改修工事の際、オストメイト、多目的トイレ等の整備を進めるほか、手すり、エレベーター、スロープ等の設置を取り入れてきました。

公園施設については、既設公園における出入口の段差解消や階段の手すり、園路のスロープなどの更新、改修を行い、全ての人が利用しやすいよう、バリアフリー化を行ってきました。

交通環境については、移動等円滑化の推進のため「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、市内の駅及び道路等の本市におけるバリアフリー化事業について、各事業者や施設を利用する当事者からなる枚方市バリアフリー推進協議会を開催し、バリアフリーに関する協議を行い、段階的にバリアフリー化を図ってきました。市内全12駅ではエレベーターやスロープ等の設置により移動円滑化された経路を確保し、一定の整備が完了しました。また、御殿山駅周辺、藤阪駅周辺における段差、勾配の改善等バリアフリー化を行ってきました。

移動や交通の安全を図るため、歩道上の障害物排除についても、違法駐車・放置自転車の移送や不法占用物の撤去指導等を行っています。

しかし、多くの市民が日常的に利用する施設や道路等が、必ずしも障害者に十分配慮されているとはいえません。

また、住環境について、障害者自身が、誰と、どこで、どのように暮らすのかを選択できる社会を実現するために、地域において障害特性に対応した住宅の確保・改善を進めていくことが重要です。

障害者の住まいの確保については、地域で暮らすための基盤となるグループホームの整備を進める一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備の義務化への

対応や支援員の確保、周辺住民の理解等、様々な課題があります。

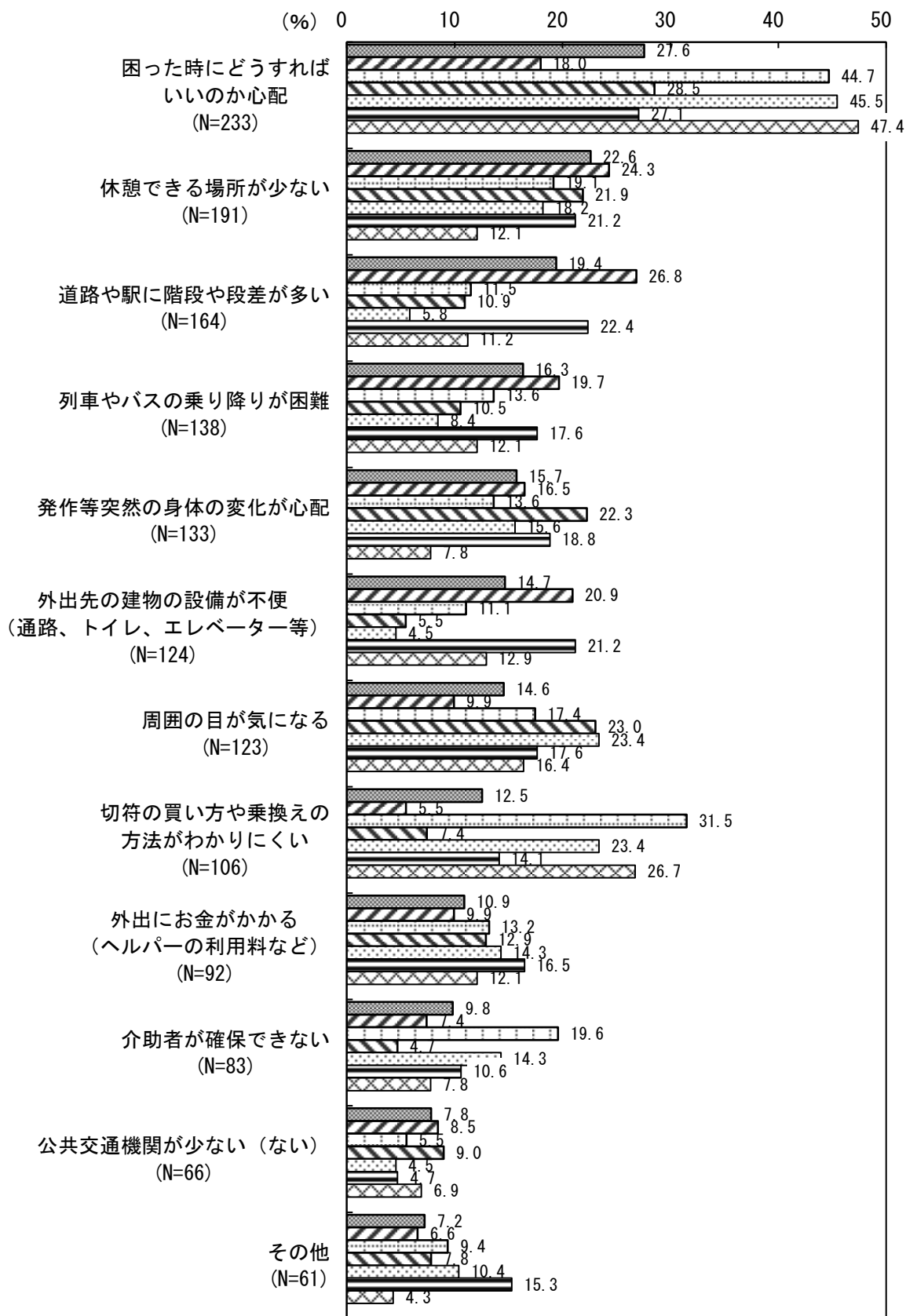
住まいの確保・改善を進めるとともに、情報の収集及び提供と相談の充実が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「外出について困ることは何ですか」との問いに対して、全体では約3割の方が「困った時にどうすればいいのか心配」、約2割の方が「休憩できる場所が少ない」を挙げています。障害種別にみると、身体に障害のある人や難病のある人では「道路や駅に階段や段差が多い」「外出先の建物の設備が不便」、知的障害のある人では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」、精神障害のある人では「周囲の目が気になる」「発作等突然の身体の変化が心配」、発達障害のある人では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」「周囲の目が気になる」、18歳未満の児童では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が、それぞれ他の障害種別に比べて多い傾向にあります。前回調査に引き続き、駅や道路の段差、外出先の建物の設備が不便なことなど、外出に際し多くの困りごとがあることが明らかで、今後も各施設・設備において、順次整備を図っていくことが求められています。また、障害種別によっては、公共交通を利用する際のわかりやすい説明へのニーズが高く、コミュニケーション手段の整備が課題です（p.36 グラフ3参照）。

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

【グラフ3：外出について困ること（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



■ 18歳以上全体 (N=845) ■ 身体障害者 (N=473) ■ 知的障害者 (N=235)
 ■ 精神障害者 (N=256) ■ 発達障害 (N=154) ■ 難病患者 (N=85)
 ■ 18歳未満 (N=116)

※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数

■施策の基本的な方向

引き続き「枚方市交通バリアフリー基本構想」などにに基づき、公共施設や公園、道路などが、障害のある人を含めたすべての人に住みよく、居心地のよいまちづくりを進めます。安全で快適に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共施設の整備・改修に際しては、多目的トイレやスロープを設置して一層のバリアフリー化を進めることで、生活環境全体のアクセシビリティの確保に取り組みます。

また、住環境については、グループホームの整備促進や、重度の障害のある人が活用しやすい住宅改造の助成などを図り、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりをめざすとともに、そういった住宅や生活全般に関わる情報の収集やセーフティネット住宅情報提供システムの活用など、必要とする人へのわかりやすい相談支援・情報提供につなげるよう努めます。

住宅入居等支援事業については、今後必要性を検討します。

（1）バリアフリーの整備

施策名	取り組み	所管課
公共施設の整備・改善	誰もが利用しやすい公共施設をめざし、学校施設ほか市有施設の整備・改修に際し、多目的トイレ、スロープ等を設置し、バリアフリー化を進めます。	施設整備室 まなび舎整備室 (施設管理課)
公園の整備・改善	すべての利用者がより円滑に利用できるよう公園施設の更新、改修、撤去等を行い、バリアフリー化を順次進めます。	みち・みどり室
駅及び周辺のバリアフリー化	障害者が安全で快適に移動できるよう、「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、今後も歩道の段差解消、点字ブロックの敷設など歩道のバリアフリー化を図るとともに、利便性や安全性の向上促進を図るため関係機関等との連絡調整を行います。	土木政策課 道路河川整備課
歩道環境の改善	障害者の通行の妨げとなる放置自転車や違法駐車、不法占用物を撤去するとともに、市民啓発を進めます。	道路河川管理課 交通対策課

施策名	取り組み	所管課
交通安全施設の設置	道路交通環境の改善を図るため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めます。	交通対策課
福祉移送サービス	障害者の社会参加の機会を拡充するため、サービスの提供事業者の確保と共同配車センターの充実に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
グループホームの拡充・改善	新規開設や定員増加を伴う整備を行う事業者へ支援を行い、グループホームの整備促進を図ります。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
住宅改造助成	重度障害者に対する住宅改造費の一部助成については、さらなる周知を図り、利用の促進に努めます。また必要な対象者がより活用しやすい要件とするなど、制度の拡充をめざします。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
住まいに関する相談と情報提供	住宅を含めた生活全般に関する相談を、市内の相談支援事業者等で実施していくとともに、情報収集・提供に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

2. 保育・療育・教育の充実

■現状と課題

心のバリアフリーを推進するためには、障害の有無に関わらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」保育・教育を継続して進めることが必要であり、障害のある子どもの健やかな成長を育むためには、障害に応じた療育・支援を充実させることが重要です。

障害の早期発見・早期対応については、乳幼児健診を行い、障害の早期発見、育児相談、関係機関と連携等の支援を行っています。また、経過観察が必要な子どもと保護者を対象に、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を実施しています。また、NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援しています。

地域の公私立保育所（園）、認定こども園においては、障害のある子ども等の受け入れを行っています。障害児保育制度の認定を受けた子どもへのフォローとして、必要に応じて加配保育士の配置等を行っています。また、専門の相談員による巡回相談（公立）、

保育相談（私立保育所（園）・認定こども園）を行い、保育・教育の手立ての指針にするとともに、保護者面接も適宜実施し、関係機関とも連携を取りながら、相談・助言を行っています。保育士等への支援としては、公私立合同の研究会を実施するなど、枚方市全体の障害児保育の資質の向上に努めています。

一方、公立幼稚園においては、支援を必要とする幼児について講師を加配し、また、支援教育コーディネーターを中心に園における支援体制を構築し、教育活動を推進しています。

市立ひらかた子ども発達支援センターは、幼児療育園とすぎの木園の合築による移転建替えにより、平成31年4月にオープンしました。センターでは、障害や発達に関する相談に幅広く応じるとともに、子どもたち一人ひとりの発達状況や障害特性にあわせた専門的な保育・療育を提供することにより、子どもの健やかな成長発達を促し、その可能性を広げ、家庭・地域での育ちや暮らしを支えるため、通所での支援やリハビリテーションの提供を実施しています。

放課後等デイサービス事業につきましては、利用ニーズも高く、利用実績も増加傾向にあります。これは、利用者本人にとっては放課後等の活動場所ができること、保護者にとっては、療育が受けられることや休息の確保ができることなどの理由によるものですが、一方では、サービス量の急増に伴い、質の確保が課題になっています。

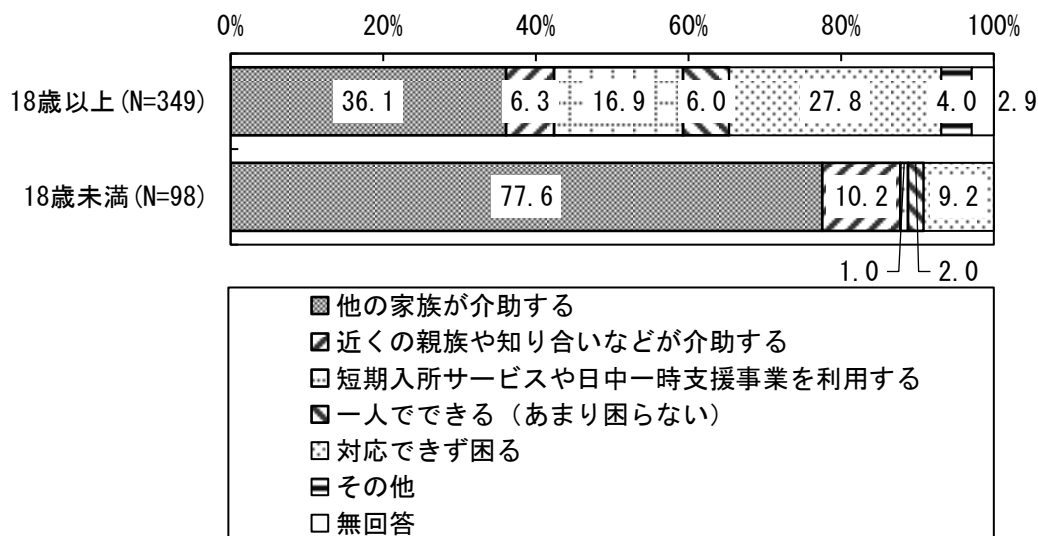
一方、児童の放課後対策として行っている留守家庭児童会室については、受け入れ対象学年の拡大に伴い、障害の有無にかかわらず、すべての小学校の留守家庭児童会室に通室できる状況となっています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応」をたずねたところ、18歳未満の児童では、18歳以上の成人に比べて、「他の家族が介助する」割合が多く、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」割合が少なくなっています。また、「対応できず困る」割合は、成人では27.8%、児童では9.2%となっています。子どもの介助は家族や親族に頼る傾向がみられ、家族や親族で対応できないときには福祉サービスをあまり利用できていない結果となっているため、今後も引き続き、子どもを預けることのできる居場所づくりが求められています（p.40 グラフ4参照）。

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

【グラフ4：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応（令和2年度障害者アンケート）】



■施策の基本的な方向

乳幼児健康診査や新生児聴覚検査などを通じた障害の早期発見に努めます。また、健診後には経過観察などのフォローを通じて、NICU 退院時には医療機関との連携を通じ早期対応に努め、子どもと保護者への発達相談や療育と医療の連携などを図り、育児支援を充実させるとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援するよう努めます。個別の療育や保護者への指導などをきめ細やかに提供するとともに、医師等の専門職による相談やリハビリテーションの提供の充実などに努めます。また、支援を必要とする子どもと保護者を対象に「地域子育て支援事業」や子育て講座などを実施し、地域における子どもの発達や障害への理解を深めるよう取り組みます。

庁内と、療育機関、保育・教育機関、福祉施設などの関係機関の連携を推進し、障害児等関係機関連絡会議などを通じた情報の共有に努めることで、総合的な支援を充実し、子どもへの切れ目のない支援体制の強化を図ります。

障害のある子どもが地域の中で「ともに生き、ともに育つ」ために、障害の有無にかかわらず成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行えるように、職員の専門知識の向上や、適切な人材配置などに取り組みます。

小・中学校などでの教育においては、専門家による巡回相談を活用するなど、子どもと保護者への相談の機会や、教職員への助言の機会の充実を図ります。また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、留守家庭児童会室など、休日、放課後や長期休暇における障害のある子どもへの支援の充実を図り、地域での子どもの居場所づくりを推進します。

（1）保育・療育・教育の充実

施策名	取り組み	所管課
乳幼児健康診査の推進	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査において、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。	地域健康福祉室 （母子保健担当）
早期対応の充実	健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、発達相談等において助言・指導を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。また、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）においては、小集団での親子の保育を通じて、保護者の育児支援等、早期の対応に努めます。 NICU（新生児集中治療室）から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援します。	地域健康福祉室 （母子保健担当）
療育の充実	個別療育、保護者指導等、きめ細かな療育の提供を対象児童に行います。 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、日々の生活を基盤とした個別・集団的な療育を実施するほか、医師の指示の下、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いて、個々の状況に応じたリハビリテーションを実施し療育の充実に努めます。	地域健康福祉室 （障害福祉担当） 市立ひらかた子ども発達支援センター

施策名	取り組み	所管課
地域療育の推進と地域との連携	<p>市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、発達上支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、「地域支援事業」を実施し、遊びや集団の場を通じて経験を広げ、子どもの成長と保護者の子ども理解の促進に努めます。また、子どもの発達や障害についての理解を深め、成長や発達に見通しをもってもらうことを目的に、子育て講座を実施します。</p> <p>地域健康福祉室（母子保健担当）において、在宅の障害児に対して医師等専門職による相談・助言等を行うとともに、地域療育と連携を図ります。</p>	<p>市立ひらかた子ども発達支援センター 地域健康福祉室 （母子保健担当）</p>
関係機関との連携	<p>地域健康福祉室（母子保健担当）、療育機関、保育所（園）、幼稚園等から小学校、小学校から中学・高等学校、中学・高等学校から進学先・就職先、就職先から福祉施設へと発達障害のある児童を含め障害児童のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図ります。また、枚方市障害児等関係機関連絡会議において、障害のある児童及びその周辺の児童（健診等でのフォロー児童等）並びにその家族が抱える様々な問題に対して、情報交換、意見交換等を行い、関係機関の連携を図ります。支援度合いが高い障害児や高次脳機能障害児についても必要な情報共有を図っていきます。</p>	<p>地域健康福祉室 （母子保健担当） 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 公立保育幼稚園課 子どもの育ち見守りセンター 教育支援推進室 （児童生徒支援担当） 教育指導課 放課後子ども課</p>
保育と就学前教育の充実	<p>保育所（園）・幼稚園等において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、障害のある子どもの支援体制の強化を図ります。</p>	<p>公立保育幼稚園課 子どもの育ち見守りセンター 教育指導課 教育研修課</p>

施策名	取り組み	所管課
放課後等デイサービスの充実	小・中・高等学校に就学する障害児の授業終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や支援を行い、療育の充実を図ります。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
日中一時支援事業の充実	利用しやすい運用に努め、サービスの充実を図ります。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
留守家庭児童会室運営事業	平成30年度より、第1学年から6学年までの全学年の児童の受け入れを行っています。障害のある児童については、職員の研修や職員の配置、また学校との連携等により、保育環境や支援の充実を図ります。	放課後子ども課
障害のある児童への教育の充実	小・中学校において、個別の教育支援計画等を活用し、障害のある児童等のニーズに応じた適切な教育を行えるように努めます。また、教職員研修の充実や、支援学校などのスタッフ及び専門家による巡回相談を活用しながら、教育の充実を図っていきます。	教育支援推進室 （児童生徒支援担当） 教育研修課
通学支援の充実	ひとりで通学が困難な児童を対象として、保護者の就労や病気療養等のやむを得ない理由がある場合に通学ガイドヘルパーを派遣し、通学の支援を行います。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
相談の実施と保護者との連携	障害のある子どもの保護者への相談を行うとともに、保護者と学校の連携強化を図ります。	教育支援推進室 （児童生徒支援担当）
進路指導の充実	関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。	教育支援推進室 （児童生徒支援担当）

3. 災害対策

■現状と課題

近年、全国各地において頻繁に災害が発生しており、災害対策については国においても喫緊の課題となっています。平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、障害者に対する災害対策の重要性が改めて認識され、平成28年4月に発生した熊本地震では、福祉避難所への受入れに問題が発生するなど、その実効性についての再検討が課題となりました。また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認が課題となったことを踏まえ、災害時における障害者の安否確認や避難支援、及び避難生活の支援について、対策をすすめることが必要です。

災害時に、自力で避難することが困難な高齢者・障害者の支援として、「災害時要援護者避難支援事業」により、地域と連携して避難支援者を設定するなどの取り組みをすすめるとともに、避難後において、避難所での生活が困難な方を対象とした「福祉避難所」として、バリアフリー整備された総合福祉会館など市内24施設を令和2年度までに指定しています。また、平成30年度からは、手帳所持者に対して、「災害情報カード」に代えて、緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配付しています。

災害発生時等における情報提供や避難誘導、また避難先での支援等についても、障害者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関がすべての避難行動要支援者を救助することは困難であることから、コミュニティ協議会や自主防災組織、障害福祉サービス事業所等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。近隣住民や避難所等に避難される市民の中には、障害者がどのような支援を必要とされているのか、どのように支援を行えばよいのか、わからない人も多くおられるため、配慮すべき事項や支援方法等の周知が重要です。

また、災害時にはボランティアの幅広い活動が重要であり、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの活動内容の質の向上を進めていく必要があります。

現在、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯に対しては、電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、急病や火災などの緊急時における迅速かつ適切な対応の確保と、不安の解消を図っています。また、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯を対象とする火災予防点検を年1回実施しています。

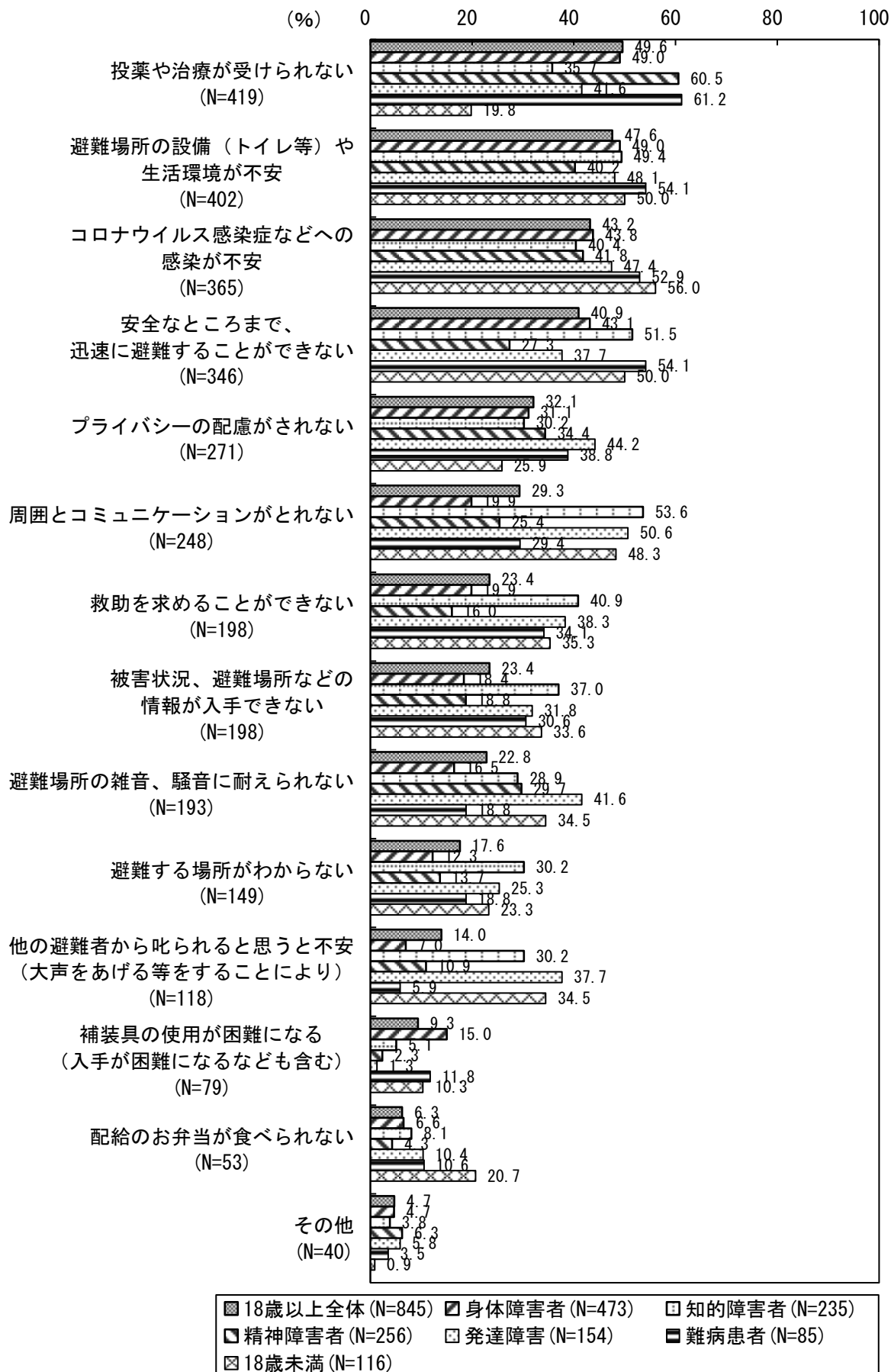
また令和2年に感染拡大をした新型コロナウイルス感染症については、市民及び事業者に対し、日常からの予防対策についての啓発や周知を図るとともに、国や府の動きについての正確な情報提供を行うとともに、市独自の対応策も実施しました。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地震等の災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか」との問いに対して、全体では約5割の方が「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、ほぼ同じ割合の方が「投薬や治療が受けられない」を挙げています。また、今回調査では、次いで4割以上の方が「コロナウイルス感染症などへの感染が不安」と回答しました。障害種別にみると、知的障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、発達障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」、難病のある人や18歳未満の児童では「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が、それぞれ他の障害種別に比べて多い傾向にあります。前回調査に引き続き、投薬・治療の心配やトイレ等の設備面などへの不安が多く指摘されています。また、障害種別によっては、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、コミュニケーション支援の一層の整備が課題です（p.46 グラフ5参照）。

第2節 障害者（児）が安心できるまちづくり

【グラフ5：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数

■施策の基本的な方向

災害の発生する前の日常生活においては、障害のある人と家族や、障害福祉サービス事業所などの防災意識の向上を促すとともに、引き続き、避難行動要支援者の把握を進めます。避難行動要支援者名簿の作成と情報提供においては、個人情報保護などの課題に配慮しながら、地域での支援の必要な人をできるかぎり把握する方法と、効果的な情報共有の手段を検討します。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるように、地域ぐるみの日頃の見守りや、困ったときに周囲に支援をお願いしやすくする「ヘルプカード」の配布など、普段の地域生活での障害のある人と地域住民との交流の機会を増やすよう努めることで、緊急時の避難支援体制の確立を図ります。

災害などの緊急時においては、障害の特性に応じた避難生活をできる福祉避難所の充実などを進めるとともに、避難先での地域住民との共同生活への配慮や、災害時でも必要な医療支援を受けられる体制の確保などに取り組みます。また、地域防災計画などに基づき、避難所での感染症予防対策なども含めた、二次災害を防ぐ仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、地域で障害者が安心して暮らし続けられるよう、国や大阪府と連携し、今後も必要に応じて障害福祉サービス事業所へ消毒液やマスク等の感染防止物資の提供を行えるよう努めます。また、感染症対策のため、緊急受診時には手話通訳者とタブレット端末を利用して遠隔手話通訳できるようにするなど、先進技術を活用した取り組みをすすめます。

また感染症発症の際は、保健所や医療と福祉との連携を図り、速やかに適切な対応を行います。

（1）自然災害

施策名	取り組み	所管課
避難行動要支援者の把握	<p>地域防災計画に基づき、災害時に必要な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。この名簿に登載された方の中、平常時からの情報提供に同意された方について、消防、警察、民生委員、自主防災組織等へ名簿情報を提供しています。</p> <p>また、登録を希望された障害者等の申請に基づき、緊急連絡先等の情報を登録する災害時要援護者避難支援事業を実施しています。</p>	<p>危機管理室 健康福祉総務課 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 保健予防課 地域健康福祉室 （長寿・介護保険担当）</p>
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	<p>防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。</p>	<p>危機管理室 健康福祉総務課 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 地域健康福祉室 （長寿・介護保険担当）</p>
ヘルプカードの配布	<p>緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配布します。</p>	<p>地域健康福祉室 （障害福祉担当）</p>
緊急通報装置の設置	<p>緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。</p>	<p>地域健康福祉室 （障害福祉担当）</p>

施策名	取り組み	所管課
火災予防点検の推進	ひとり暮らしなどの重度障害者世帯を対象とする火災予防点検事業については、今後も、対象世帯の把握に努めるとともに、利用を促します。また、事業の周知を図ります。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
災害時における要配慮者の支援と福祉避難所の充実	地域防災計画に基づき、障害者の安否確認、避難誘導、避難所生活における配慮などの安全対策を的確に実施できる体制の整備に取り組みます。また、障害の特性に応じた避難生活ができる福祉避難所の充実等に取り組みます。	危機管理室 健康福祉総務課 地域健康福祉室 (障害福祉担当) 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)
難病患者・重症心身障害児等への災害時対応	指定難病患者で24時間人工呼吸器装着または気管切開を行っている患者とその家族、人工呼吸器装着児とその家族に対し、保健師が個別に、災害時に対応できるよう準備物や行動確認等の助言を行います。	保健予防課 地域健康福祉室 (母子保健担当)

(2) 感染症対策

施策名	取り組み	所管課
緊急通報時手話通訳派遣事業（タブレット端末を利用）	聴覚障害者が新型コロナウイルス感染症の疑い等の感染症対策のため、緊急受診の際の手話通訳者派遣について、タブレット端末等を利用した遠隔手話通訳を実施します。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

第3節 安心して生活できるサービスの確保と提供

1. 地域生活への支援

■現状と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法」により、障害者および難病患者等が自立した生活を送るために、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定に際し、サービス等利用計画又は、障害児支援利用計画の作成が必要となりました。サービスについては、参入する事業所の数も増え、一定利用拡大が図られています。

サービスや対象者の拡大・増加に伴い、「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」をはじめ、障害福祉サービス全般にわたる人材の確保と質の向上が課題となっています。

また、地域で自立した生活へのニーズは多く、グループホームの新規開設補助や運営補助を行い、サービス提供基盤の整備に努めているところです。

外出支援は社会参加を促進する重要なサービスです。本市では、視覚障害のある高齢者等の方が医療機関での受診される際、視覚情報の提供を介助することにより、円滑に医療機関での受診ができるよう、同行援護によるサービス利用を可能とした制度運用をしているところです。

視覚障害者を対象とした情報提供としては、「広報ひらかた」や「枚方市議会報」等について、点字版、音声版を作成し、希望者に配付するとともに、市のホームページの「広報ひらかた WEB版」では、音声ガイドを設けています。このように、行政情報等の多くが点字や音声付きで対応されるよう、必要な情報が的確に伝わるよう、一層の配慮に努めるとともに、障害者が多様な手段を用いて情報を利用するため、障害の状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、音訳などの講座の開催・周知に努めていくことが必要です。

聴覚障害者等を対象としたコミュニケーション支援については、従前から手話通訳者、要約筆記者の派遣事業やそれを支える養成講座を実施し、人材の養成・確保に努めてきました。令和3年3月には、広く市民が手話は言語であることを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、ろう者及び手話への理解と手話の普及促進を図るため「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。また、コロナ禍にあっては、接触を防ぐために緊急時の手話通訳においては病院の協力のもと遠隔手話通訳を対応しています。

また、市役所窓口において、コミュニケーション支援アプリを搭載したタブレット型多機能情報端末等の設置の拡大を図るとともに、情報やコミュニケーションに関する多

様な支援機器は視覚・聴覚障害のある人等の生活を飛躍的に向上させる可能性を秘めているため、その活用に向けた取り組みが求められています。

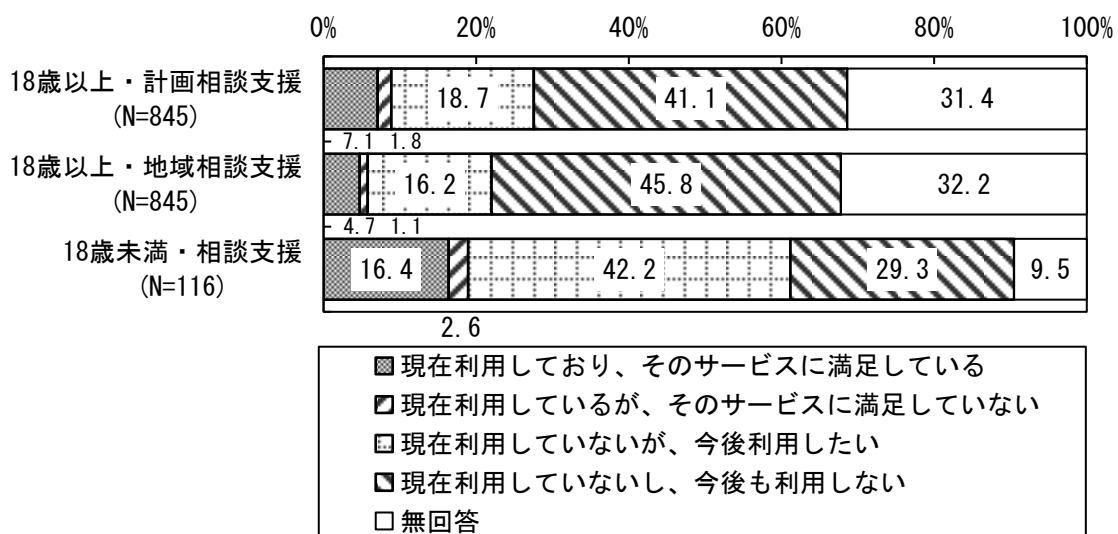
これらに加え、大阪府等と共同で盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業及び養成講座を実施する等で、意思疎通支援事業に取り組んでいます。

また、重度訪問介護の支給決定を受けコミュニケーション支援が必要な重度の障害者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が円滑にできるよう支援を行う「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」について、令和元年度から行動援護利用対象者または行動援護利用者等も対象としています。

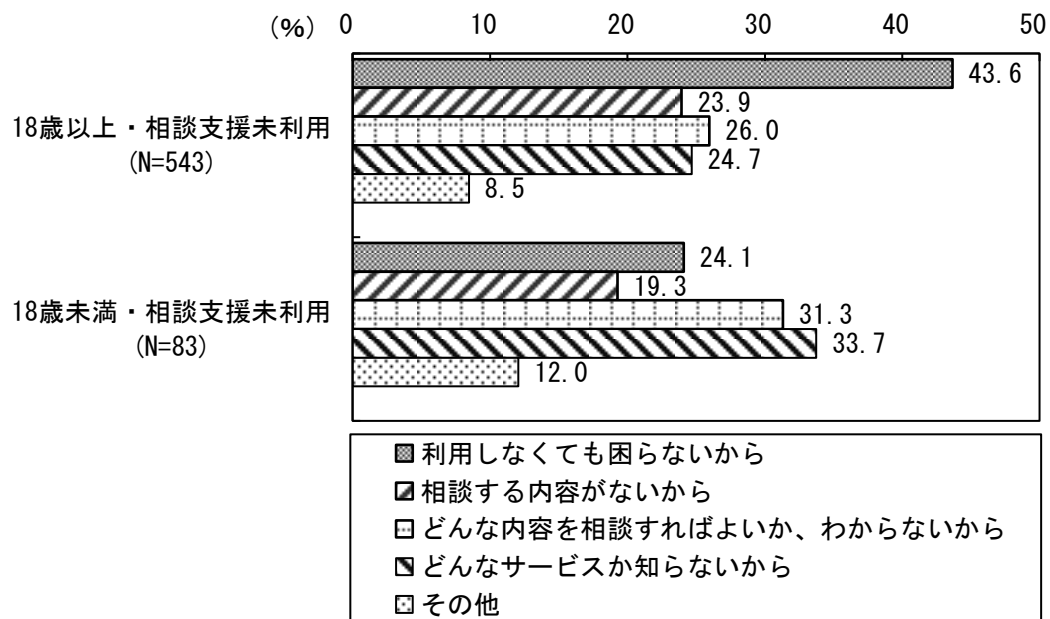
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、《相談支援》の利用状況について、現在利用していない（「現在利用していないが、今後利用したい」と「現在利用していないし、今後も利用しない」の合計）と回答した方が、18歳以上の成人では計画相談支援が59.8%、地域相談支援が62.0%、18歳未満の児童では71.5%となっています。障害のある人の約6～7割が利用していない状況です（p.51 グラフ6参照）。現在利用していないと回答した人を対象に、《相談支援》を利用しない理由をたずねたところ、「どんな内容を相談すればよいかわからないから」と回答した方が、成人では26.0%、児童では31.7%で、「どんなサービスか知らないから」と回答した方が、成人では24.7%、児童では33.7%となっています。障害のある人の3割前後が《相談支援》についてよく知らない状況です（p.52 グラフ7参照）。《相談支援》に限らず、サービスの内容をよく知らないために、潜在的なニーズがありながらサービスを利用できていない方が少なからずおられる可能性があります。障害のある人の地域での生活を支えるためには、サービス内容の一層の周知を図ることが課題となります。

【グラフ6：相談支援の利用状況（令和2年度障害者アンケート）】



【グラフ7：相談支援を利用しない理由（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



■施策の基本的な方向

障害者が安心して地域で暮らすために、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、必要なサービス基盤の確保を図るとともに、関係機関との連携を図る中で丁寧な情報提供と柔軟なサービス提供体制をめざします。また、障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険制度との柔軟な連携を検討し、高齢の障害のある人への介護保険にはないサービスの提供などに取り組みます。支援度合いが高い障害のある人や高次脳機能障害者についても適切なサービスの提供に努めます。

そういったさまざまな福祉サービスの質の確保を図るため、枚方市自立支援協議会や枚方市障害福祉サービス事業者連絡会等と協力し、ガイドヘルパー養成研修の実施や各種事業者向け研修会を通じ、介護等の人材の確保や資質の向上、障害福祉事業所の質の向上に取り組むとともに、介護職場の魅力も広報ひらかた等を通じて周知します。

また、多様な手法による情報提供と、手話をはじめ、音訳、点訳、またICTを活用した幅広いコミュニケーション支援の充実に努め、受診・入院時の医療機関との意思疎通の支援など、日常生活のさまざまな局面での交流を支援していきます。そうすることで、障害のある人が、情報に基づいて自分の意志を決定し、それを表現できる社会の実現をめざします。

（1）福祉サービス提供体制の充実と質の向上

○各サービスの具体的な利用見込みと整備の方向については、第5章「障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期）」をご覧ください。

施策名	取り組み	所管課
訪問系サービス	様々な障害特性に応じて必要なサービス提供ができるよう、事業者と連携して、介護の人材の資質の向上に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
短期入所サービス	事業所の新規開設や定員増等について事業者働きかけます。また、緊急利用や医療ケアへの対応等様々なニーズに対応したサービスの確保に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、事業者の支援施策として既存事業者の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担いする人材の育成に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
グループホーム	事業者に対し、新規開設等に係る整備補助・運営に係る支援を行い、グループホームの整備促進を図ります。また、世話人の養成講座を実施し、人材の確保・育成に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
移動支援	増大し多様化する利用者ニーズに対応するため、ガイドヘルパー養成研修を実施する等、人材の確保・育成に努めるとともに、利用対象者の範囲や利用目的を見直すなど、制度の利便性向上に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
地域活動支援センター	I型は、多様なニーズに対応するための拠点として各地域の障害者支援の中心的役割としての機能を高めます。II型・III型は、創作的活動、生産活動、交流の場等、障害者の日中活動の場として、計画的に整備を促進します。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

施策名	取り組み	所管課
日常生活用具・補装具	適宜、取扱品目や給付限度額を見直す等して、障害者の生活実態に見合ったサービス提供に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
高齢障害者の日常生活支援	高齢障害者のサービス利用は介護保険が優先ですが、介護保険にはない障害特性に由来する必要なサービスを提供します。また、障害固有のニーズを考慮したサービス提供に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
福祉事業者の指定・指導監督	指定障害福祉サービス事業所等の指定、指導監督等を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ります。	福祉指導監査課

(2) 多様なコミュニケーション

施策名	取り組み	所管課
各種養成講座の実施	手話・要約筆記・点訳・音訳等の講習会を実施し、奉仕員の裾野を広げ、また、有資格者の拡大もめざします。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	利用者のニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、登録手話通訳者のスキルアップを図るための現任研修を実施します。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
点字・音声・手話等による情報提供	広報ひらかた、枚方市議会報、ひらかた健康便利帳など市政情報を点字、音声で提供します。市主催事業について、手話通訳者の設置を働きかけます。また、市のホームページについて、音声ガイドを設けるなど、ユニバーサルデザインの充実を図ります。	広報プロモーション課 地域健康福祉室 (母子保健担当) 地域健康福祉室 (障害福祉担当) 市議会事務局

施策名	取り組み	所管課
重度障害者入院時コミュニケーション支援	重度訪問介護および行動援護等の支給決定を受けており、コミュニケーション支援が必要な重度の障害者が入院した場合に、医療機関との意思疎通を円滑に図ることができるよう支援します。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）

2. 緊急時の対応

■現状と課題

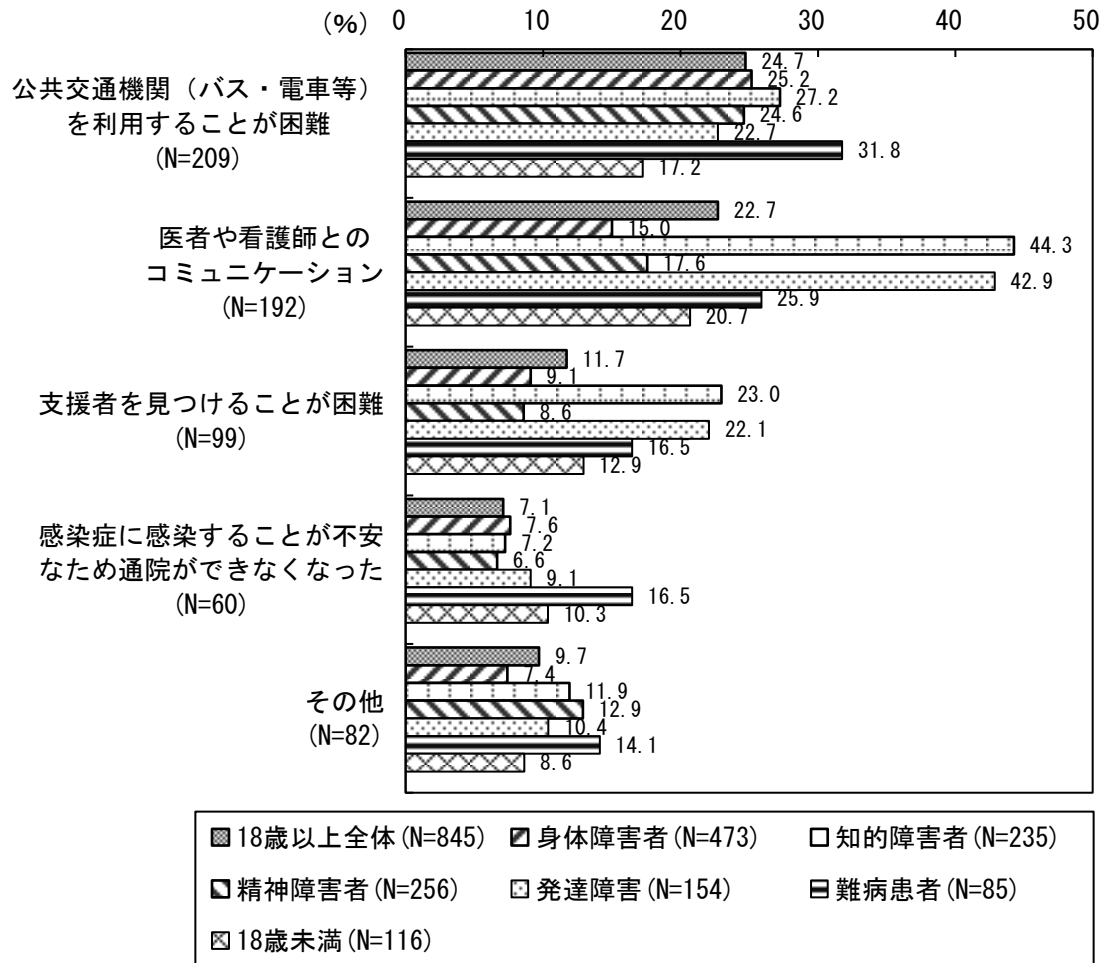
障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている8050問題にそなえるためには、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務です。地域には、障害者等を支える様々な資源が存在するが、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活の支援体制となっていません。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要となります。このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、今まで福祉サービスの利用経験のない方を含めた地域生活を支援する体制の整備を行うため、国は「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」において、平成29年度末までに各市町村又は、障害福祉圏域ごとに少なくとも1つの拠点等を整備することとしていました。枚方市障害福祉計画（第5期）では令和2年度末までに地域生活支援拠点の整備を行うことを成果目標のひとつに掲げ、枚方市自立支援協議会での議論を重ね整備に向け検討を行いましたが、緊急時の受け入れ施設や体制の確保等、整理すべき課題等が多岐に渡り整備には至っていません。

また、聴覚や音声・言語機能の障害で消防署への救急車や消防車の出動要請を電話で行うことが困難な方に対し、スマートフォン等から通報用 Web サイトにアクセスし消防署への連絡が可能な「ネット119」を「福祉のてびき」等を通じ引き続き周知していきます。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「通院時や医療を受けるにあたって困っていることはありますか」との問いに対して、全体では、2割半ばの方が「公共交通機関（バス・電車等）を利用することが困難」、ほぼ同じ割合の方が「医者や看護師とのコミュニケーション」を挙げています。障害種別にみると、知的障害のある人や発達障害のある人では「医者や看護師とのコミュニケーション」「支援者を見つけることが困難」が、他の障害種別に比べてとくに多い傾向にあります（p.57 グラフ8参照）。通院や医療など、障害のある人の地域での生活のさまざまな緊急の局面において、移動やコミュニケーションを支援する体制の整備が求められています。

【グラフ8：通院時や医療を受けるにあたって困っていること（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数

■施策の基本的な方向

地域で支援を受けにくい状況にある障害のある人への、緊急時の支援の必要性に対応するため、ひとり暮らしの重度障害のある人への緊急通報装置の貸与や、音声による通報の困難な人への先進技術を活用した緊急通報システムの利用促進など、障害のある人が安心して地域で暮らせる支援体制の構築に努めます。

また、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの総合的な機能を有する、地域生活支援拠点の整備を引き続き検討します。それぞれの地域、障害特性のニーズに細やかに対応する観点から、各機能を1か所に集約したかたちでの拠点整備ではなく、地域に点在する社会資源を結び付け、面的な整備の方向を基本に、枚方市自立支援協議会での議論を踏まえて推進していきます。

そういった施策を通じて、高齢やひとり暮らしで地域とのつながりの少ない方、障害の特性によるコミュニケーション困難などにより障害福祉や医療のサービスをあまり受けておられない方など、従来、地域での支援の狭間におられた方を把握し、適切な支援につないでいく仕組みづくりを検討します。

（1）障害ニーズに応じた対応

施策名	取り組み	所管課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
地域生活支援拠点の整備	相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場合、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点の整備を進めます。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
ネット119緊急通報システムの活用	聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害により、音声による119番通報が困難な方のために枚方寝屋川消防組合等が提供するネット119緊急通報システムの周知と利用促進に努めます。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）

3. 保健・医療との連携

■現状と課題

障害者の中には、難病患者や医療的ケアを必要とされる方など、医療機関との密接な関係が必要な方が多くおられます。住み慣れた地域で引き続き生活をするため、各診療機関、訪問看護ステーション等との更なる連携強化が必要です。

本市では、健康増進法に基づき、市民を対象とした各種保健事業として、健康に関する講座、各種がん検診、住民健康診査、歯周病検診、健康相談、歯科医師が訪問して行う歯科健康診査、保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導等を実施し、健康増進施策の充実に努めているところです。また、「枚方市歯科口腔保健計画」に基づき、「枚方市口腔保健支援センター」を設置し、歯科・口腔衛生の必要性・重要性について啓発を行います。

「障害者（児）歯科診療事業」としては、枚方市歯科医師会に対して補助を行い、週1回の平日診療に加え、隔週土曜日にも診療日を増やすなど、地域の歯科医療機関での治療、受診が困難な方に対する支援をしています。

精神障害者の地域移行の取り組みとしては、枚方市自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置し、この間、障害者相談支援センター、精神科病院相談員、高齢者サポートセンター、行政機関の職員等が市内精神科病院を訪問し、面接調査を行う

などしています。精神科病院等の医療機関も「精神障害者地域生活支援部会」に参画しており、定例的に会議を開催することにより、連携強化を図っているところです。

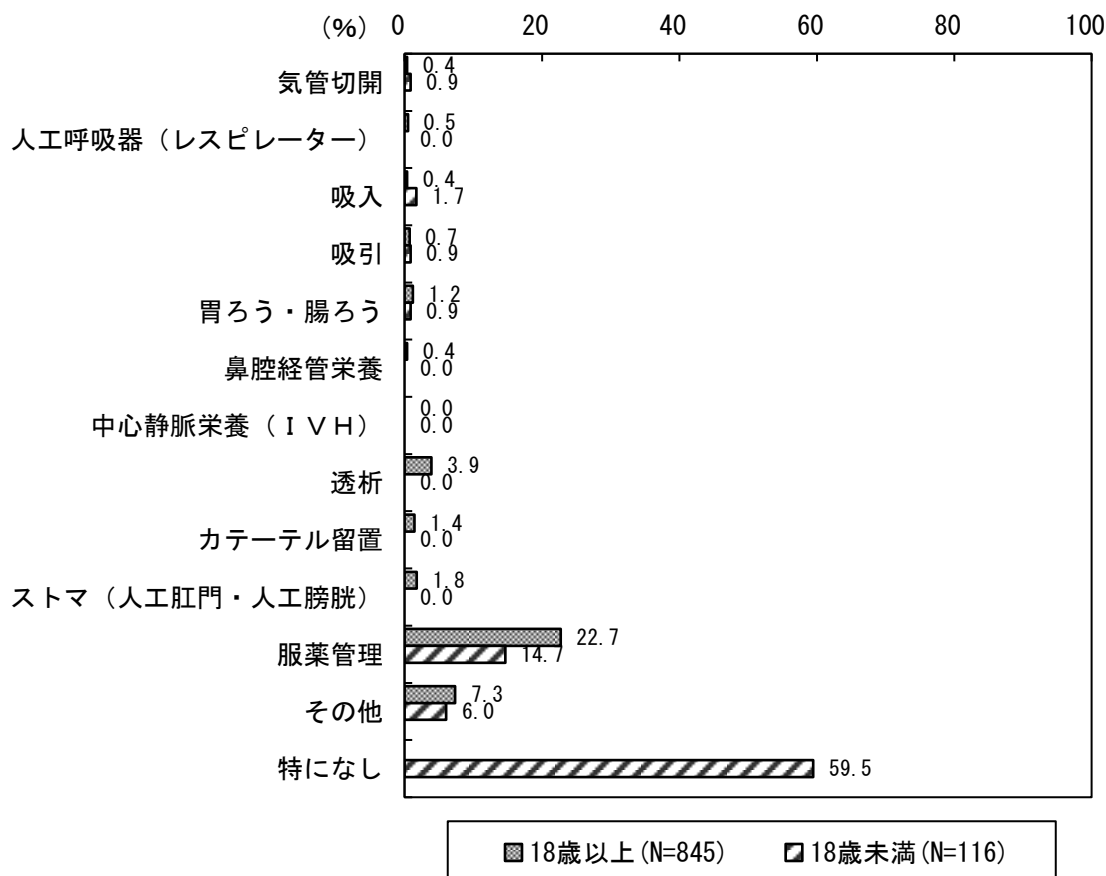
医療的ケア児等への支援については、多様化、複雑化するニーズに対して適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による協議の場として、令和元年度から「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置し、意見交換や情報提供を図りながら連携強化に取り組んでいます。

また、入院時の支援として、重度訪問介護利用者に対し、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーの派遣を通じて、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を実施するとともに、その他の重度障害者には「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

【障害者アンケート結果】

アンケート結果では、現在受けている医療的ケアについて、全体では2割以上の方が「服薬管理」を挙げておられ、その他の医療的ケアを挙げた方はそれぞれ1割未満となっています。18歳以上の成人では「透析」（3.9%）がやや多い傾向にあります。18歳未満の児童では複数の回答者が「吸入」（1.7%）を挙げておられます（p.59 グラフ9参照）。成人・児童ともにそれぞれの特性に応じて適切なケアを受ける必要があり、医療の果たす役割は大変重要です。

【グラフ9：現在受けている医療的ケア（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



■施策の基本的な方向

障害のある人とその家族の実情に応じ、それぞれの障害特性に対応した、きめ細やかな保健事業の提供体制を拡充していきます。難病のある人や、精神疾患のある人などの病気の理解や地域での療養生活の継続をめざし、地域住民や関係機関職員に対し、専門職による相談の機会の確保や、関係機関等のスタッフの知識の向上などを図ります。

また、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人に、総合的な支援策を展開するために、医療機関との連携を引き続き推進します。障害特性に応じて、在宅で診療を受ける機会の確保などに取り組んでいきます。

（1）保健・医療との連携

施策名	取り組み	所管課
健康相談事業の推進	生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健師や管理栄養士などの専門職員による指導や助言を行います。	地域健康福祉室 （健康増進・介護 予防担当） 地域健康福祉室 （健康福祉総合相 談担当）
訪問指導事業の推進	保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士などの保健センターの専門スタッフによる訪問指導事業に取り組めます。	地域健康福祉室 （健康増進・介護 予防担当）
健康教育事業の推進	生活習慣病の予防や健康の保持・増進が図れるよう、健康に関する正しい知識を普及する健康教育事業に取り組めます。	地域健康福祉室 （健康増進・介護 予防担当） 地域健康福祉室 （健康福祉総合相 談担当）
口腔保健の推進	障害者（児）の入所・通所施設で歯科健康診査や口腔衛生指導が実施できるよう環境整備に努める等、障害者（児）の口腔ケアや口腔機能の向上を図ります。	地域健康福祉室 （健康増進・介護 予防担当）

施策名	取り組み	所管課
難病患者の療養支援	指定難病患者とその家族の在宅療養支援を目的に保健師や専門職による相談事業、訪問指導事業、医療講演会、患者家族交流会等を実施します。また、支援スタッフの難病に関する知識・理解の促進や支援技術の向上を図るため、関係機関等に研修会を実施します。	保健予防課
精神疾患患者に対する相談体制の充実	精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族等に対して、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等による相談を実施します。精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を行います。	保健医療課
在宅医療体制の充実	枚方市内の三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や訪問看護ステーションと連携し、在宅医療体制の充実に取り組みます。	保健医療課
障害者歯科診療	枚方市歯科医師会と連携し障害者の歯科診療の受診機会をさらに増やすなど診療体制の充実に努めます。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）
在宅難病患者の地域医療	難病患者・家族が安心して在宅療養ができる地域づくりに取り組むために、難病専門医、かかりつけ医、地域の医療関係職種等の連携を強化し、医療ネットワークを構築します。	保健予防課
病院からの地域移行	枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会において医療機関等と連携し、退院促進に取り組みます。	地域健康福祉室 （障害福祉担当）

第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

1. 就労に向けた支援

■現状と課題

障害者が働くことを通じて、生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加できるようにするためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが重要です。

障害者の就労に対するニーズに対応するため、相談支援事業所や一般就労に向けての障害福祉サービス事業所、訓練機関の役割が、今後、ますます大きくなってきます。

本市では、ハローワークや枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携のもと、「障害者合同就職面接会」、「障害者庁舎内実習」を実施して、障害者の一般就労を支援しています。

本市で実施している「就労支援強化事業」については、市域の課題、ニーズにあわせた事業展開を行ってきました。

また、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援といった就労系障害福祉サービス事業所のスキルアップを図るため、枚方市自立支援協議会就労支援部会や枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携して講習会等を開催しています。

本市でも、平成29年度から実施している「チャレンジ雇用」において、知的障害者や精神障害者の雇用を進めるとともに、令和2年度に策定した障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用の推進及び職場環境の整備に取り組んでいます。

本市域にある「就労継続支援B型事業所」の平均工賃は13,155円（令和元年度）となっており、府内平均と比較すると、ほぼ同程度となっています。

枚方市自立支援協議会就労支援部会では、障害者の一般就労に向けての取り組みと並行して工賃向上についても取り組んでおり、「共同受注センター」の機能について、先進事例の見学を行うなど引き続き調査・研究を行ってきた結果、複数の事業所が共同で受注して作業を行う「ひらかた共同受注・優先調達ネットワーク」を令和元年度に立ち上げました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年度から施行され、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が生じたことにより、本市でも「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「優先調達方針」という。）を策定し、障害福祉サービス事業所から物品等を購入していますが、調達実績が伸び悩んでいるのが現状です。

また、市民、事業者等が授産製品を購入する際に活用してもらえよう、本市域の障

害者就労施設等が製作している物品をまとめた「枚方市内障害者就労施設等商品カタログ」を令和2年3月に改訂し、発行しています。

その他、「福祉バザー」会場の提供や、別館北側スペースにおける食品の販売機会の提供の他、総合福祉会館や市駅ふれあいコーナーに「授産品販売コーナー」を設けるなど、工賃水準の引き上げに取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

18歳以上の成人を対象としたアンケート調査では、平日の日中を主にどのように過ごしているかをたずねたところ、全体では「自宅で過ごしている」が40.6%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が23.1%、「福祉施設、通所事業所等に通っている(就労継続支援A型を含む)」が20.1%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人や精神に障害のある人、難病のある人では自宅で過ごしている人が最も多く、知的障害のある人や発達障害のある人では福祉施設、通所事業所等に通っている人が最も多くなっています（p.64 グラフ10参照）。

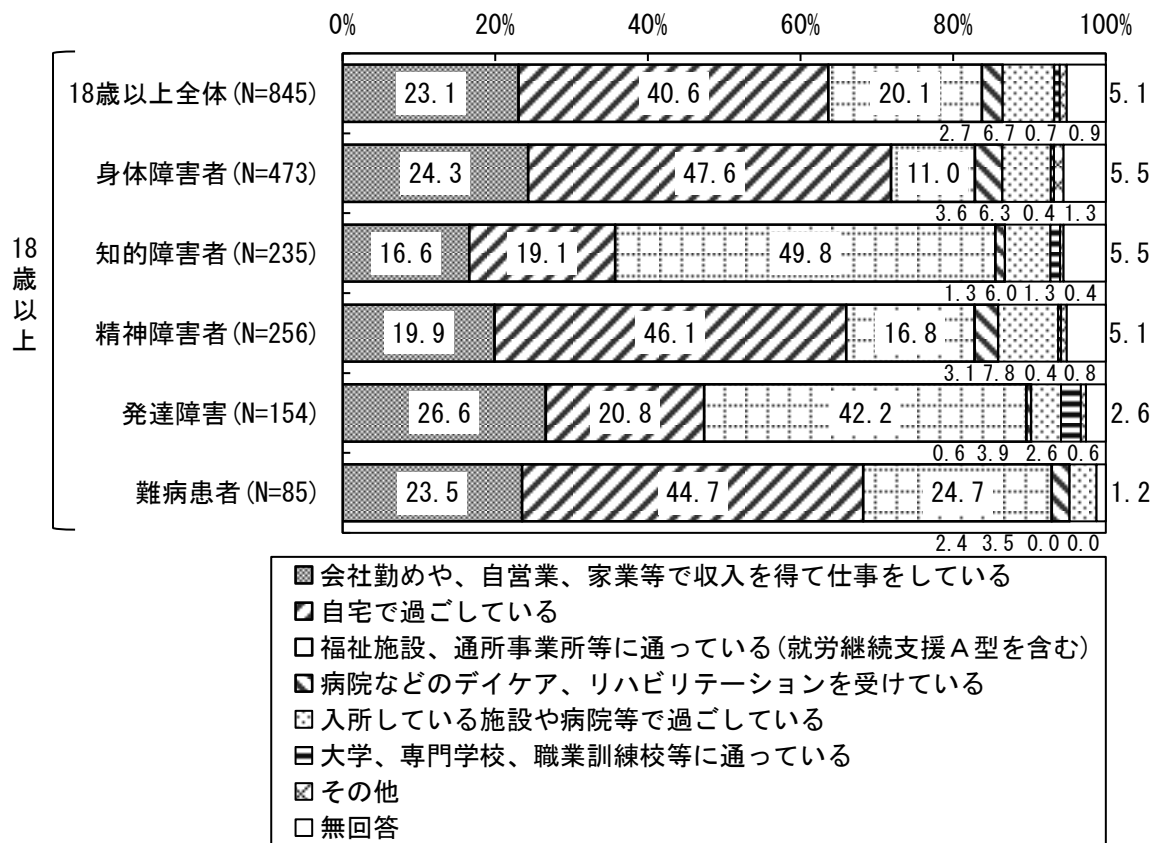
「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した方を対象に、どのような勤務形態で働いているかをたずねたところ、全体では「正社員として就労している」が48.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が42.6%、「自営業、家業等」が8.7%となっています。障害種別にみると、身体に障害のある人では正社員として就労している人が最も多く、他の障害特性のある人では非常勤職員、派遣職員が最も多くなっています（p.64 グラフ11参照）。

18歳以上・18歳未満のそれぞれを対象に、障害者の就労支援としてどのようなことが必要かをたずねたところ、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が約6割で最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「家族の理解、協力」「仕事についての職場外での相談対応、支援」がそれぞれ約3割となっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「介助者（ヘルパー等）の利用」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携（ジョブコーチなど）」、発達障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が、それぞれ他の障害種別に比べてとくに多い傾向にあります。また、18歳未満の児童では「通勤手段の確保」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「職場の職員による介助や援助等が受けられること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携（ジョブコーチなど）」「企業ニーズに合った就労訓練（能力向上のための取組み）」「仕事についての職場外での相談対応、支援」「家族の理解、協力」の割合が、成人に比べて多く挙げられています（p.65 グラフ12参照）。

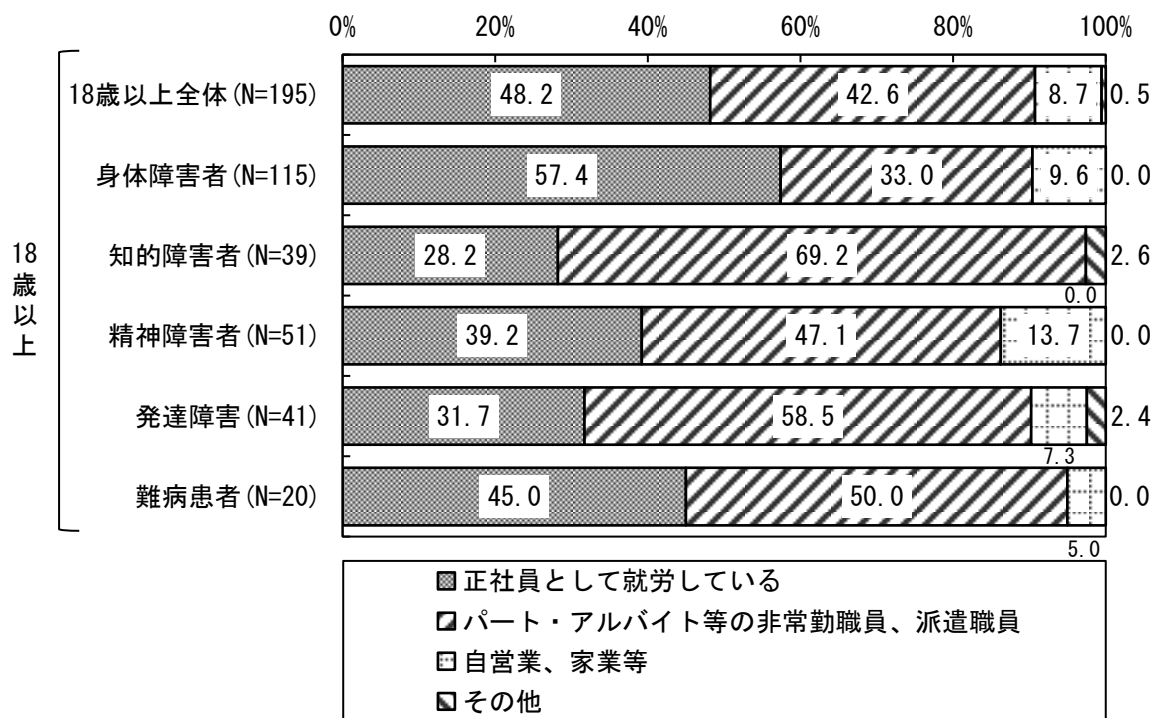
このような調査結果から、一般就労、とりわけ正規雇用に向けた取り組みが依然として課題であることがうかがえます。また、就労支援に必要なこととして、職場の理解を挙げる人が突出して多いため、障害についての正しい理解の普及・啓発を一層推進するとともに、知的障害のある人や、今後就労していく18歳未満の児童などから、職場外での相談や、就労後のフォローを求められていることに対応する必要があります。

第4節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ

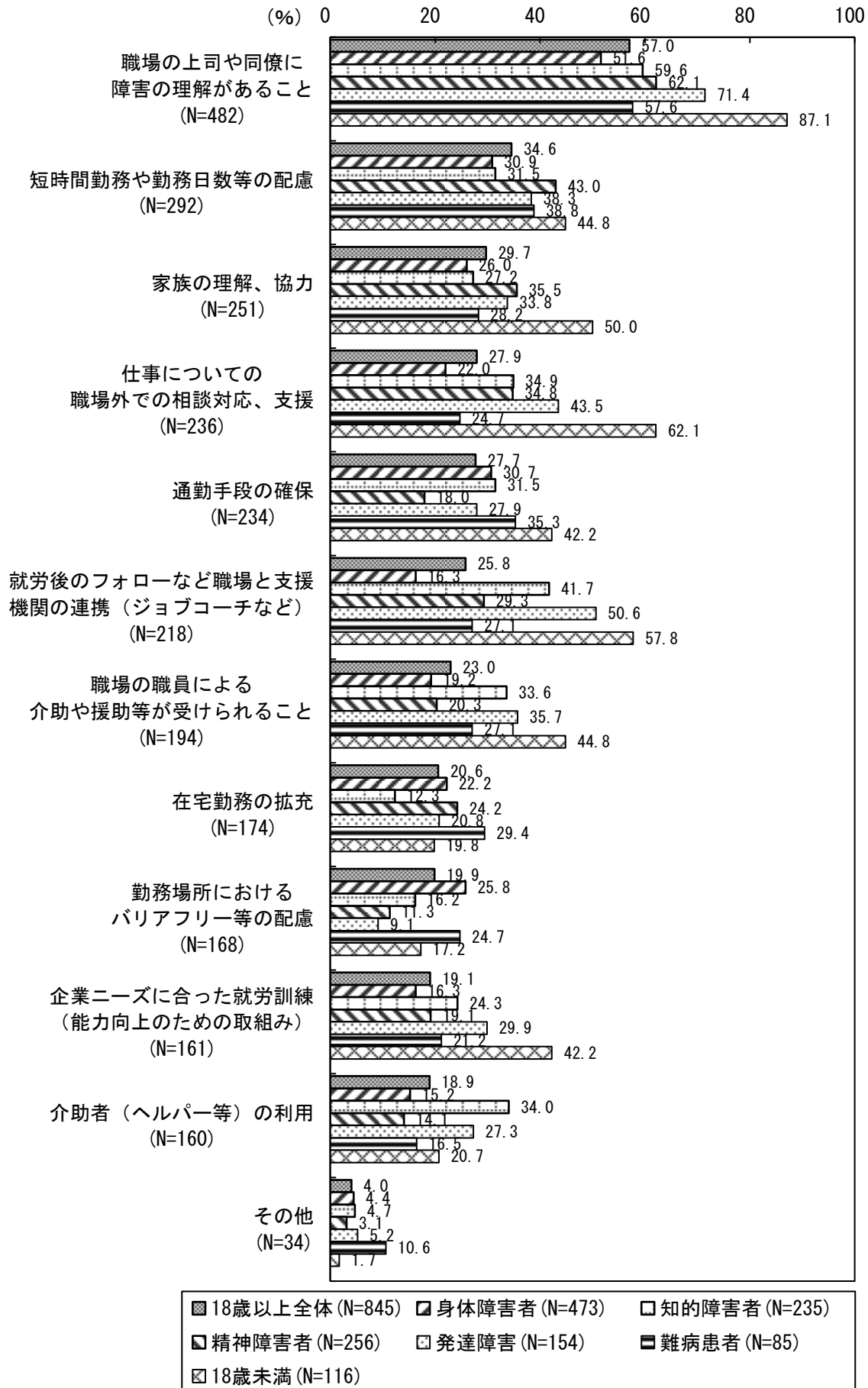
【グラフ10：平日日中の過ごし方（令和2年度障害者アンケート）】



【グラフ11：勤務形態（令和2年度障害者アンケート）】



【グラフ12：障害者の就労支援として必要なこと（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数

■施策の基本的な方向

ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業所等と連携して、「庁舎内実習」や、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、障害者の雇用機会の創出に取り組むとともに、一般企業等への啓発にも努めます。

また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援等の一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組めます。

就労移行支援や就労継続支援等の日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習等を実施し、利用者ニーズに応じた就労支援を推進します。

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。

また、市民、民間事業者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達及び販売促進が図れるよう働きかけるとともに、市の施設を活用して、授産製品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大をとおした工賃水準の引き上げのための支援に取り組めます。

（1）就労に向けた支援

施策名	取り組み	所管課
障害者合同就職面接会	ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、一般企業等への啓発にも努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
職場体験機会の提供	本市での「庁舎内実習」を実施して、障害のある人の職業体験機会の提供に取り組めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
チャレンジ雇用 障害のある人への就労支援	平成29年度から実施している、障害のある人を一定期間本市職員として雇用する「チャレンジ雇用」制度を、継続して実施していきます。	人事課 地域健康福祉室 (障害福祉担当)
市職員への雇用	本市の障害者活躍推進計画で目標に掲げる障害者雇用率の実現に向けて、職員採用試験において障害者枠を設けるとともに、非常勤職員等の採用についても同様に取り組んでいきます。	人事課

施策名	取り組み	所管課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、既存事業所の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担う人材の育成等事業者の支援施策を講じます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

(2) 就労に関する相談支援

施策名	取り組み	所管課
就労相談及び職場定着支援	枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、ハローワーク等の関係機関や企業との連絡調整を進めながら、就業、社会生活上の相談支援や職場定着のための支援に取り組みます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

(3) 工賃向上に向けた支援

施策名	取り組み	所管課
障害者の工賃改善	「福祉バザー」、「ふれあいフェスティバル」や総合福祉会館及び市駅ふれあいコーナー内の販売コーナー等、授産製品の販促活動に取り組んでいきます。また、ひらかた共同受注・優先調達ネットワークの取り組みへの支援を通じて、障害者の工賃アップにつなげていきます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達	優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

2. 社会参加と多様な学習への支援

■現状と課題

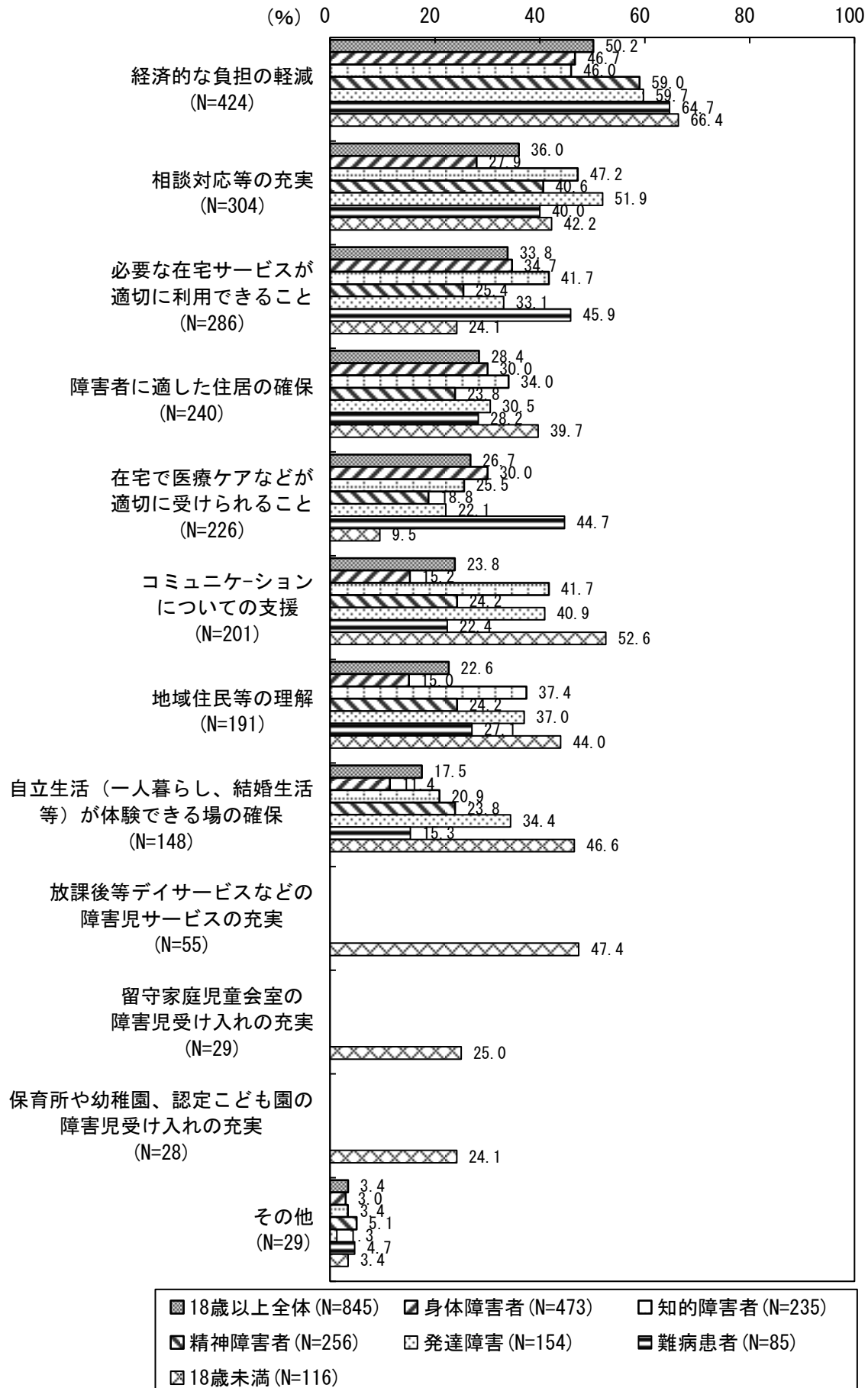
障害者の多様な生涯学習活動や余暇活動への参加は、生活の質（QOL）の向上や自己実現につながります。また、障害者の社会参加が進むことにより、市民が障害者や障害に対して理解と認識を深めることにもつながることとなります。

本市では市営駐車場・駐輪場や総合福祉会館など市施設の利用料を割引くほか、「手話でたのしむおはなし会」や「障害者ふれあいスポーツ day」等、障害者を対象とした文化・スポーツ・レクリエーションイベントを開催する等、障害者の社会参加の支援に取り組んでいるところです。今後は、これらの取り組みを継続するとともに、障害者が主体的に学習活動を行える場と機会を確保する等、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」の確保が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、地域で生活するためにどのような支援があればよいかをたずねたところ、全体では「経済的な負担の軽減」が約5割で最も多く、次いで「相談対応等の充実」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」がそれぞれ3割以上となっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「相談対応等の充実」「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」、発達障害のある人では「自立生活（一人暮らし、結婚生活等）が体験できる場の確保」「相談対応等の充実」「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」、難病のある人では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、それぞれ他の障害種別に比べてとくに多い傾向にあります。また、18歳未満の児童では「障害者（児）に適した住居の確保」「自立生活（一人暮らし、結婚生活等）が体験できる場の確保」「経済的な負担の軽減」「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」の割合がとくに多くなっているとともに、「放課後等デイサービスなどの障害児サービスの充実」を47.4%が挙げています（p.69 グラフ13参照）。知的障害のある人や、発達障害のある人、18歳未満の若い世代などが、地域で生活するためには地域住民等の理解をとくに必要としている状況がうかがえるため、障害者の社会参加により市民の障害への理解と関心を深め、理解が高まることで市民とふれあう機会により参加しやすくなる、といった支援の工夫が求められます。

【グラフ13：地域で生活するために必要な支援（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数（下3つは「18歳未満」のみ）

■施策の基本的な方向

障害者の学習の場を提供するとともに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、障害者の読書環境の向上等にむけてさらに取り組みます。

また、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進を図ります。

そういった活動をとおして、障害のある人の自己実現を図り、自分を表現する機会の創出をめざします。そのため、できるかぎり地域の人々の活動への参加や共同開催を可能にする仕組みづくりを検討するとともに、障害のある人もない人も共にイベントなどに参加しやすくなるよう、手話や先進機器などによるコミュニケーション支援や、移動支援などの取り組みを並行して進めます。

（1）生涯学習の推進

施策名	取り組み	所管課
社会参加・自立を助ける学習活動	生涯学習事業など、様々な場面で学習機会を提供するとともに、障害者の主体的な学習を支援します。	文化生涯学習課 教育政策課

（2）文化・芸術活動への支援

施策名	取り組み	所管課
文化・芸術活動の支援	障害者の生きがいづくりと、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。	文化生涯学習課
図書館サービス	大活字図書、点字・録音資料、手話・字幕付き映像資料を充実し、対面読書サービスや手話で楽しむおはなし会等バリアフリー行事の実施やICT機器を活用したサービスの検討等を行います。	中央図書館

（3）スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策名	取り組み	所管課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	風船バレーや卓球等のスポーツ事業を定期的実施し、障害者にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、卓球、ボッチャ、フライングディスク等、利用者ニーズの高い種目を選んで、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。	地域健康福祉室 （障害福祉担当） スポーツ振興課
障害者スポーツ活動への支援の充実	市立総合スポーツセンター等での、障害者のスポーツ環境の整備や、障害者のレクリエーション活動等の支援に取り組めます。	スポーツ振興課

3. 新しい生活様式の実践

■現状と課題

スマートフォンやタブレットによるインターネットなどの利用が進み、社会参加や生活スタイルなど日常生活においても多様な変化が生じてきています。またコロナ禍の折、国の補助事業として「テレワーク等の導入」により、就労系事業所における在宅就労並びに発達障害者（児）への在宅等での多様な支援を推進するなど、新しい生活様式への対応も行われています。

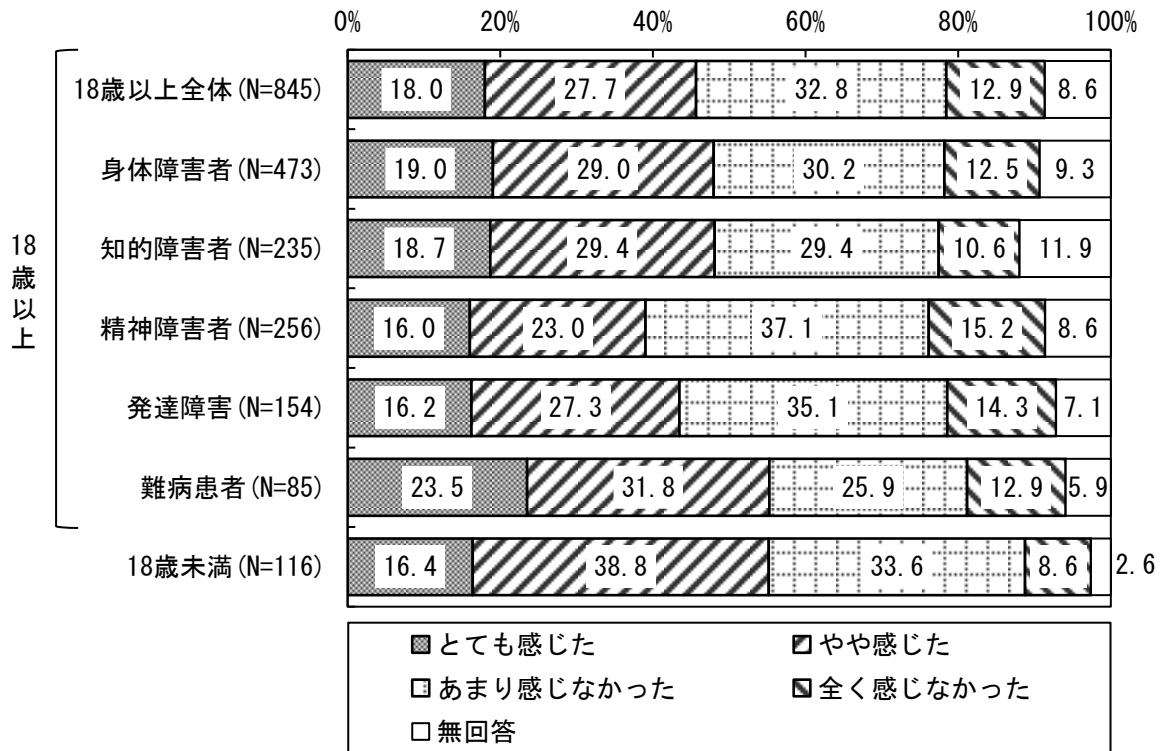
たとえば、先進技術によるツールを利用することで、リモートでの会議やイベントの参加も可能となる中、外出が困難な場合においても、今後はリモートでの社会参加が可能となることも期待できます。

市役所窓口においては、タブレット端末を用いた手話通訳の対応を障害福祉担当、市民室、国民健康保険室の窓口から開始し、令和2年9月からは3支所及び健康福祉総合相談担当の窓口にも拡充したところです。

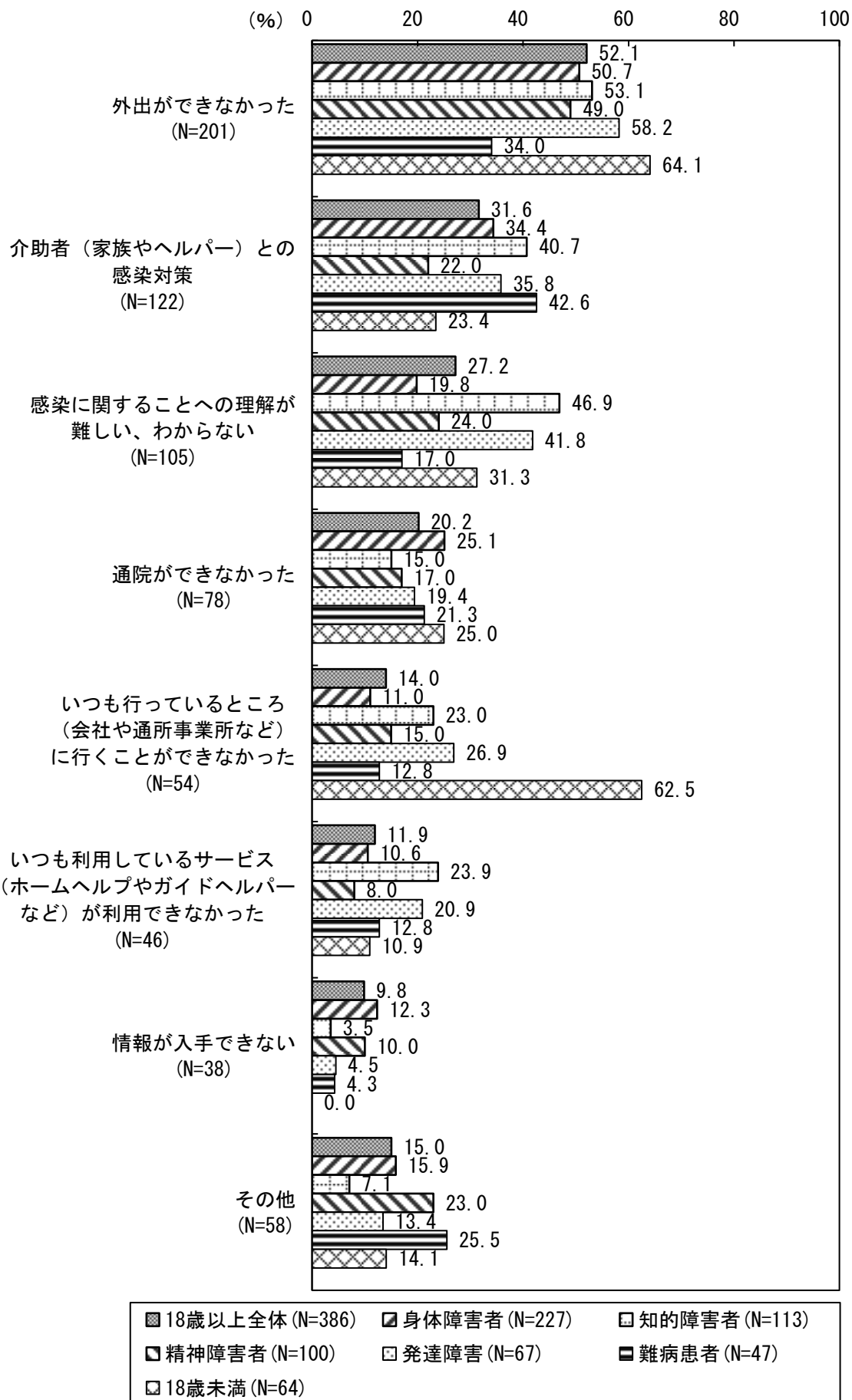
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「新型コロナウイルスなど、感染症流行時、命にかかわる不安を感じたことはありましたか」との問いに対して、全体では4割半ばの方が不安を感じた（「とても感じた」と「やや感じた」の合計）と回答しています。障害種別にみると、難病のある人（55.3%）や18歳未満の児童（53.2%）で、不安を感じた割合が多くなっています（p.73 グラフ14 参照）。不安を感じたと回答した人を対象に、具体的にどのようなことに不安を感じたかをたずねたところ、「外出ができなかった」が5割以上で最も多く、次いで「介助者（家族やヘルパー）との感染対策」が約3割、「感染に関することへの理解が難しい、わからない」が3割近くとなっています。「介助者（家族やヘルパー）との感染対策」は知的障害のある人と難病のある人で、「感染に関することへの理解が難しい、わからない」は知的障害のある人と発達障害のある人で、それぞれ他の障害種別に比べてとくに多くなっています。また、児童では「外出ができなかった」「いつも行っているところ（会社や通所事業所など）に行くことができなかった」の割合がとくに多くなっています（p.74 グラフ15 参照）。感染症の流行により外出ができないことへの不安が大きく、外出せずとも社会参加できる仕組みづくりが求められています。また、障害の特性によっては、介助者などとの接触を制限されることや、感染症の理解が難しいことへの不安も多く挙げられており、先進技術を活用して、感染症予防対策などの情報の入手を容易にすることや、介助者の負担となる申請手続などを軽減することが課題となります。

【グラフ14：感染症流行時に命にかかわる不安を感じたこと（令和2年度障害者アンケート）】



【グラフ15：感染症流行時の不安（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数

■施策の基本的な方向

令和2年度より、緊急時の手話通訳派遣において病院の協力のもとタブレット端末を用いた遠隔手話通訳の対応もしており、今後は、日常の手話通訳派遣についても対応できるように体制の整備に取り組みます。

市役所の行政サービスにおける電子申請についても整備を進めているところであり、対応可能な業務から順次対応していきます。

ICTなど先進技術ツールを利用することで、障害者（児）のQOLの向上や社会参加など新しい生活様式の実践が期待できるとともに、介護者の負担軽減も図られるなか、適宜必要な対応に努めます。

こういった取り組みにより、障害のある人も障害のない人も、可能な限り同じ情報を入手することができ、手続きや負担が同じように軽減される、新しい生活様式に基づいた暮らしやすい環境・地域・社会づくりをめざします。

また一方で、先進技術ツールが利用できないことでの情報格差が生じないように、きめ細やかな情報提供と相談支援体制の充実を図ります。

（1）多様な変化に対応した社会参加

施策名	取り組み	所管課
遠隔手話通訳対応（タブレット端末を利用）	遠隔によるタブレット端末を利用した手話通訳を、令和2年度は3支所及び健康福祉総合相談担当の窓口で実施。また緊急時の対応においても実施。今後は、個人派遣についても対応できるように整備を行う。	ICT戦略課 地域健康福祉室 （障害福祉担当） 各窓口担当課

（2）先進技術による支援ツールの活用

施策名	取り組み	所管課
行政サービスの電子申請に向けた取り組み	電子申請により、市民の利便性の向上を図るため、対応可能な業務から順次対応していきます。	ICT戦略課 各課

第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

1. 相談・支援体制の充実

■現状と課題

障害者総合支援法では、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援にあたることが市町村の役割とされています。

本市では、市内6か所の相談支援センターにおいて、障害者の相談支援を行っています。このうち3か所の相談支援センターについては基幹相談支援センターと位置付け、総合的、専門的な相談支援に加え、地域の相談支援体制の強化や、地域移行・地域定着の促進、障害児に対する療育支援事業等についても取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、地域で生活をするために必要な支援として、18歳以上の36.0%、18歳未満の42.2%の方が「相談対応等の充実」と回答されています。（p.69 グラフ13参照）

一方で、18歳以上の約6割、18歳未満の約7割の方が相談支援を利用していないと回答されており、利用しない理由としては、「どんなサービスか知らない」（18歳以上24.7%、18歳未満33.7%）、「どんな内容を相談すればいいのかわからない」（18歳以上26.0%、18歳未満31.7%）、といった項目への回答が見られます（p.51・52 グラフ6・7参照）。

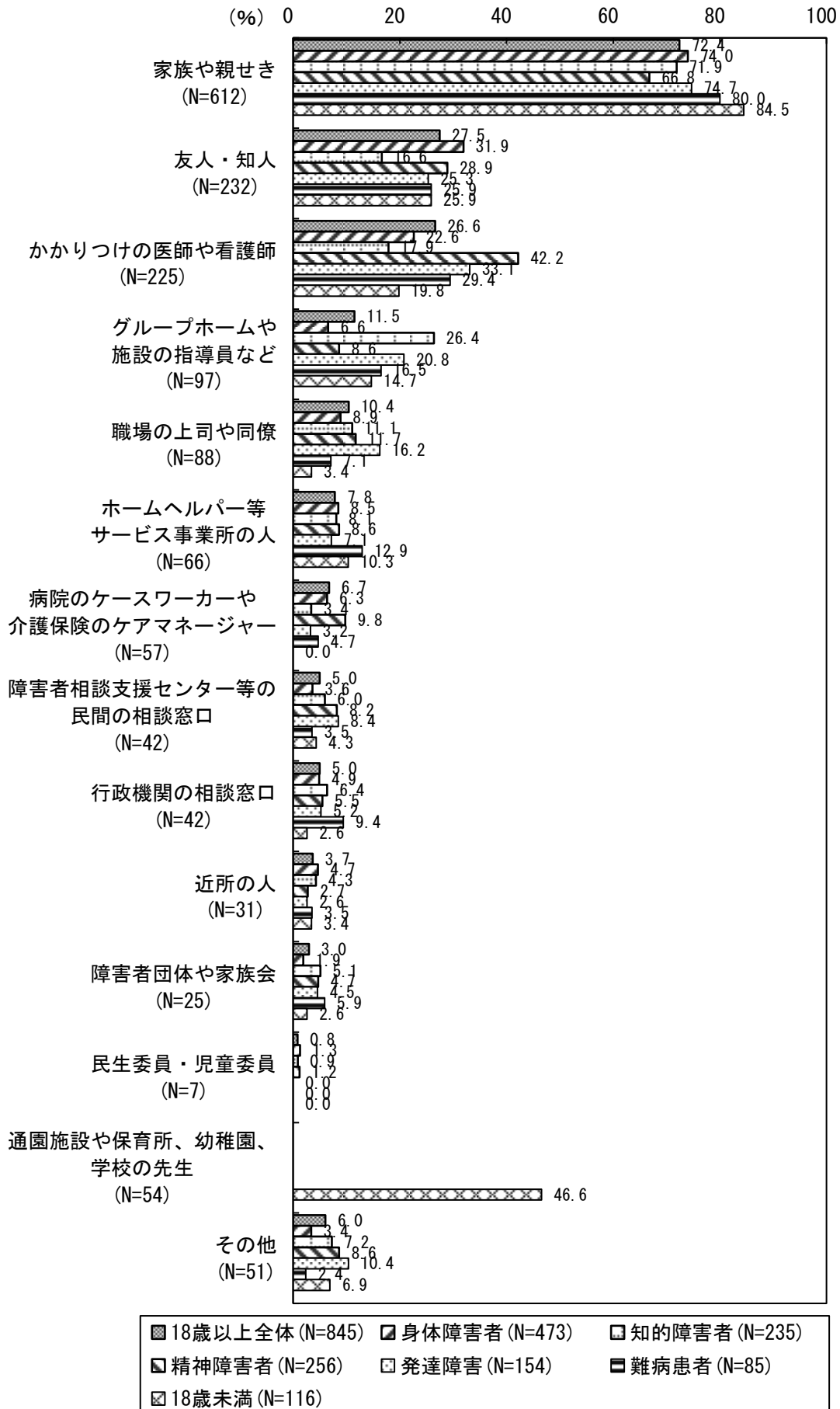
また、相談相手をたずねたところ、全体では「家族や親せき」が7割以上で最も多く、次いで「友人・知人」が約28%、「かかりつけの医師や看護師」が2割半ばとなっています。障害種別にみても、知的障害のある人では「グループホームや施設の指導員など」（26.4%）、18歳未満の児童では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（46.6%）がそれぞれ多いといった特徴はありますが、全体の傾向は共通しています。「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」「行政機関の相談窓口」に相談する人は、いずれの障害種別でも1割未満となっています（p.77 グラフ16参照）。

このような調査結果から、相談支援センター及び基幹相談支援センターの周知を一層進めるとともに、身近な地域において、気軽に立ち寄り、相談支援体制の再構築をする必要があります。

また、障害者やその家族が地域で自立した生活を過ごすためには、様々な福祉の制度やサービスの情報を得ることが重要です。アンケート調査では、情報の入手手段として最も多いものは、「家族や親せき、友人・知人」で、次に「インターネット」となっており、「インターネット」が重要な情報源の入手手段となっています。

第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

【グラフ16：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数（下1つは「18歳未満」のみ）

■施策の基本的な方向

相談支援センターの周知を図り、身近な地域において相談できる体制づくりを引き続いて進めます。相談支援センターについては、身近な相談窓口をより拡大し、センター間の連携の機能を強化するとともに、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。

また、枚方市自立支援協議会において、相談支援センターなどの地域のさまざまな関係機関が協議し、地域の課題を発掘し、情報を共有することによって、それぞれの機関での相談への対応をより充実した内容にできるよう取り組みます。枚方市自立支援協議会では年に1回相談支援センターの評価を行います。

さらに、地域に移行し定着しようとする人たちに、必要な情報や相談支援が適切に提供されるように、相談支援センターなどの関係機関と連携し、地域との接点の少ない人にも必要な支援を実施するため、地域の社会資源の活用などを進めます。

そういった相談支援を総合的に提供するためにも、利用者のニーズ等を踏まえて、地域生活支援拠点の整備を進めます。

（1）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供

施策名	取り組み	所管課
障害者の相談支援体制	障害者から相談に応じ、必要な情報提供および助言、サービスの利用支援など関係機関と連携しつつ、地域の社会資源を活用し必要な援助を行います。また、センター間の連携の機能強化を行い、より専門的な対応ができるように、相談支援センターの体制の充実を図ります。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
枚方市自立支援協議会	相談支援センターをはじめ、地域の関係機関が集まり、障害者が自立した地域生活を営む上で必要となるサービス基盤や人材社会資源の確保などについて検討を行います。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
病院、入所施設からの地域移行	退院・退所した障害者が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関や相談支援センターとともに、必要な相談や支援を行える体制づくりを進めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

施策名	取り組み	所管課
地域定着支援	地域移行後や「ひきこもり」等、地域との接点が少ない障害者に対し、地域でいきいきと安定した生活を営めるよう訪問などする中で、必要な支援を地域の社会資源を活用しながら、関係機関と連携し進めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
地域生活支援拠点の整備	相談、一人暮らしやグループホーム等の体験の機会の場合、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点の整備を進めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

2. 関係機関との連携による支援の充実

■現状と課題

医療技術が進歩し、医療的ケアが必要な障害者（児）が在宅生活における相談支援の際、その家族等を取り巻く課題など、相談内容が多岐にわたることが多い中、関係機関との連携により、発達それぞれの専門性により総合的に対応することが求められています。

令和元年より、医療的ケア児のネットワーク会議を設置し、総合的な支援体制を図っています。

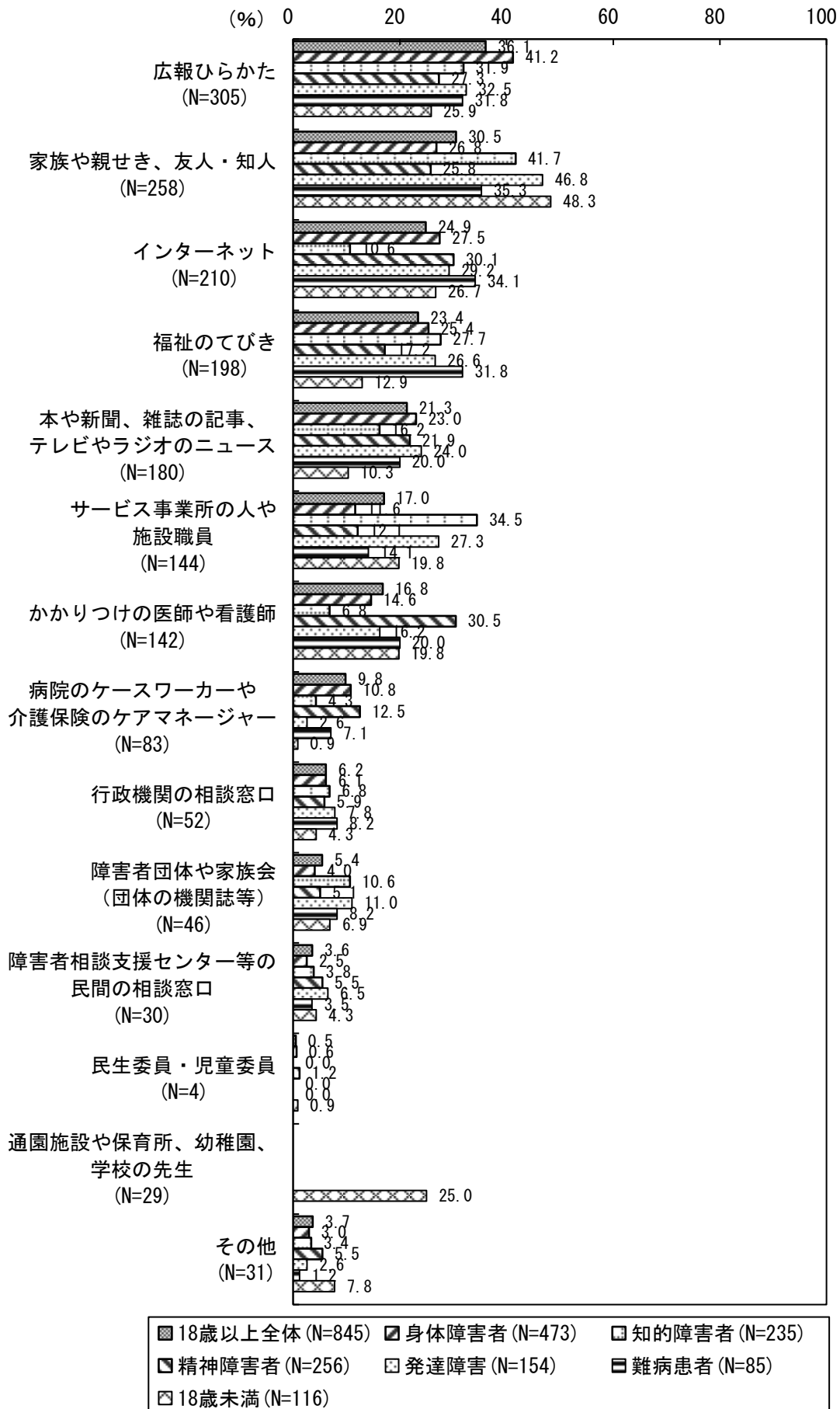
また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている8050問題などは、障害者地域活動支援センターだけでなく、地域包括支援センターや生き生きネットワークなど、各部署所管の相談機関相互連携が必要となっており、家族等を総合的に支援することが求められています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、情報の入手手段をたずねたところ、全体では「広報ひらかた」が3割半ばで最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が3割以上、「インターネット」が2割半ばとなっています。障害種別にみると、知的障害のある人では「サービス事業所の人や施設職員」（34.5%）、精神に障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」（30.5%）、難病のある人では「福祉のてびき（31.8%）」がそれぞれ多いといった特徴があります。「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」「行政機関の相談窓口」から情報を知っている人は、いずれの障害種別でも1割未満となっています（p.81 グラフ 17 参照）。障害者にとって重要な情報源は、広範多岐に渡っています。関係機関の連携の強化により、どの情報源にアクセスしても適切な情報につながるような、ネットワーク体制の構築と強化が課題となります。また、障害者やその家族の抱える問題が多様化し、医療や介護などを含む、従来の障害福祉の枠組みを超えた支援も必要になる場合も多い現況では、どの窓口にも相談しても適切な支援につながるような、総合的な相談・支援体制の構築が求められています。

第5節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

【グラフ17：障害や福祉サービス等に関する情報の入手先（複数回答）（令和2年度障害者アンケート）】



※選択肢の下のN数は、「18歳以上全体」での回答者数（下1つは「18歳未満」のみ）

■施策の基本的な方向

利用者のニーズは多様化、複雑化しており、適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による、意見交換や情報提供など相互協力は不可欠となっており、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者を含むそれぞれの相談支援を行っている関係機関との連携強化のため取り組みます。

なお、障害のある人は、年齢や障害特性などの事情により情報の入手が難しい場合もあるので、できるかぎり多様な手段でかつわかりやすい内容での情報提供体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児等支援連絡会議を軸として、医療的ケアを必要とする児童の支援についての意見交換や情報提供を協議するなど、必要な取り組みを行うよう検討します。また、専門的な支援の必要な人に関する高度な情報・知識の共有と活用に取り組みます。

（1）関係機関との連携による支援の充実

施策名	取り組み	所管課
多様な手法によるわかりやすい情報提供	障害者の福祉サービス制度利用を促進するために、サービスの内容、手続きの方法等を掲載したパンフレットやポスター、広報ひらかた、ホームページ、窓口での対応などによってわかりやすい情報提供に努めます。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)
医療的ケア児等支援連絡会議	連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を図ります。	地域健康福祉室 (障害福祉担当)

第 5 章

障害福祉計画（第 6 期）

障害児福祉計画（第 2 期）

第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

1. 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等患者にもサービスが提供されます。

同法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。

平成26年度より、本市が中核市になったことに伴い、地域生活支援事業として、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」及び「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」が必須事業となっています。

また、前期障害福祉計画（第5期）期間の平成30年度から、障害者総合支援法の改正による「自立生活援助」「就労定着支援」などの新たなサービスを開始しています。

これらを踏まえて、障害福祉計画に係る見込み量を算定しました。

【「障害者総合支援法」に基づくサービス体系】



2. 児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法では、障害児に対する通所系サービスや相談支援が市町村事業として提供されます。

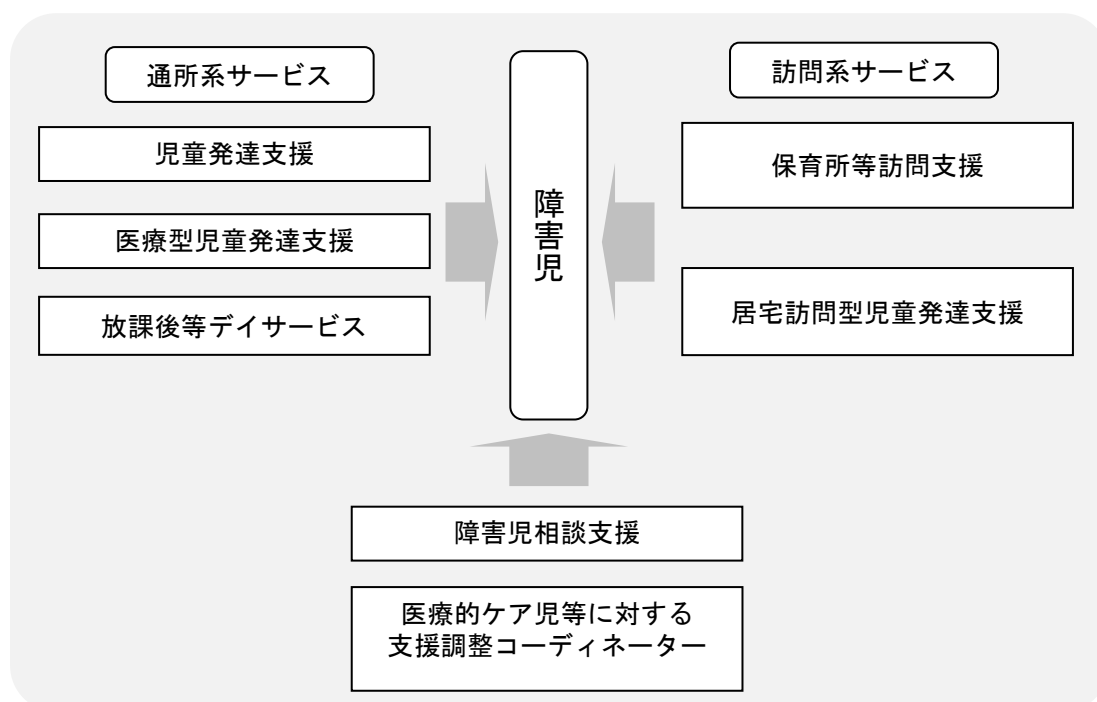
本市においては、前期障害児福祉計画（第1期）期間の平成30年度から、児童福祉法改正による都道府県や市町村への「障害児福祉計画」策定の義務付けにより、障害福祉計画と一体の障害児福祉計画として、障害児支援サービスの利用見込み等について記載しています。

また、前期障害児福祉計画（第1期）期間の平成30年度から、新たなサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」を開始しています。

これらを踏まえて、障害児福祉計画に係る見込み量を算定しました。

なお、障害福祉計画・障害児福祉計画に係る見込み量ともに、令和2年の新型コロナウイルス感染症の予防対策によるサービス利用量の変化を踏まえたうえで、今後必要とされるニーズを見据えて算出しました。

【「児童福祉法」に基づく障害児支援サービス体系】



第2節 障害福祉計画（第6期）

1950年代から国、地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離されている状況がありました。1960年代頃から、「ノーマライゼーション」の原理が提唱され、国連でも、1975年（昭和50年）「障害者の権利宣言」が採択されました。「障害者の権利宣言」を実効化するため、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」（スローガン 「障害者の完全参加と平等」としたことを始め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの期間「国連障害者の10年」。1993年（平成5年）から2002年（平成14年）までの期間を「アジア・太平洋 障害者の10年」として、日本を含む多くの国で様々な取り組みが行われました。「ノーマライゼーション」の理念が普及したこともあり、2008年（平成20年）「障害者の権利に関する条約」が発効され、日本においても「障害者基本法」の改正、いわゆる「障害者差別解消法」の成立など、国内関連法が整備されたことを受け「障害者の権利に関する条約」は2014年（平成26年）、日本について発効されました。

「障害者基本法」には、第3条にて「地域社会における共生等」が規定され同条第2項に「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」とされています。

このことは、施設入所している人、精神科病院に入院している人も同様であり、自らの意思でもって、住む場所、住む相手が選択できる環境を整備することが重要です。環境整備にあたっては、地域で生活できるハード面としての住居、住まいの場、ソフト面としての相談支援、日中や余暇の支援を含むサービス等の社会資源を充実させていく必要があります。

「地域生活への移行」とは、本来、この考え方にに基づき実践されるべきものであり、施設入所している人、精神科病院に入院している人に対するアプローチやフォローなど、継続的な支援を行う必要があります。また、地域でも親元、家族と離れ自立した生活を望んでいる人への支援のあり方など、更なる工夫に取り組んでいく必要があります。

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域移行者数

11人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和元年度末時点の施設入所者 180 人の6%以上の地域生活への移行と、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえて設定します。

【達成のための方策】

施設入所者のうち地域移行を希望する方の意向を踏まえ、地域の社会資源に関する情報提供や相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。

地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、地域相談支援事業所と連携を図り必要なサービス提供を実施することにより、地域移行後の生活を継続的に支援します。

（2）施設入所者の削減

7 人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和元年度末時点における施設入所者 180 人から 1.6%以上削減することとして設定します。

【達成のための方策】

入所施設から地域移行を希望する方の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携し、地域移行を推進します。

住み慣れた地域で住み続けるための社会資源、施策について整備、充実を図ります。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関連して、都道府県が、令和5年度末には、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均及び精神病床における1年以上の長期入院患者数を設定すること、精神病床における退院率を入院後3か月時点、6か月時点、1年時点についての目標を設定することとされています。

本市においては、退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会を、地域の受け皿の整備を協議する場として位置づけ、内容の充実を図っていきます。

（1）精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

316 日

（2）令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数

227 人

（3）精神病床における早期退院率

入院後3か月時点	69 %
入院後6か月時点	86 %
入院後1年時点	92 %

【見込み方法】

大阪府では、令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,688人とされた府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。

（本市における令和元年度の実績は240人）

【達成のための方策】

退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、地域包括ケアシステムについて内容の充実を図り、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備に努めます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、面的整備を基本に据え、令和5年度末までに整備していくとともに、整備後もそれらの機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討していきます。

4. 福祉施設から一般就労へ向けての取組

（1）福祉施設から一般就労への移行数に関する目標について

105 人

（2）就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

60 人

（3）就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

33 人

（4）就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

12 人

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和元年度における一般就労への移行実績（1,991人）の1.27倍以上（2,529人）、併せて、就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上という府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。

【達成のための方策】

ハローワーク、枚方市障害者就業・生活支援センター及び枚方市自立支援協議会就労支援部会などと連携し、障害者の職場定着率向上に向けた取り組みを支援していきます。

（5）就労定着支援事業に関する目標について

就労定着支援事業利用率	7割
就労定着率8割以上の事業所	9割

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定します。

また、就労定着支援の就労定着率については、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、市内の就労定着支援事業を実施する事業所において、支援を開始した時点から1年後の就労定着率が8割以上の事業所が全体の9割以上となることを目標として設定します。

【達成のための方策】

就労支援部会を通じ、就労定着に向けた取り組みを実施します。

（6）就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額

15,000 円（月額）

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和元年度工賃（賃金）実績調査において、枚方市内の就労継続支援B型事業所37か所（令和2年4月1日現在）の令和元年度の工賃実績の平均額13,155円に10%乗じた額を上乗せし、目標を設定します。

【達成のための方策】

「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、就労系事業所等からの購入等の拡充を図るなど、障害福祉サービス事業所の受注機会の拡大に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所への業務の発注の促進などに取り組みます。

5. 相談支援体制の充実・強化

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、令和5年度末までに、基幹相談支援センターを設置することとされています。

障害者（児）ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

また、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を強化するとともに、自立支援協議会を活性化します。

6. 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、令和5年度末までに、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施などの目標を設定することとされています。

本市においては、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について指定時研修、集団指導等の場で事業者に対し、注意喚起を行います。

また、関係自治体との連携に努め、研修の実施等により職員の質の向上を図るなど、報酬の審査体制の強化、及び障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めます。

第3節 障害児福祉計画（第2期）

1. 重層的な地域支援体制の構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、児童発達支援センターを、令和5年度末までに少なくとも1か所以上設置することとされており、本市においては、平成31年4月に、すぎの木園と幼児療育園の両機能を有する新たな施設として「市立ひらかた子ども発達支援センター」を開設しました。

センターでは、「児童発達支援事業」として通所児童の定員をこれまでの2施設計80人から110人に拡大し、発達や障害に応じた保育・療育を実施しています。

また、通所児童だけでなく、地域における障害のある子どもたちへの支援として、「相談支援事業」「保育所等訪問支援事業」「居宅訪問型児童発達支援」も実施しています。さらに、専門的なリハビリテーションの実施や、通所支援を利用していない発達上支援の必要がある就学前の子どもと保護者を対象にした遊びや生活・集団の場を通して成長発達を促す「地域支援事業すくすく」の実施のほか、保育所（園）等で障害児を含めたより良い集団保育が確保できるよう、発達検査などを通して適切な助言を行う「巡回相談・保育相談」も実施しています。

以上のように、センターを本市における発達上支援が必要な児童のため支援機関の拠点とし、同様に支援機関として事業を実施している市内の事業所との連携を通じて、重層的な地域支援体制の充実に努めます。

また、施設入所児が年齢超過した場合、中央子ども家庭センターとの連携を図り、相談や支援等対応します。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援事業所	7か所
放課後等デイサービス事業所	9か所

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、令和5年度末までの府域での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置の目標値について、市町村ごとに按分された数値を踏まえるとともに、本市における事業所の設置状況を踏まえ、目標として設定します。

【達成のための方策】

今後の事業所参入動向を見極め、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本市においては重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数や多様化するニーズの把握に対応するため管内の支援体制の現状の把握や、関係者の役割等の検討等を行うために、平成31年4月より協議の場を設置しました。

また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、協議の場を通じて、医療的ケアを必要とする障害児に対して、社会資源の情報共有等図っていきます。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

第6期計画見込み量を算出するにあたっては、従来は第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に計算しますが、令和2年の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害福祉サービス事業所が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、令和2年度の実績の見込み量が、例年に比べて少なくなるサービスがありました。（同行援護、短期入所、移動支援）

本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、平成29年度～令和元年度のサービス利用実績も参考にして、見込み量を算出しています。

【障害福祉計画（第6期）】

1. 自立支援給付の利用見込みと整備の方向

自立支援給付のうち、障害福祉サービス及び相談支援についての第6期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（1）訪問系サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活を営むのに支障となる障害者に対して、居宅における食事、入浴等の身体介助、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院等介助を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な介護を行います。

●同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

●行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護が必要な障害者に対して居宅介護その他の複数のサービスを包括的に提供します。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数	855	884	914
	利用時間数	25,929	26,722	27,508
重度訪問介護	実利用者数	27	27	28
	利用時間数	7,707	7,707	8,023
同行援護	実利用者数	135	138	141
	利用時間数	3,457	3,534	3,611
行動援護	実利用者数	3	3	3
	利用時間数	264	264	264
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	0	0
	利用時間数	0	0	0

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【整備の方向】

- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、本市のサービス提供指針の周知を行います。また、訪問系サービスの内容について情報提供を行うなどして、多様な事業者の参入を図ります。
- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」と連携して、様々な障害特性を理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

（2）短期入所（ショートステイ）

障害者（児）を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	実利用者数	218	224	230
	利用日数	1,025	1,053	1,081

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。
また、アンケートにおいても、利用のしやすさについての要望があり、ニーズが高い事業であるため、見込み量に反映させています。

【整備の方向】

- 障害者（児）が身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の参入を促すとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携のもと、医療的ケアに対応できるなどの様々なニーズに対応したサービス提供体制の整備に努めます。
- グループホームを新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について積極的に働きかけます。
- 既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など事業者と連携し、既存施設の活用を図ります。
- 地域生活支援拠点の整備の検討に合わせ、緊急時でも利用できるよう体制整備に努めます。

（3）日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要な障害者に入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●就労移行支援

一般就労が見込まれる65歳未満又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）の方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就労活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障害者のうち、雇用契約などに基づく就労が可能な65歳未満又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた障害者に限る。）の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（B型）

一般就労が困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

●就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

●療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害者に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数	950	985	1,007
	利用日数	17,575	18,223	18,630
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	8	8	8
	利用日数	114	114	114
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	38	40	41
	利用日数	649	683	702
就労移行支援	実利用者数	160	166	173
	利用日数	2,552	2,646	2,755
就労継続支援 (A型)	実利用者数	185	192	199
	利用日数	3,457	3,587	3,717
就労継続支援 (B型)	実利用者数	699	724	747
	利用日数	11,743	12,163	12,550
就労定着支援	実利用者数	45	47	49
療養介護	実利用者数	53	53	53

※支援学校等の新規学卒者、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等及び在宅者の利用者推計を基に見込んでいます。就労定着支援については、一般就労への移行実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

- 既存施設を含む地域の社会資源を有効に活用しながら、利用者のニーズに対応できるような各サービスの供給量の適切な増加を図ります。
- 就労系事業所と就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。

（4）居住系サービス

●共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

●施設入所支援

夜間に介護を必要とする障害者に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたりの実利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	430	472	516
施設入所支援	175	174	173
自立生活援助	0	0	0

※施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含め見込んでいます。施設入所支援については「大阪府の基本的な考え方」との整合を図り、見込んでいます。

【整備の方向】

○障害者が、自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、住み続けたいまちで住み続けられるよう、共同生活援助（グループホーム）事業者に対する支援策として整備補助や運営補助事業を実施するなどして整備・拡充に努めます。

○グループホームの世話人養成研修を実施し、人材の確保・育成に努めます。

（5）相談支援

施設から地域での生活に移行する人や、障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたりの実利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	112	134	147
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

※地域移行支援については、第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。地域定着支援については、第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、単身障害者や地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

【整備の方向】

- 市全体での相談支援事業のあり方を検討する上で実情を把握し、各相談支援事業所の機能強化が図れるよう支援していきます。
- 相談支援事業所の従業者に対して相談に係る技量向上のため、講座・講習などの受講を奨励し、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができるよう、人材の育成に努めます。

（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しています。

【見込み量】

（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

単位：月平均利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	63	70	77
精神障害者の自立生活援助	0	0	0

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（7）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行うなど相談支援体制の再構築を検討しています。

【見込み量】

（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	13	13	13

【整備の方向】

○障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援等の実施のため、事前検討会を行い、基幹相談支援センターや地域の相談機関との連携の体制強化に努めます。また、基幹相談支援センター等を中心に主任相談支援専門員を計画的に確保します。新任や現任の相談員に対しても指導育成を行います。

（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めます。

また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めています。

【見込み量】

（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	10	10	10
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有
	年間参加人数	14	14	14
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	2	2	2

【整備の方向】

○本市においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する部署との協力・連携や適正な指導監査等の実施等とともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努め、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。

2. 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向

本市における障害者（児）のニーズを踏まえ、地域生活支援事業についての第6期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（1）理解促進研修・啓発事業

障害者（児）が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害者（児）に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
啓発イベントの開催	有	有	有

（2）自発的活動支援事業

障害者（児）や家族などが地域において自発的に行う活動を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいホッポ交流会等の開催	有	有	有

（3）相談支援事業

●障害者相談支援事業

障害児が障害児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業所等との連絡調整の上、障害児支援利用計画の作成を行います。一定期間ごとにモニタリングを行います。

【見込み量】

単位：か所数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業所数	7	7	9
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
障害児療育等支援事業の実施	1	1	1

※7か所の相談支援事業所の中で、6か所については地域活動支援センターⅠ型を併設し、うち3か所を障害種別にとらわれず総合的、専門的な相談支援を実施する基幹相談支援センターとし、3か所を主たる障害種別で身体、知的、精神のそれぞれに対応した相談支援事業所として整備しています。残る1か所については地域活動支援センターⅢ型を併設した相談支援事業所として整備しています。

【整備の方向】

- 障害者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障害種別にかかわらず幅広い相談内容に対応できるよう充実を図ります。
- 基幹相談支援センターにおける支援事業については、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用した支援内容の充実を図ります。
- 基幹相談支援センター等を中心とした、障害者支援の関係機関によるネットワーク（枚方市自立支援協議会）で、地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について定期的に議論を行い、障害者施策の総合的、かつ、計画的な推進を図ります。
- 市全体での相談支援事業のあり方を検討し、相談支援に係る体制整備を図ります。

（4）成年後見制度利用支援事業

枚方市成年後見制度利用促進基本計画とも整合性を図り、成年後見制度利用支援事業における申し立て費用の助成及び、報酬助成に関する対象見直しなどに努めます。

【見込み量】

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	25	27	29

（5）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある障害者等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣する他、障害福祉担当の窓口到手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣	件数	844	869	894
	時間	2,159	2,224	2,288
要約筆記者等派遣	件数	12	12	13
	時間	136	136	147

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【見込み量】

単位：設置者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	2	2	2

【整備の方向】

- 講習会を実施するなど、手話通訳者・要約筆記者等の人材の育成・確保に努めます。
- 関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（6）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、意思疎通を図ることが困難な障害のある人等が自立した日常生活、又は社会生活を行うことができるようになることを目的として、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

【見込み量】

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	20	20	20
	養成講習修了見込者数	15	15	15
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	5	5	5
	養成講習修了見込者数	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	30	30	30
	養成講習修了見込者数	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	無	無	無
	養成講習修了見込者数	10	10	10

※数値は、大阪府、府下政令市、中核市全体の総数で見込んでいます。

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。失語症者向け意思疎通支援者については養成研修事業の実施にとどまり、派遣事業の実施はありません。

【見込み量】

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件数	75	100	125
	時間	300	400	500

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、サービスの利用を促進します。

（8）手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人等に対して社会参加を支援するため、手話奉仕員を養成する研修を行います。

【見込み量】

単位：終了見込者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習会	50	50	50

（9）日常生活用具給付等事業

障害者（児）の日常生活の便宜を図るため以下の福祉用具の給付を行います。

●介護・訓練支援用具

特殊寝台など、身体介護の支援や訓練のための用具

●自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具

●在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器など、在宅療養を支援するための用具

●情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報伝達や意思疎通を支援するための用具

●排泄管理支援用具

ストマ用装具など、排泄管理を支援するための用具

●居宅生活動作補助用具

障害者（児）の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【見込み量】

単位：件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	45	47	48
自立生活支援用具	109	112	115
在宅療養等支援用具	83	86	88
情報・意思疎通支援用具	100	103	106
排泄管理支援用具	9,057	9,327	9,597
居宅生活動作補助用具	11	12	12

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。

【整備の方向】

○国、大阪府とも連携しながら、適宜、対象品目を見直すなどし、障害特性や個々の必要性に応じて事業を実施します。

(10) 移動支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。

●障害児通学支援事業

1人で通学することが困難な障害のある児童・生徒に対して、保護者等の就労や病気などのやむを得ない理由があるため、付き添うことが困難な状況にある場合の通学を支援します。

【見込み量】

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数	1,309	1,320	1,330
	利用時間数	252,039	253,439	254,839

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

【見込み量】

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通学支援事業	実利用者数	45	45	45
	利用時間数	7,830	7,830	7,830

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

- 「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、本市のサービス提供指針の周知を行います。
- ガイドヘルパー養成研修等を開催し、それぞれの障害特性を理解したヘルパーを育成するなど、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。
- 障害児通学支援事業に従事するヘルパーの育成研修を柔軟に行うなどして、従事者の確保に努めます。

(11) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の3類型があります。

- I型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障害や障害者に対する理解促進のための普及啓発などの事業を行います（相談支援事業所を併設）。
- II型：機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供します。
- III型：創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

【見込み量】

単位：か所数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	6	6	6
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	2	2	4

【整備の方向】

○本市独自の整備の方向としては、あらゆるニーズに対応するための拠点としての基幹型である「地域活動支援センターⅠ型」については主たる障害ごとの障害者支援の中心的役割としており、その機能を高めていきます。

○市全体での相談支援事業のあり方を検討し、相談支援に係る体制整備を図る中で「地域活動支援センターⅢ型」の機能、役割について明確にし、整備を図っていきます。

(12) 日中一時支援事業

家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障害者（児）の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	日数	7,909	8,147	8,385

【整備の方向】

○利用者のニーズ把握に努めるとともに、ニーズの拡大や多様化に対応できるよう、事業者の参入促進に努めます。

○障害特性を理解した従業者の確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

○利用者ニーズに即した事業形態、サービス提供のあり方について検討していきます。

(13) 広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うもののなか、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

【見込み量】

単位：協議会の開催回数/年間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援広域調整会議等事業 （精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	6	6	6

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、当事者本人が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

【障害児福祉計画（第2期）】

3. 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向

本市における障害児のニーズを踏まえ、障害児支援サービスについての第2期計画見込み量と整備の方向を定めます。

【見込み量】

単位：人（1月あたり）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等のニーズ	1,179	1,215	1,243

(1) 通所系サービス

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や発達に関する知識、対応方法を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。

●医療型児童発達支援

児童発達支援の内容に加え、その他必要な支援及び治療の提供を行います。

●放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	239	244	250
	利用日数	2,188	2,233	2,288
医療型児童発達支援	実利用者数	1	1	1
	利用日数	15	15	15
放課後等デイサービス	実利用者数	818	843	860
	利用日数	11,241	11,578	11,809

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【整備の方向】

○放課後等デイサービス事業については、利用者ニーズが高く、事業所の育成、確保に努めます。また、サービスの質を担保するため、「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」等を通じて研修の機会を提供します。

（2）訪問系サービス

●保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	訪問回数	154	164	174
居宅訪問型 児童発達支援	訪問回数	0	0	0

※第5期計画期間（平成30年度～令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援については、重症心身障害児（身体障害者手帳1,2級、療育手帳A）のうち、障害児通所支援の利用状況を踏まえて、見込んでいます。

【整備の方向】

○児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所等の従業者に対して講座・講習などの受講を勧奨し、支援員の育成、確保に努めます。

（3）障害児相談支援

相談支援を行うことにより、障害児や保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく障害児の自立した生活を支え、支援を行います。

【見込み量】

単位：1月あたり

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実利用者数	65	67	68

【整備の方向】

○ライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とし、利用者ニーズを踏まえた障害児支援利用計画の作成ができるよう、人材育成に努めます。

○市全体での相談支援事業のあり方を検討し、各相談支援事業所の機能強化を図れるよう支援していきます。

（4）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

平成31年度に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児の支援調整の役割を担うコーディネーター1名を配置しました。

（5）発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について情報収集を行い必要性について引き続き研究してまいります。

4. 障害児の子ども・子育て支援等の利用

障害児福祉計画においては、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを設定するとともに、それを満たす提供体制の整備に努めることとされています。

枚方市障害児福祉計画（第2期）においては、枚方市子ども・子育て支援事業計画で定めている、障害児を含む子ども全体の目標事業量を掲載し、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量については、各年度の実績の把握を行っていきます。

（1）枚方市子ども・子育て支援事業計画における目標事業量

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
①教育・保育（人） ※	1号	4,587	6,457	4,294	6,457	4,024	6,457
	2号	4,642	4,607	4,715	4,692	4,793	4,732
	3号	3,827	3,830	3,857	3,860	3,859	3,860
②時間外保育事業（人）		4,948	4,948	5,009	5,009	5,055	5,055
③放課後等児童健全育成事業（人）		5,188	5,188	5,371	5,371	5,491	5,491
④一時預かり事業（人日）	幼稚園	213,811	213,811	216,025	216,025	218,264	218,264
	上記以外	24,489	50,400	23,999	50,400	23,521	50,400
⑤地域子育て支援拠点事業	人日	73,700	73,700	71,500	71,500	69,400	69,400
	拠点数（か所）	13	13	14	14	15	15
⑥乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等	人	2,495	2,495	2,438	2,438	2,400	2,400
	助産師・保健師数（人）	40	40	40	40	40	40
	訪問員数（人）	50	50	50	50	50	50

※1号：満3歳以上で教育を希望される児童 2号：満3歳以上で保育が必要な児童

3号：満3歳未満で保育が必要な児童

（2）子ども・子育て支援事業計画との連携

障害のあるなしにかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、枚方市障害児福祉計画（第2期）では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたって、枚方市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

■【参考資料】障害種別各サービス見込み量

1. 自立支援給付

単位：1月あたり

訪問系サービス			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	身体障害者	実利用者数	337	346	354
		利用時間数	15,553	15,968	16,338
	知的障害者	実利用者数	137	141	145
		利用時間数	3,986	4,103	4,219
	精神障害者	実利用者数	349	365	382
		利用時間数	5,703	5,964	6,242
	障害児	実利用者数	32	32	33
		利用時間数	687	687	709
	合計	実利用者数	855	884	914
		利用時間数	25,929	26,722	27,508
重度訪問介護	身体障害者	実利用者数	24	24	25
		利用時間数	7,570	7,570	7,886
	知的障害者	実利用者数	3	3	3
		利用時間数	137	137	137
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	27	27	28
		利用時間数	7,707	7,707	8,023
同行援護	身体障害者	実利用者数	135	138	141
		利用時間数	3,457	3,534	3,611
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	135	138	141
		利用時間数	3,457	3,534	3,611
行動援護	知的障害者	実利用者数	3	3	3
		利用時間数	264	264	264
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

訪問系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	合計	実利用者数	3	3	3
		利用時間数	264	264	264
重度障害者包括支援	知的障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0

単位：1月あたり

短期入所		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所 (ショートステイ)	身体障害者	実利用者数	65	67	68
		利用日数	317	326	331
	知的障害者	実利用者数	131	135	139
		利用日数	613	632	651
	精神障害者	実利用者数	3	3	3
		利用日数	31	31	31
	障害児	実利用者数	19	19	20
		利用日数	64	64	68
	合計	実利用者数	218	224	230
		利用日数	1,025	1,053	1,081

単位：1月あたり

日中活動系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	身体障害者	実利用者数	316	326	333
		利用日数	6,004	6,194	6,323
	知的障害者	実利用者数	601	625	639
		利用日数	10,944	11,384	11,643
	精神障害者	実利用者数	33	34	35
		利用日数	627	645	664
	合計	実利用者数	950	985	1,007
		利用日数	17,575	18,223	18,630

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

日中活動系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練	身体障害者 (機能訓練)	実利用者数	8	8	8
		利用日数	114	114	114
	知的障害者 (生活訓練)	実利用者数	22	23	24
		利用日数	412	431	450
	精神障害者 (生活訓練)	実利用者数	16	17	17
		利用日数	237	252	252
	合計	実利用者数	46	48	49
		利用日数	763	797	816
就労移行支援	身体障害者	実利用者数	15	15	16
		利用日数	237	237	253
	知的障害者	実利用者数	45	46	47
		利用日数	792	810	827
	精神障害者	実利用者数	100	105	110
		利用日数	1,523	1,599	1,675
	合計	実利用者数	160	166	173
		利用日数	2,552	2,646	2,755
就労継続支援 (A型)	身体障害者	実利用者数	30	31	32
		利用日数	572	591	611
	知的障害者	実利用者数	49	50	51
		利用日数	962	982	1,002
	精神障害者	実利用者数	106	111	116
		利用日数	1,923	2,014	2,104
	合計	実利用者数	185	192	199
		利用日数	3,457	3,587	3,717
就労継続支援 (B型)	身体障害者	実利用者数	84	86	88
		利用日数	1,411	1,445	1,478
	知的障害者	実利用者数	376	387	397
		利用日数	6,317	6,501	6,670
	精神障害者	実利用者数	239	251	262
		利用日数	4,015	4,217	4,402
	合計	実利用者数	699	724	747
		利用日数	11,743	12,163	12,550
就労定着支援		実利用者数	45	47	49
療養介護		実利用者数	53	53	53

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

単位：1月あたりの実利用者数

居住系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	身体障害者	51	55	60
	知的障害者	316	347	379
	精神障害者	63	70	77
	合計	430	472	516
施設入所支援	身体障害者	62	62	62
	知的障害者	112	111	110
	精神障害者	1	1	1
	合計	175	174	173
自立生活援助	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	0	0	0
	合計	0	0	0

単位：1月あたりの実利用者数

相談支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	身体障害者	27	32	35
	知的障害者	38	46	50
	精神障害者	47	56	62
	障害児	0	0	0
	合計	112	134	147
地域移行支援	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	1	1	1
	合計	1	1	1
地域定着支援	身体障害者	0	0	0
	知的障害者	0	0	0
	精神障害者	1	1	1
	合計	1	1	1

2. 地域生活支援事業

単位：人

成年後見制度利用支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	25	27	29

単位：年間

移動支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
移動支援事業	身体障害者	実利用者数	358	361	364	
		利用時間数	68,966	69,349	69,731	
	知的障害者	実利用者数	697	703	708	
		利用時間数	134,170	134,915	135,661	
	精神障害者	実利用者数	189	190	192	
		利用時間数	36,364	36,566	36,768	
	障害児	実利用者数	65	66	66	
		利用時間数	12,539	12,609	12,679	
	合計	実利用者数	1,309	1,320	1,330	
		利用時間数	252,039	253,439	254,839	
	障害児通学支援事業		実利用者数	45	45	45
			利用時間数	7,830	7,830	7,830

単位：年間

地域活動支援センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	箇所数	9	9	11
	利用者数	944	944	1,054

単位：年間

日中一時支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用日数	7,909	8,147	8,385

第4節 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

3. 障害児支援サービス

単位：1月あたり

通所系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	239	244	250
	利用日数	2,188	2,233	2,288
医療型児童発達支援	実利用者数	1	1	1
	利用日数	15	15	15
放課後等デイサービス	実利用者数	818	843	860
	利用日数	11,241	11,578	11,809

単位：1月あたり

訪問系サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	実利用者数	56	60	64
	訪問回数	154	164	174
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0
	訪問回数	0	0	0

単位：1月あたり

障害児相談支援		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実利用者数	65	67	68

第5節 枚方市障害福祉計画（第5期）・

障害児福祉計画（第1期）達成状況

1. 国及び大阪府の基本指針に基づく、令和2年度の成果目標

目標とする項目	令和2年度末 の目標	目標に対する進捗状況	
		令和元年度末 現在	説明
(1) 施設入所者の地域移行者数	18人	16人	入所施設利用者の地域移行は概ね順調に進んでいます。令和元年度末時点で目標の9割近くを達成しており、令和2年度末までには達成する見込みです。
(2) 施設入所者の削減数	4人	13人	平成28年度末時点における施設入所者193人から180人へと約6.7%の削減となっており、令和元年度末時点では目標を達成している状況です。
(3) 福祉施設から一般就労への移行	66人	75人	令和元年度末時点で、一般就労への移行者数は令和2年度末の目標を達成している状況です。
(4) 就労移行支援事業の利用者数	140人	155人	平成28年度末の利用者116人から約34%の増加となっており、令和元年度末時点では目標を達成している状況です。
(5) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率	移行率3割以上の事業所が5割以上	移行率3割以上の事業所が3割	本市の就労移行支援事業所は10か所で、うち就労移行率3割以上の事業所は3か所です。
(6) 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額	14,300円	13,155円	平成28年度の11,366円に比べて上昇しましたが、目標を達成するのは厳しい状況となっています。

目標とする項目	令和2年度末 の目標	目標に対する進捗状況	
		令和元年度末 現在	説明
(1) 児童発達支援事業所数	7か所	4か所	平成28年度末時点から事業所数は増加しておらず、目標を達成するのは厳しい状況となっています。
(2) 放課後等デイサービス事業所数	9か所	7か所	平成28年度末時点から事業所数は増加しておらず、目標を達成するのは厳しい状況となっています。

2. 障害福祉サービス

※達成率 令和2年度実績は見込み数値であり、達成率は令和2年度実績（見込み）と第5期計画見込み量との比較を表しています。

令和2年の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害者福祉サービス事業所が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、令和2年度の実績の見込み量が、例年に比べて少なくなるサービスがありました。（同行援護、短期入所、移動支援）

（1）訪問系サービス

居宅介護については、利用が増加傾向にあります。重度訪問介護、同行援護、行動援護については、利用はほぼ横ばいの傾向です。重度障害者等包括支援については、事業者数が少なく、利用実績はありませんでした。

また、適切なサービス提供ができるよう、自立支援協議会と合同で精神障害者のサービス提供従事者に係る上乘せ研修を市独自で実施しています。

単位：1月あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	実利用者数	実績	901	931	894	100%
		見込み量	849	869	890	
同行援護 重度障害者等 包括支援	利用時間数	実績	33,753	34,781	34,716	110%
		見込み量	30,002	30,827	31,682	

（2）短期入所（ショートステイ）

短期入所については、見込み量の伸び幅に対し実績の伸びがみられませんでした。

前回計画に引き続き、他市の事業所の利用も多い状況であり、身近な地域でサービスを受けたいというニーズに対応するため、市内で基盤整備を図ることが必要です。また、緊急時利用や医療ケアに対応できる事業所の整備についてもニーズが高く、それぞれのニーズに応じたサービス基盤の確保が必要です。

単位：1月あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
短期入所	実利用者数	実績	197	202	121	37%
		見込み量	247	283	324	
	利用日数	実績	954	916	649	40%
		見込み量	1,248	1,430	1,637	

（3）日中活動系サービス

生活介護については、利用は増加していますが、実績は見込み量を下回っています。自立訓練については、実績はほぼ見込み量どおりで推移しています。就労移行支援、就労継続支援（B型）については、とくに利用日数が見込み量を大きく上回りました。また、療養介護についても、見込み量以上を達成しています。

第5節 枚方市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）達成状況

単位：1月あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
生活介護	実利用者数	実績	893	914	912	82%
		見込み量	1,009	1,057	1,107	
	利用日数	実績	16,470	17,032	17,265	84%
		見込み量	18,757	19,650	20,579	
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	実績	8	7	4	67%
		見込み量	6	6	6	
	利用日数	実績	114	65	49	53%
		見込み量	92	92	92	
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	実績	35	33	39	134%
		見込み量	26	27	29	
	利用日数	実績	647	504	648	118%
		見込み量	493	512	550	
就労移行支援	実利用者数	実績	134	155	145	104%
		見込み量	131	135	140	
	利用日数	実績	2,095	2,424	2,510	110%
		見込み量	2,129	2,194	2,275	
就労継続支援 （A型）	実利用者数	実績	167	172	174	75%
		見込み量	185	208	233	
	利用日数	実績	3,103	3,258	3,368	74%
		見込み量	3,616	4,065	4,554	
就労継続支援 （B型）	実利用者数	実績	621	654	681	115%
		見込み量	570	582	594	
	利用日数	実績	10,142	10,975	11,470	118%
		見込み量	9,342	9,539	9,736	
就労定着支援	実利用者数	実績	15	46	44	66%
		見込み量	56	61	66	
療養介護	実利用者数	実績	49	53	53	120%
		見込み量	44	44	44	

（４）居住系サービス

共同生活援助については、見込み量の伸び幅に対し実績の伸びがみられませんでした。市独自の補助金により、グループホームについては一定の新規開設は見られますが、特に重度障害者に対応できる事業所の整備を望む声が多く聞かれるところです。

また、前回計画に引き続き、共同生活援助は、地域移行促進のための重要な施策であり、地域で生活している人の潜在的ニーズも高いものがあります。

単位：1月あたりの実利用者数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
共同生活援助	実績	352	370	385	85%
	見込み量	385	418	454	
施設入所支援	実績	188	182	176	93%
	見込み量	191	190	189	
自立生活援助	実績	0	0	0	0%
	見込み量	5	7	9	

（５）相談支援（サービス利用計画作成）

前回計画に引き続き、相談支援の利用実績が伸びない状況です。

障害者相談支援事業での一般相談や、セルフプランを作成する人が多いことが要因であると分析しています。また、相談支援の認知度を向上させる必要性も考えられます。

単位：1月あたりの件数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
計画相談支援	実績	62	75	93	20%
	見込み量	435	451	467	
地域移行支援	実績	1	0	0	0%
	見込み量	9	8	8	
地域定着支援	実績	0	0	0	0%
	見込み量	9	9	8	

3. 地域生活支援事業

（1）理解促進研修・啓発事業

毎年開催を予定している理解促進にかかる啓発イベントについては、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度については開催を控えることとなりました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
啓発イベントの開催	有	有	無

（2）自発的活動支援事業

毎年開催を予定しているふれあいスポーツ交流会等については、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度については開催を控えることとなりました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ふれあいスポーツ交流会等の開催	有	有	無

（3）相談支援事業

相談支援事業所については、主たる障害種別で身体2か所、知的2か所、精神2か所をそれぞれ整備しており、目標を達成しています。

単位：か所数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	達成率
相談支援事業所数	実績	6	6	6	100%
	見込み量	6	6	6	
障害児療育等支援事業の実施	実績	1	1	1	100%
	見込み量	1	1	1	

（4）成年後見制度利用支援事業

市長申立てによる成年後見人制度を利用する人は増加していません。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	達成率
成年後見制度利用支援事業	実績	1	2	1	11%
	見込み量	5	7	9	

（5）コミュニケーション支援事業

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業ともに、利用実績はほぼ横ばいとなっています。手話通訳者設置事業は目標を達成しています。

単位：1年あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
手話通訳者等派遣	件数	実績	1,198	1,197	1,074	81%
		見込み量	1,234	1,278	1,322	
	時間	実績	2,124	2,124	1,662	71%
		見込み量	2,175	2,252	2,330	
要約筆記者等派遣	件数	実績	15	12	3	12%
		見込み量	26	26	26	
	時間	実績	158	145	39	21%
		見込み量	189	189	189	
手話通訳者設置事業	設置者数	実績	2	2	2	100%
		見込み量	2	2	2	

（6）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業ともに、利用実績はやや減少傾向となっています。盲ろう者向け通訳・介護養成研修事業の実績は見込み量を上回りました。

単位：1年あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
手話通訳者 養成研修事業	登録試験 合格者数	実績	13	4	-	—%
		見込み量	16	16	16	
	実養成講習 修了者数	実績	120	119	-	—%
		見込み量	80	80	80	
要約筆記者 養成研修事業	登録試験 合格者数	実績	13	6	-	—%
		見込み量	5	5	5	
	実養成講習 修了者数	実績	29	19	-	—%
		見込み量	20	20	20	
盲ろう者向 け通訳・介 助員養成研 修事業	登録者数	実績	34	34	-	—%
		見込み量	30	30	30	
	実養成講習 修了者数	実績	34	36	-	—%
		見込み量	30	30	30	

※大阪府、府下政令市及び中核市の全体数。

（7）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、利用は増加していますが、実績は見込み量を下回りました。

単位：1年あたり

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
盲ろう者向け通 訳・介助員派遣事 業	件数	実績	51	120	-
		見込み量	250	275	300
	時間	実績	367	387	-
		見込み量	1,000	1,100	1,200
					—%
					—%

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話講習会終了者数はやや増加傾向にありますが、実績は見込み量を下回りました。

単位：人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
手話講習会修了者数	実績	33	39	-	
	見込み量	50	50	50	
					—%

※令和2年度は新型コロナウイルス拡大防止のため未実施

（9）日常生活用具給付等事業

給付実績は用具の種類により差がありますが、概ね実績は見込み量前後で推移しました。

単位：件数

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
介護・訓練支援用具	実績	43	45	29	73%
	見込み量	38	39	40	
自立生活支援用具	実績	99	104	86	70%
	見込み量	116	119	123	
在宅療養等支援用具	実績	81	80	91	90%
	見込み量	95	98	101	
情報・意思疎通支援用具	実績	137	71	67	70%
	見込み量	90	93	96	
排泄管理支援用具	実績	8,546	8,693	11,623	129%
	見込み量	8,849	8,937	9,026	
居宅生活動作補助用具	実績	11	7	7	78%
	見込み量	9	9	9	

（10）移動支援事業

移動支援事業については、見込み量は増加を見込んでいますが、平成30年からは利用実績については減少傾向にあります。ただし、利用要件や報酬体系の見直しなどによっては、まだ潜在的な需要もあるかと思われます。ただ、令和2年度の利用の減少の原因としては新型コロナウイルス感染症予防対策の影響が大きいため、令和元年度までの利用傾向を踏まえ、次期計画においては今後の見込み量の伸び率の見直しなどを検討しました。（※「第5章第4節2（10）移動支援事業」参照）

なお、毎年、定期的にガイドヘルパー養成研修を市独自に実施するなど、人材育成を図ります。

単位：1年あたり

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率	
移動支援事業	実利用者数	実績	1,280	1,225	844	63%
		見込み量	1,299	1,323	1,348	
	利用時間数	実績	238,315	218,956	139,835	52%
		見込み量	257,959	262,725	267,689	

障害児通学支援事業については、放課後等デイサービスの送迎利用もあり、実利用者数はほぼ横ばいです。

単位：1年あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
障害児通学 支援事業	実利用者数	実績	36	43	36	84%
		見込み量	43	43	43	
	利用時間数	実績	6,860	6,519	4,056	54%
		見込み量	7,493	7,493	7,493	

（11）地域活動支援センター事業

I型、II型については、計画どおりの事業所数で推移しています。

III型については、機能のあり方も含め、今後の検討課題と考えています。

単位：か所数

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
地域活動支援センターI型	実績	6	6	6	100%	
	見込み量	6	6	6		
地域活動支援センターII型	実績	1	1	1	100%	
	見込み量	1	1	1		
地域活動支援センターIII型	実績	1	1	1	50%	
	見込み量	1	1	2		

（12）日中一時支援事業

日中一時支援事業については平成28年の報酬体系の見直し後、見込み量の伸び幅をはるかに超える利用実績の伸びを見せています。

単位：日（1年あたりの利用日数）

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
日中一時支援事業	実績	5,664	7,428	7,666	160%	
	見込み量	4,329	4,553	4,777		

4. 障害児支援サービス

（1）通所系サービス

児童発達支援については、前回計画に引き続き、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。放課後等デイサービスについても、前回計画に引き続き、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。ただし、いずれも実績は見込み量を下回りました。医療型児童発達支援については、平成31年4月に福祉型児童発達支援センターと統合、整備されたことに伴い、利用者の見込み量を下方修正したもので、利用実績もありませんでした。

単位：1月あたり

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
児童発達支援	実利用者数	実績	225	256	219	54%
		見込み量	251	339	404	
	利用日数	実績	1,989	2,534	2,001	64%
		見込み量	1,944	2,626	3,129	
医療型 児童発達支援	実利用者数	実績	30	0	0	0%
		見込み量	40	1	1	
	利用日数	実績	211	0	0	0%
		見込み量	273	7	7	
放課後等 デイサービス	実利用者数	実績	676	752	764	41%
		見込み量	1,058	1,399	1,849	
	利用日数	実績	8,967	9,892	10,264	46%
		見込み量	12,839	16,977	22,438	

（2）訪問系サービス

保育所等訪問支援の訪問回数は増加傾向で推移しています。居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでした。

単位：1月あたりの回数

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
保育所等訪問支援	訪問回数	実績	90	128	144	57%
		見込み量	137	186	253	
居宅訪問型 児童発達支援	訪問回数	実績	0	0	0	0%
		見込み量	10	20	30	

（3）相談支援

前回計画に引き続き、成人と同様、相談機関等による支援での対応が多いことなどから、大きく目標数値を下回っています。

単位：1月あたりの実利用者数

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	達成率
障害児相談支援	実利用者数	実績	34	46	60	23%
		見込み量	185	218	256	

第6章

計画の推進体制及び進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、枚方市が主体となり、国、府等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) 関係機関、市民等との連携及び計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体、市民、サービス事業所などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行い、障害者の支援に関わる様々な施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとしします。

また、障害者に関する施策の将来的な方向を定めた長期計画であり、関係者が協力・連携して取り組むことが重要なことから、この計画の内容についての周知を積極的に図ります。

(2) 枚方市社会福祉審議会

本市の障害者施策の総合的、計画的な推進について調査審議を行う枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、関係機関代表者、障害当事者、学識経験者等の委員から計画の推進方法、各施策の取り組み状況等について意見を求め、効果的な計画の推進を図ります。

(3) 枚方市自立支援協議会

障害者の地域生活における諸課題に対する支援体制等を協議する枚方市自立支援協議会において、障害者に対する適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、主に障害福祉サービス等について、目標達成に向けた課題検討、施策提案を行うなど、計画の推進を図ります。

(4) 庁内の計画推進体制

本計画に基づく取り組みは、福祉分野のみならず、保健、医療、生活環境、教育、労働、人権尊重等多岐にわたっており、関連施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、健康福祉部が中心となり、庁内関係部局間の連携を図ります。

また、計画の推進上、国、府との連携が必要な場合は、その事業内容に応じて関係部

局がその調整等を図るなど、計画の総合的な推進に努めます。

(5) サービス提供体制の充実

障害者の地域での自立した生活においてその基盤となる福祉サービス等を的確に提供できるよう、サービス事業所や従事者の確保と質の向上に事業者団体等と協力して取り組みます。

また、サービス提供の基盤整備について諸課題を認識し、解決方策の検討を行い、その推進を図るとともに、適切な事業運営が図れる制度のさらなる充実について、国、府等にも要望を行います。

第2節 計画の進行管理

各分野に携わる関係団体及びサービス事業所の代表者や障害当事者、学識経験者等で構成される枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会によって本計画の進捗状況の管理と評価を行います。

また、庁内においても、毎年度、各施策の取り組み状況の報告を関係部署に求めるなど、進捗状況の自己管理、評価を行い、計画の適正な進行管理を図ります。

資料編

第1節 計画策定の経過

日 程	審議機関	アンケート等	内 容
令和2年 4月	第1回 障害 福祉専門分科 会（書面会 議）		障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定について
5月	第1回 社会 福祉審議会 （書面会議）		障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定について
6月15日	第2回 障害 福祉専門分科 会		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定スケジュールについて ・障害者計画(第3次)改訂版及び障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）の進捗報告 ・障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の策定にかかるアンケート調査票（案）審議
7月17日 ～7月31 日		「福祉に関するアンケート」調査の実施	調査対象：障害者手帳所持者 調査実施数：2,291人 回収数：961人（回答率41.9%）
7月17日 ～8月7日		事業所アンケート調査の実施	調査対象：市内サービス障害福祉サービス提供事業所 調査実施数：300事業所 調査回答数：214事業所（回答率71.3%）
7月21日 ～8月7日		団体アンケート調査の実施	団体アンケート 調査対象：ラポールひらかた登録団体のうち障害者関係団体 調査実施数：63団体 調査回答数：38団体（回答率60.3%）
9月9日	第3回 障害 福祉専門分科 会		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画(第3次)改訂版総括見込み報告 ・障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）骨子（案）審議 ・「福祉に関するアンケート」調査結果速報報告
10月2日	第2回 社会 福祉審議会		障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）骨子（案）について
10月16日	第4回 障害 福祉専門分科 会		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画(第4次)及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）試案審議 ・「福祉に関するアンケート」及び事業所・団体アンケート調査結果報告

12月7日	第5回 障害 福祉専門分科 会		障害者計画(第4次)及び障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)素案審議
12月16日～ 令和3年 1月8日		市民意見聴取	
1月26日	第6回 障害 福祉専門分科 会		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画(第4次)及び障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)案の審議、答申 ・市民意見聴取結果報告
3月		社会福祉審議会委員 へ書面報告	障害者計画(第4次)及び障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)案の報告について

第2節 枚方市社会福祉審議会からの答申

令和3年1月26日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子
障害福祉専門分科会
会長 三田 優子

「枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）」について（答申）

「枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期） 別紙のとおり
 2. 枚方市障害者計画（第4次）及び枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）に関する附帯意見
- (1) 新型コロナウイルス感染症が流行する現状であっても、地域で生活する障害のある人の生活を保障するために、事業者の支援、人材確保に取り組み、地域での障害のある人の生活を保障していく姿勢を貫くこと。

第3節 枚方市社会福祉審議会条例

平成25年12月9日条例第41号
改正 平成27年3月9日条例第13号
平成27年6月16日条例第24号
平成29年9月13日条例第40号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員19人以内で組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内）とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては3年（臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内）とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(専門分科会)

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

第3節 枚方市社会福祉審議会条例

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に規定する合議制の機関
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する合議制の機関
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関（専門分科会の組織及び運営）

第10条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

6 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第11条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 審議会は、審査部会（社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委員の守秘義務）

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止）

2 枚方市障害者施策推進審議会条例（平成24年枚方市条例第36号）は、廃止する。

（枚方市附属機関条例の一部改正）

3 枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

第4節 枚方市社会福祉審議会規則

平成26年3月31日規則第26号

改正 平成26年9月30日規則第106号

平成27年3月31日規則第29号

平成30年3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第11条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

(2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議

ロ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第9項に規定する事務

(3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 児童の福祉に関する事項の調査審議

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条第2号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

(4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務

(5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議

(6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議

(7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務

イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員了解職勧告及び解散命令に関する調査審議

ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

第4節 枚方市社会福祉審議会規則

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第11条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査

(2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

(3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査

(4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項の審査

ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査

3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。

6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年9月30日規則第106号抄〕

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日規則第29号〕

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日規則第20号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第5節 枚方市社会福祉審議会 本審委員名簿

(50音順・敬称略)

任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日	
明石 隆行	安藤 和彦
石田 慎二	◎上野谷 加代子
大西 雅裕	岡崎 成子
河野 和永	佐藤 嘉枝
武 正行	○所 めぐみ
富岡 量秀	長尾 祥司
橋本 有理子	畑中 光昭
原 啓一郎	○肥田 時子
藤本 良知	三田 優子
三戸 隆	

◎…委員長

○…副委員長

※委員構成

学識経験者	12名
社会福祉事業従事者	7名

第6節 枚方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会委員名簿

(50音順・敬称略)

任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日	
東 早苗	河野 和永
佐田 あゆ美	関 容子
高橋 昌子	○長尾 祥司
前田 裕久	◎三田 優子
村山 育代	森本 実
安田 雄太郎	横田 浩典
和田 典子	

◎…会長

○…職務代理

※委員構成

学識経験者	2名
社会福祉事業従事者	8名
社会福祉従事者	3名

第7節 枚方市自立支援協議会設置要綱

平成25年3月29日制定

枚方市要綱第45号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により実施する地域生活支援事業のうち、同項第3号に規定する事業（以下「障害者相談支援事業」という。）を実施するに当たり、法第89条の3第1項の規定に基づき、枚方市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査し、及び協議するものとする。

- (1) 障害者相談支援事業の運営に対する評価に関すること。
- (2) 支援が困難な事例への対応に関すること。
- (3) 法第89条の3第1項に規定する関係機関等（次条において「関係機関等」という。）のネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むため必要となる、社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員18人以内で構成する。

2 委員は、福祉部長及び次に掲げる者のうちから市長が依頼する者とする。

- (1) 障害者相談支援事業に係る事業所の管理者
- (2) 学識経験者
- (3) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を代表する者
- (4) 関係機関等を代表する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(依頼期間)

第5条 委員（第3条第2項の規定により市長が依頼した者に限る。以下この条において同じ。）の依頼期間は、2年以内とする。

2 委員は、再依頼されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第7節 枚方市自立支援協議会設置要綱

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会)

第7条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、福祉部長及び第3条第2項第1号の委員で組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する幹事の互選で定める。

4 第4条及び前条の規定は、幹事会について準用する。

(専門部会)

第8条 特定の事項について検討するため、幹事会に専門部会を置くことがある。

2 専門部会の構成及び運営については、幹事長が幹事会に諮ってこれを定める。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門部会を構成する者は、協議会、幹事会又は専門部会の会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員又は専門部会を構成する者でなくなったときも、また、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉室が担当する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第8節 枚方市自立支援協議会委員名簿

(50音順・敬称略)

平成29年12月1日～ 平成31年11月30日
猪鹿倉 陽介
内田 拓洋
金久 恭亮(注1)
桐山 広子
河野 和永
島本 義信
辻 史生
津田 茂樹
○長尾 祥司
中川 敬介
野川 哲也
藤淵 陽介
古満 園美(注2)
◎本多 隆司
松浦 武夫
山本 雅英

令和元年12月1日～ 令和3年11月30日
内田 拓洋
金久 恭亮
亀谷 明美
桐山 広子
河野 和永
島本 義信
立川 綾子
辻 史生
津田 茂樹
○長尾 祥司
中川 敬介
野川 哲也
◎三田 優子
安田 雄太郎
山崎 宏(注3)
山本 雅英

◎…会長

○…副会長

(注1) 任期：平成30年4月1日～平成31年11月30日

(注2) 任期：平成31年4月1日～平成31年11月30日

(注3) 任期：令和2年4月1日～令和3年11月30日

※委員構成

障害者相談支援事業に係る事業所の管理者	6名
学識経験者	1名
障害福祉サービス事業者を代表する者	1名
関係機関を代表する者(福祉関係機関)	1名
関係機関を代表する者(保健・医療関係機関)	1名
関係機関を代表する者(雇用関係機関)	1名
上記の他、市長が必要と認める者	4名
本市の職員	1名

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

(1) 障害者・児アンケート

■調査の実施概要

1) 調査名

枚方市障害者計画（第4次）・枚方市障害福祉計画（第6期）・枚方市障害児福祉計画（第2期）策定のための実態調査

2) 調査の趣旨

次期計画の策定にあたって、障害者（児）やその保護者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向、また、生活実態などを把握し、計画策定および施策推進の基礎資料として活用するため、障害者福祉に関して障害者や障害児の保護者へのアンケートを実施しました。

3) 調査実施の方針

ライフステージ別のニーズ、課題を把握するため、①18歳未満の障害者手帳所持者の保護者、②18歳から64歳の障害者手帳所持者、③65歳以上の障害者手帳所持者の3つの区分に分けて対象を抽出し実施しました。

4) 調査実施概要

調査対象地	：枚方市内全域
調査方法	：郵送による配布・回収
調査基準日	：令和2年7月1日
調査実施期間	：令和2年7月17日～7月31日
実施（発送）数	：①市内在住の0～18歳未満の障害児の保護者 300人 ②市内在住の18歳以上の障害者 1,991人

5) 回収結果

調査対象	①市内在住の0～18歳未満の障害児の保護者	②市内在住の18歳以上の障害者	合計
対象者数（人）	1,619	21,135	22,754
実施数（人）	300	1,991	2,291
実施割合	18.5%	9.4%	10.1%
回収数（票）	116	845	961
回収率	38.7%	42.4%	41.9%

【参考：枚方市の障害種別手帳所持者数】

調査対象	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者	265	3,606	10,944	14,815
知的障害者	1,022	2,335	149	3,506
精神障害者	332	3,379	722	4,433
合計	1,619	9,320	11,815	22,754

※障害種別重複あり（令和2年6月1日現在）

【参考：障害種別実施数】

調査対象	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者	80	595	219	894
知的障害者	140	447	60	647
精神障害者	80	550	120	750
合計	300	1,592	399	2,291

■調査結果のポイント

1) 障害児（18歳未満）

〈障害の状況〉

- 回答者のうち、身体障害者手帳所持者は30.2%、療育手帳所持所持者は57.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者は30.2%となっている。
- 発達障害と診断されたことのある回答者は64.7%となっている。
- 高次脳機能障害と診断されたことのある回答者は3.4%となっている。
- 難病に罹患している回答者は13.8%となっている。
- 現在受けている医療ケアは、「特になし」を除いて、「服薬管理」（14.7%）が最も多くなっている。

〈住まいや暮らし〉

- 主な介助・介護者については、「母」(97.0%)が最も多く、次いで、「父」(59.6%)、「兄弟姉妹」(14.1%)となっている。
- 主な介助者の年齢については、「40～49歳」(54.1%)が最も多く、次いで、「30～39歳」(28.6%)で、30～40歳代が約8割を占めている。
- 主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応については、「他の家族が介助する」(77.6%)が最も多く、次いで、「近くの親族や知り合いなどが介助する」(10.2%)、「対応できず困る」(9.2%)となっている。
- 将来の暮らしの希望については、「家族と一緒に暮らす」(57.8%)が最も多く、次いで、「一人で暮らす」(25.0%)、「グループホームを利用する」(6.0%)などとなっている。
- 通院時や医療を受けるにあたって困っていることについては、「医者や看護師とのコミュニケーション」(20.7%)と最も多く、次いで「公共交通機関を利用することが困難」(17.2%)となっている。
- 地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」(66.4%)が最も多く、次いで、「コミュニケーションについての支援」(52.6%)、「放課後等デイサービスなどの障害児サービスの充実」(47.4%)などとなっている。

〈日中活動や就労〉

- 外出について困ることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」(47.4%)が最も多く、次いで、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」(26.7%)、「周囲の目が気になる」(16.4%)などとなっている。
- 平日の日中の過ごし方については、「高校、地域の小中学校に通っている」(58.6%)が最も多く、次いで、「特別支援学校に通っている」(22.4%)、「幼稚園、保育所、認定こども園などに通っている」(9.5%)などとなっている。
- 一般就労の希望意向については、「したい」が73.3%、「したくない、難しい」が22.4%となっている。
- 障害者の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(87.1%)が最も多く、次いで、「仕事についての職場外での相談対応、支援」(62.1%)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(57.8%)などとなっている。
- 余暇活動をするために必要なことについては、「特にない」を除いて、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」(46.6%)が最も多く、次いで、「介助者や支援者の付き添い」(25.9%)、「スポーツや趣味の講習会」(21.6%)などとなっている。

〈障害福祉サービス等の利用〉

- 現在利用しているサービスについては、短期入所(1.8%)、相談支援(19.0%)、児童発

達支援（18.1%）、放課後等デイサービス（46.6%）、保育所等訪問支援（4.3%）、医療型児童発達支援（1.7%）、移動支援（36.2%）、日中一時支援（2.6%）、通学ガイドヘルパー（2.6%）、補装具・日常生活用具（13.7%）となっている。

○サービスを利用していない回答者の、今後の利用意向については、相談支援（42.2%）、移動支援（35.3%）、日中一時支援（31.0%）、地域活動支援センター事業（31.0%）、短期入所（30.2%）が3割以上と多くなっている。

○相談支援を現在利用していない理由については、「どんなサービスか知らないから」（33.7%）が最も多く、次いで、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」（31.3%）となっており、サービス内容の周知の不十分な状況がうかがえる。

〈相談相手〉

○悩みや困ったことを相談する相手については、「父や母など家族や親せき」（84.5%）が最も多く、次いで、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（46.6%）、「友人」（25.9%）となっており、「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」（4.3%）、「行政機関の相談窓口」（2.3%）に相談する回答者は少ない傾向にある。

○障害や福祉サービス等に関する情報の入手先については、「家族や親せき、友人」（36.1%）が最も多く、次いで、「インターネット」（26.7%）、「広報ひらかた」（25.9%）となっており、「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」（4.3%）、「行政機関の相談窓口」（4.3%）から情報を得ている回答者は少ない傾向にある。

〈権利擁護〉

○障害があることで差別や嫌な思いをすることについては、この5年間で「あまり変わらないと思う」（45.7%）が最も多く、次いで、「わからない」（25.9%）となっている。

○障害があることで嫌な思いをしたり、困ったりすることがあるかについては、「ある」が56.0%、「ない」が37.9%となっている。差別を受けていても、社会通念的に「ない」と感じさせられている回答者も含むかもしれないことには注意が必要である。

○障害があることで嫌な思いをしたり、困ったりする場所・内容については、外出先・余暇を楽しむときや公共交通機関の「じろじろ見られた」（それぞれ61.5%、41.5%）、学校での「自分だけ違う対応をされる」「無視されたり、仲間はずれにされる」「不親切・冷たい態度をとられた」（それぞれ23.1%）などが多くなっている。

○成年後見制度を利用の際の不安、または利用を考えていない理由については、「制度がよくわからない」（55.2%）が最も多く、次いで、「本人に代わって財産等を管理できる親族がいるから」（21.6%）、「後見人等を見ず知らずの人がすることに不安があるから」（19.8%）などとなっている。

〈災害時の避難等〉

- 地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が16.4%、「できない」が58.6%、「わからない」が22.4%となっている。
- 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時に助けてくれる人はいるかについては、「いる」が22.4%、「いない」が43.1%、「わからない」が31.9%となっている。
- 災害時の避難や避難生活で困ることや不安については、「コロナウイルス感染症などへの感染が不安」(56.0%)が最も多く、次いで、「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(ともに50.0%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(48.3%)となっている。
- 災害時に自宅で過ごせなくなった場合の対処については、「避難所で過ごす」(39.7%)が最も多く、次いで、「避難所で過ごせないので、車の中や公園などで過ごす」(15.5%)、「遠方の知り合いを探す」(12.9%)、「障害の施設で過ごせるよう探す」(6.9%)となっている一方で、「わからない」(20.7%)という回答も多くみられる。
- 避難場所があれば、役に立つ、障害特性に配慮していると思われる品物については、「自分だけの空間を作る簡易な装置」(67.2%)と最も多く、次いで、「何らかの支援が必要なことがわかるカード、バンドナなど」(37.9%)、「騒音、雑音を遮断する耳あて」「絵カードなどのコミュニケーション支援のための道具」(ともに35.3%)となっている。
- 新型コロナウイルスなどの感染症流行時に命にかかわる不安を感じたことについては、55.2%が不安を感じている。具体的な不安については、「外出ができなかった」(64.1%)が最も多く、次いで、「いつも行っているところに行くことができなかった」(62.5%)となっている。

2) 障害者(18歳以上)

〈障害の状況〉

- 回答者のうち、身体障害者手帳所持者は56.0%、療育手帳所持者は27.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者は30.3%となっている。
- 発達障害と診断されたことのある回答者は18.2%となっており、知的障害者では「ある」(40.0%)が4割を占めている。
- 高次脳機能障害と診断されたことのある回答者は7.8%となっており、精神障害者では「ある」(11.7%)が1割を超えている。
- 難病に罹患している回答者は10.1%となっている。
- 現在受けている医療ケアは、「服薬管理」(22.7%)が最も多く、次いで、「透析」(3.9%)となっている。

〈住まいや暮らし〉

- 現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」(71.5%)が最も多くなっており、知的障害者では「グループホーム」(10.2%)が約1割を占めている。
- 主な介助・介護者については、「母」(46.4%)が最も多く、次いで、「施設やグループホームの指導員など」(23.3%)、「父」(22.2%)、「配偶者」(20.9%)となっている。
- 主な介助者の年齢については、「60～69歳」(27.8%)が最も多く、次いで、「50～59歳」(26.9%)、「70～79歳」(23.5%)で、60歳以上が約6割を占めている。
- 主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応については、「他の家族が介助する」(36.1%)が最も多く、次いで、「対応できず困る」(27.8%)、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」(16.9%)となっており、精神障害者・難病患者では「対応できず困る」(それぞれ28.9%、38.3%)が最も多くなっている。
- 将来の暮らしの希望については、「家族と一緒に暮らしたい」(42.2%)が最も多く、次いで、「一人で暮らしたい」(23.1%)となっており、「グループホームを利用する」(7.9%)を加えた合計は7割を超えている。
- 通院時や医療を受けるにあたって困っていることについては、「公共交通機関を利用することが困難」(24.7%)が最も多く、次いで「医者や看護師とのコミュニケーション」(22.7%)となっており、知的障害者・発達障害者では「医者や看護師とのコミュニケーション」が4割以上と多くなっている。
- 地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」(50.2%)が最も多く、次いで、「相談対応等の充実」(36.0%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(33.8%)、「障害者に適した住居の確保」(28.4%)などとなっており、知的障害者・発達障害者では「相談対応等の充実」「コミュニケーションについての支援」が4割以上と多くなっている。

〈日中活動や就労〉

- 外出について困ることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」(27.6%)が最も多く、次いで、「休憩できる場所が少ない」(22.6%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(19.4%)などとなっており、身体障害者では「道路や駅に階段や段差が多い」(26.8%)が最も多くなっている。
- 平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」(40.6%)が最も多く、次いで、「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」(23.1%)、「福祉施設、通所事業所等に通っている」(20.1%)などとなっており、知的障害者・発達障害者では「福祉施設、通所事業所等に通っている」(それぞれ49.8%、42.2%)が最も多くなっている。

- 収入を得て仕事をしている方の勤務形態については、「正社員として就労している」(48.2%)が最も多く、次いで、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(42.6%)、「自営業、家業等」(8.7%)となっている。
- 一般就労をしていない方の今後の就労意向については、「したい」が19.6%、「したくない、できない」が62.1%となっており、精神障害者・発達障害者では「したい」が2割以上と多くなっている。18～64歳に限ってみると、「したい」が25.4%となっている。
- 一般就労をしたことがある方の、仕事を辞めた理由については、「体調悪化により仕事を続けることが難しくなったため」(36.4%)が最も多く、次いで、「仕事の契約期間が終了した」(21.7%)、「職場の人間関係が原因で辞めた」(20.5%)などとなっており、知的障害者では「職場の人間関係が原因で辞めた」(32.6%)が最も多くなっている。
- 障害者の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(57.0%)が最も多く、次いで、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(34.6%)、「家族の理解、協力」(29.7%)などとなっており、「仕事についての職場外での相談対応、支援」は知的障害者・精神障害者・発達障害者では3割以上と多くなっている。
- 余暇活動をするために必要なことについては、「特にない」を除いて、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」(25.6%)が最も多く、次いで、「介助者や支援者の付き添い」(16.3%)、「見に行きたいと思うスポーツや芸術文化イベントの開催」(15.6%)などとなっている。

〈障害福祉サービス等の利用〉

- 障害支援区分認定については、「受けていない」が59.8%、「受けている」が20.9%となっており、「受けている」は知的障害者(51.1%)や発達障害者(39.0%)、難病患者(27.1%)で多くなっている。
- 介護保険サービスの利用については、「利用している」が15.5%、「利用していない」が78.3%となっており、身体障害者では「利用している」(20.9%)が2割を超えている。
- 現在利用しているサービスについては、居宅介護(10.1%)、重度訪問介護(1.3%)、同行援護(3.0%)、行動援護(4.1%)、重度障害者等包括支援(1.3%)、生活介護(13.5%)、自立訓練(4.7%)、就労移行支援(3.6%)、就労継続支援(10.7%)、療養介護(1.3%)、就労定着支援(3.2%)、自立生活援助(3.6%)、短期入所(5.3%)、共同生活援助(4.9%)、施設入所支援(3.0%)、計画相談支援(8.9%)、地域相談支援(5.8%)、移動支援(13.1%)、日中一時支援(5.2%)、意思疎通支援事業(2.0%)、地域活動支援センター事業(4.8%)、補装具・日常生活用具(10.2%)となっている。
- サービスを利用していない回答者の、今後の利用意向については、移動支援(18.8%)、計画相談支援(18.7%)、居宅介護、短期入所(ともに17.0%)、日中一次支援(16.7%)、地域相談支援(16.2%)が比較的多くなっている。
- 相談支援を現在利用していない理由については、「利用しなくても困らないから」

(43.6%)が最も多いが、次いで、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」(26.0%)、「どんなサービスが知らないから」(24.7%)となっており、サービス内容の周知の不十分な状況もうかがえる。

〈相談相手〉

○悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」(72.4%)が最も多く、次いで、「友人・知人」(27.5%)、「かかりつけの医師や看護師」(26.6%)となっている。「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」(5.0%)、「行政機関の相談窓口」(5.0%)に相談する回答者は少ない傾向にある。

○障害や福祉サービス等に関する情報の入手先については、「広報ひらかた」(36.1%)が最も多く、次いで、「家族や親せき、友人・知人」(30.5%)、「インターネット」(24.9%)となっており、知的障害者・発達障害者・難病患者では「家族や親せき、友人・知人」(それぞれ41.7%、46.8%、35.3%)、精神障害者では「かかりつけの医師や看護師」(30.5%)や「インターネット」(30.1%)が多くなっている。「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」(3.6%)、「行政機関の相談窓口」(6.2%)から情報を得ている回答者は少ない傾向にある。

〈権利擁護〉

○障害があることで差別や嫌な思いをすることについては、この5年間で「あまり変わらないと思う」(34.9%)が最も多く、次いで、「わからない」(26.0%)となっており、身体障害者・難病患者は「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」(それぞれ19.2%、22.4%)が比較的多くなっている。

○障害があることで嫌な思いをしたり、困ったりすることがあるかについては、「ある」が46.0%、「ない」が40.5%となっている。差別を受けていても、社会通念的に「ない」と感じさせられている回答者も含むかもしれないことには注意が必要である。

○障害があることで嫌な思いをしたり、困ったりする場所・内容については、学校では「無視されたり、仲間はずれにされる」(11.1%)、職場では「障害に配慮してもらえなかった」(18.3%)、仕事を探すときでは「障害を理由に断られた」(9.3%)、外出先・余暇を楽しむとき、公共交通機関、病院等の医療機関、住んでいる地域では「じろじろ見られた」(それぞれ30.6%、25.4%、13.4%、15.4%)が最も多くなっている。

○成年後見制度を利用の際の不安、または利用を考えていない理由については、「制度がよくわからない」(30.7%)が最も多く、次いで、「本人に代わって財産等を管理できる親族がいるから」(20.6%)、「後見人等を見ず知らずの人がすることに不安があるから」(13.4%)などとなっている。

〈災害時の避難等〉

- 地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が35.9%、「できない」が35.5%、「わからない」が20.8%となっており、知的障害者では「できない」(60.9%)が6割を超えている。
- 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時に助けてくれる人はいるかについては、「いる」が22.8%、「いない」が40.7%、「わからない」が26.0%となっている。
- 災害時の避難や避難生活で困ることや不安については、「投薬や治療が受けられない」(49.6%)が最も多く、次いで、「避難場所の設備や生活環境が不安」(47.6%)、「コロナウイルス感染症などへの感染が不安」(43.2%)となっている。
- 災害時に自宅で過ごせなくなった場合の対処については、「避難所で過ごす」(34.4%)が最も多く、次いで、「障害の施設で過ごせるよう探す」(11.2%)、「避難所で過ごせないので、車の中や公園などで過ごす」(8.9%)、「遠方の知り合いを探す」(6.9%)となっている一方で、「わからない」(26.2%)という回答も多くみられる。発達障害者では「避難所で過ごせないで、車の中や公園などで過ごす」(16.9%)が多くなっている。
- 避難場所があれば、役に立つ、障害特性に配慮していると思われる品物については、「自分だけの空間を作れる簡易な装置」(55.5%)が最も多く、次いで、「何らかの支援が必要なことがわかるカード、バンダナなど」(21.7%)、「車いすで使用できるトイレ」(20.0%)、「騒音、雑音を遮断する耳あて」(16.6%)、「避難所での連絡事項などが文字により伝えられる装置」(16.0%)となっている。
- 新型コロナウイルスなどの感染症流行時に命にかかわる不安を感じたことについては、45.7%が不安を感じており、難病患者では5割以上が不安を感じている。具体的な不安については、「外出ができなかった」(52.1%)が最も多く、次いで、「介助者との感染対策」(31.6%)、「感染に関することへの理解が難しい、わからない」(27.2%)などとなっている。

(2) サービス事業者アンケート

■調査の実施概要

1) 調査の趣旨

次期計画の策定にあたって、障害福祉サービス事業所、障害児支援事業所の運営状況・ニーズ、今後の事業展開の意向などを把握し、計画策定および施策推進の基礎資料として活用するため、枚方市の障害者へサービスを提供する事業所に記名調査を実施しました。

2) 調査実施概要

調査対象 : 枚方市在住の障害者（児）を対象に障害福祉サービスを提供している事業所
調査方法 : 郵送による配布・回収
調査基準日 : 令和2年7月1日
調査実施期間 : 令和2年7月17日～8月7日
実施（発送）数 : 300事業所

3) 回収結果

回収数 : 214（回収率71.3%）

■調査結果のポイント

〈提供しているサービス〉

○枚方市内の事業所における枚方市内の障害者の実利用人数占有率（81.5%）・利用量占有率（76.1%）は高いが、サービスによっては、市外の方の利用もサービス量として決して少なくなく、とくに、「施設入所支援」（市外の方の実利用人数占有率73.0%、利用量占有率72.8%）、「就労継続支援（A型）」（市外の方の実利用人数占有率56.6%、利用量占有率35.9%）、「生活介護」（市外の方の実利用人数占有率34.1%、利用量占有率48.9%）などで多くなっている。

〈提供しているサービスごとの利用状況と今後の対策〉

○提供しているサービスごとの利用者ニーズの増減については、「増えている」が多いサービスは短期入所（72.7%）、グループホーム（70.0%）、児童発達支援（57.9%）、放課後等デイサービス（52.8%）、行動援護・自立訓練（生活訓練）・保育所等訪問支援（50.0%）などとなっている。

○今後の対応については、ある程度の件数のあるサービス（居宅介護（ホームヘルプ）、重

度訪問介護、同行援護、生活介護、就労継続支援（B型）、グループホーム、移動支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）では「対策なし」が最も多くなっている。

〈新型コロナウイルス感染症の影響〉

- サービス提供をする上で困ったことについては、「物資（衛生用品等）の確保」（85.0%）が最も多く、次いで、「衛生管理（感染対策）」（79.0%）となっている。
- 障害サービスの利用の変化については、「利用量が減少した」（52.8%）が最も多くなっているが、一方で、「特に変わりはない」（29.0%）という事業所も約3割ある。

〈緊急利用の受け入れ実績と今後の対応状況〉

- 緊急利用について、過去1年間の受け入れ実績有りは居宅介護で41.7%、短期入所で25.0%となっている。
- 受け入れ曜日・時間帯については、居宅介護では「平日の日中」（86.7%）、短期入所では「平日の早朝・夜間」（80.0%）がそれぞれ最も多くなっている。
- 今後の緊急利用の対応については、居宅介護では「曜日・時間帯によっては受け入れ可能」（60.7%）、短期入所では「わからない」（46.2%）がそれぞれ最も多くなっている。

〈今後の利用者ニーズの増加等に対応するための対策〉

- 利用者の増加等に対応するための対策については、「人材確保のための支援や情報提供」（70.1%）が最も多く、次いで、「施設・設備整備への支援」（41.6%）、「利用者の受入増に対する支援」（37.9%）、「職員研修のための支援」（37.4%）などとなっている。

〈事業所の運営状況〉

- 事業所の運営状況については、「運営を開始してから4年たっていない」（22.9%）が最も多く、次いで「活発になった」（21.5%）、「やや活発になった」（21.0%）で、約4割が活発になったと回答している。

■アンケートで出された主な意見

〈自由意見〉

- 「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」、「身近でわかりやすい相談窓口ときめ細かな情報提供」についての意見が、前回平成29年調査と同様に多くあげられた。
- 今回調査では、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、「障害者が安心できるまちづくり」についての意見が多くあげられた。感染症の発生にともなう事業の休業や利用者の利用困難についても指摘された。
- その他、人材の確保や情報提供、事業者間・行政との連携についての意見が、複数の事業者から指摘された。

(3) 関係団体アンケート

■調査の実施概要

1) 調査の趣旨

次期計画の策定にあたって、障害者団体の運営状況・ニーズなどを把握し、計画策定および施策推進の基礎資料として活用するため、障害者を支援する団体に記名調査を実施しました。

2) 調査実施概要

調査対象 : ラポールひらかた登録団体のうち障害者関係
調査方法 : 直接配布・郵送による配布、郵送による回収
調査基準日 : 令和2年7月1日
調査実施期間 : 令和2年7月21日～8月7日
実施（発送）数 : 63 団体

3) 回収結果

回収数 : 38 (回収率 60.3%)

■アンケートで出された主な意見

〈団体の活動状況〉

○団体の活動状況をみると、「4年前とほぼ変わらない」（17件）が最も多く、次いで、「やや活発でなくなった」（8件）、「やや活発になった」（7件）となっている。「活発になった」との回答は0件だった。

〈市民啓発及び地域との交流の推進〉

○市民啓発及び地域との交流の推進において、特に取り組むべき施策として、「教育・啓発・広報活動の推進」（14件）が最も多く、次いで、「地域交流の推進と居場所づくり」（10件）となっている。

○主な意見としては、優生思想的な背景のある事件への危惧や、地域との交流の活発化による理解の推進などについて複数の意見があげられた。

〈障害者が安心できるまちづくり〉

○障害者が安心できるまちづくりにおいて、特に取り組むべき施策として、「災害時を想定した避難方法等の確立」（13件）が最も多く、次いで、「公共交通及び道路の改善などア

クセシビリティの確保」「住まいの確保と改善」(7件)となっている。

○主な意見としては、災害時の避難の事前準備の必要性や、グループホームの運営方針などについて複数の意見があげられた。

〈障害児施策の充実〉

○障害児施策の充実において、特に取り組むべき施策として、「障害のある児童等への教育の充実」(8件)が最も多く、次いで、「教育相談、進路指導の充実」(7件)となっている。

○主な意見としては、切れ目のない支援などについて複数の意見があげられた。

〈生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供〉

○生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供において、特に取り組むべき施策として、「障害福祉サービスの提供体制の確保と質の向上」(15件)が最も多く、次いで、「医療機関との連携」(12件)となっている。

○主な意見としては、人材確保の必要性や、地域の医療機関との連携などについて複数の意見があげられた。

〈就労支援の充実と社会参加の促進〉

○就労支援の充実と社会参加の促進において、特に取り組むべき施策として、「障害者の雇用機会の創出」(11件)が最も多く、次いで、「就労支援機関との連携強化」「スポーツ・レクリエーション活動への支援」(ともに7件)となっている。

○主な意見としては、就労継続を支援するサポートの必要性や、将来の生活の安定を視野に入れた対策などについて複数の意見があげられた。

〈身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供〉

○身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供において、特に取り組むべき施策として、「相談・支援の充実」(14件)が最も多く、次いで、「情報提供の推進」「差別の解消に向けた取り組みの推進(障害者差別解消法への対応)」(ともに8件)となっている。

○主な意見としては、情報提供体制の課題や、差別や虐待を防ぐための啓発の必要性などについて複数の意見があげられた。

〈人材の確保〉

○人材の確保については、主な意見として、若い世代に障害支援活動に興味を持ってもらうための取り組みや、資金確保の必要性などについて複数の意見があげられた。

〈支援の届きにくい人たちの把握〉

○支援の届きにくい人たちの把握については、主な意見として、教育機関や医療と協力した情報の把握や、相談先を周知して相談に来てもらう取り組みなどについて複数の意見があげられた。

〈新型コロナウイルス感染症の影響〉

○新型コロナウイルス感染症の影響については、主な意見として、活動やイベントの中止・縮小の状況や、居場所の確保の困難による精神的負担などについて複数の意見があげられた。

〈自由意見〉

○自由意見としては、新型コロナウイルス対策などに関わる行政の情報提供の要望や、行政との意見交換の場の必要性などについて複数の意見があげられた。

■障害者福祉サービスについて出された主な意見

〈不満な点や利用しづらい点〉

○サービスの区分ごとにあげられた「不満な点や利用しづらい点」をみると、居住系サービス、地域生活支援事業についての意見が、前回平成29年調査と同様に多くあげられた。
○とくに、グループホームの整備の必要性や、発達障害など障害特性を理解する必要性などが複数指摘された。

〈こんなサービスがあればよいと思うこと〉

○サービスの区分ごとにあげられた「こんなサービスがあればよいと思うこと」をみると、訪問系サービス、居住系サービスについての意見が多くあげられた。
○とくに、緊急時に利用できるサービスや、送迎など人材の補助が複数指摘された。

〈その他の補足意見〉

○サービスの区分ごとにあげられた「その他の補足意見」をみると、訪問系サービス、居住系サービスについての意見が、前回平成29年調査と同様に多くあげられた。
○とくに、施設の不足や、支援者の質の向上の必要性などが複数指摘された。

(4) 市民意見聴取概要

本市ホームページに計画素案を掲載し、e-アンケートシステム、郵便、FAXで意見を受け付けました。

また、市窓口などでの意見募集についても実施し、障害福祉担当、各支所、各生涯学習市民センター、青少年センター、各障害者相談支援事業所の市内20か所に計画素案、意見提出用紙を設置して、意見回収箱への投函により意見を受け付けました。

なお、ルビ版についてはすべての窓口に設置し、点字版については、障害福祉担当及び障害者相談支援事業所（障害者相談支援センターわらしべ及びパーソナルサポートひらかた）に設置しました。

1) 調査実施概要

意見募集期間 : 令和2年12月16日(水)から令和3年1月8日(金)

意見提出者数 : 14人、2団体

延べ意見件数 : 41件

内、公表する意見件数 13件

意見提出方法 : 意見回収箱 27件、e-アンケートシステム0件、ファックス 10件、持参4件

■市民意見聴取での主な意見

素案該当部分						意見概要	意見に対する考え方
計画	章	節	細節	施策等	頁		
障害者計画	4	2	1	公共施設の整備等	32	<p>枚方市駅に主となるエレベーターと下りエスカレーター、ホームには転落防止柵を設置してほしい。また、ハード面のバリアだけでなく、心のバリアにも指導をお願いしたい。</p>	<p>P35に記載しているとおり、引き続き「枚方市交通バリアフリー基本構想」などに基つき、公共施設や公園、道路などが、障害のある人を含めたすべての人に住みよく、居心地のよいまちづくりを進めます。</p> <p>また、P36に記載しているとおり、心のバリアフリーを推進するために、「ともに学び、ともに育つ」保育、教育を継続して進めることが必要であるとしています。</p>

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

素案該当部分						意見概要	意見に対する考え方
計画	章	節	細節	施策等	頁		
障害者計画	4	2	2	保育・療育・教育の充実	36	放課後等デイサービスについて理学療法士の位置づけはどのようになっているのでしょうか。事実上必要な訓練が行われているのか、資格を持っているものが携わっているのか知りたいです。	機能訓練を行う際には機能訓練担当職員を配置することとなっています。
障害者計画	4	2	2	保育・療育・教育の充実	36	「乳幼児健康診査事後指導事業(親子教室)を実施しています。」とあるが、積極的に教室の利用を促し、又、利用が途絶えた親子へのフォローも手厚くしてほしい。	P38にも記載しているとおり、子どもと保護者への発達相談や療育と医療の連携を図り、育児支援を充実させるとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援するよう努めます。
障害者計画	4	2	3	災害対策	42	災害時、一人暮らしの障害者に対し、声掛けをして一緒に避難してほしい。	P46にも記載しているとおり、登録を希望された障害者等の申請に基づき、緊急連絡先等の情報を登録する災害時要援護者避難支援事業を実施しています。
障害者計画	4	2	3	災害対策	42	福祉避難所の充実・生活の場となるための配慮をし、しっかりした医療体制を整えてほしい。また、避難所での感染症対策はどのようになっているのか。災害時、短期入所を利用できない状況になった場合についても不安があります。	P45の施策の基本的な方向にまとめさせていただいております。

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

素案該当部分						意見概要	意見に対する考え方
計画	章	節	細節	施策等	頁		
障害者計画	4	3	1	緊急時の対応	54	<p>自立支援協議会では緊急時の対応についてどのような協議が行われているのか。また、親亡き後の問題をどのように解決できるのでしょうか。サービス事業所はたくさんあるが、人材不足・能力不足であると感じます。</p>	<p>P55 に記載しているとおり、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」など相同的な機能を有する、地域生活支援拠点の整備を引き続き検討し、それぞれの地域、障害特性のニーズに細やかに対応する観点から、各機能を1か所に集約したかたちでの拠点整備ではなく、地域に点在する社会資源を結び付け、面的な整備の方向を基本に、枚方市自立支援協議会での議論を踏まえて推進していきます。</p>
障害者計画	4	4	1	就労に向けた支援	60	<p>昨年新型コロナウイルス感染のため、工賃収入が減少しました。就労継続支援B型の支援を強化してほしい。また、チャレンジ雇用や一般就労支援も拡充してほしい。</p>	<p>P42 に記載しているとおり、一定工賃が減少した事業所に対しては、市独自補助金の交付を実施しました。</p> <p>P64 に記載しているとおり、チャレンジ雇用制度も継続して実施していきます。</p> <p>P87 に記載しているとおり、就労継続支援 B 型における工賃については一定目標を掲げ、取り組んでいるところです。</p>

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

素案該当部分						意見概要	意見に対する考え方
計画	章	節	細節	施策等	頁		
障害者計画	4	5	1	相談・支援体制の充実	74	<p>悩みや困ったことを相談する相手が家族や親せきが多く、なぜ障害者相談支援センターや基幹相談支援センター、民間・行政相談窓口が少ないのか。自立支援協議会が発足し、社会資源の確保はされているのでしょうか。</p>	<p>P74 に記載しているとおり、アンケート結果から、相談支援センター及び基幹相談支援センターの周知を一層進めるとともに、計画相談を行う特定相談支援事業所においても、一般的な相談も行っております。</p> <p>P76 に記載しているとおり、枚方市自立支援協議会において、相談支援センターなどの地域のさまざまな関係機関が協議し、情報を共有することによって、それぞれの機関での相談への対応をより充実した内容にできるよう取り組みます。</p>
障害福祉計画	5	5	3	地域生活支援事業 (4) 成年後見制度	102	<p>成年後見制度のわかりやすく、具体的な利用方法の周知をしてほしい。</p>	<p>P27 に記載しているとおり、本市では、令和2年度に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取組内容を記載し、行政の担当各課や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組むものとしします。</p>
障害福祉計画	5	5	3	地域生活支援事業 (5) 意思疎通支援事業	103	<p>手話通訳者養成にもっと力を入れてほしい。</p>	<p>P52 に記載しているとおり、手話・要約筆記・音訳等の講習会を実施し、奉仕員の裾野を広げ、有資格者の拡大を目ざしています。</p>

第9節 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果

素案該当部分						意見概要	意見に対する考え方
計画	章	節	細節	施策等	頁		
障害 福祉 計画	5	5	3	地域生活支援 事業 (8) 移動支 援事業 障害児通学支 援	123	障害児通学支援の指 定を受けている事業所 が少ない。高齢の事業 所等にも周知し、障害 のある児童が安心して 通学できるこの制度を より活かしてほしい。	P107 に記載していると おり、ガイドヘルパー養成研修等 を開催し、それぞれの障害特性 を理解したヘルパーを育成す るなど、質の高いサービスが提 供できる環境づくりに努めま す。 また、障害児通学支援事業の 従事するヘルパーの育成研修 を柔軟に行うなどして、従事者 の確保に努めます。
その 他	—	—	—	意思疎通支援	—	聴覚障害者専用のサ ロンなど交流の場を設 けてほしい。	P108 に記載している、基幹 相談センターや地域活動支援 センター I 型の活動において、 聴覚障害者サロンを実施して いるところもあります。
その 他	—	—	—	意思疎通支援	—	市立ひらかた病院に 手話通訳者を設置して ほしい。	P73 に記載していると おり、令和2年度より、緊急時の 手話通訳派遣においても病院 の協力のもとタブレット端末 を用いた遠隔手話通訳対応を しており、今後は、日常の手話 通訳派遣においても、対応でき るよう体制の整備に取り組み ます。

第 10 節 用語説明

用語	解説
【アルファベット】	
ICT	Information & Communication Technology（情報通信技術）の略で、コンピュータやインターネット技術の総称。特に公共サービスの分野で使用。
QOL	Quality Of Life の略で「生活の質」の意味。生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。
【あ行】	
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を、長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策を、従来の生活では考慮しなかったような場においても日常生活に定着させ、持続させること。
一般就労	障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することで、在宅就労や起業なども含む。
医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為で、医師法上の「医療行為」とは区別。
医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども。
【か行】	
ガイドヘルパー	重度障害者等が外出する際に付き添いを行うヘルパー。
基本指針	障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省の定めた指針。
共生社会	障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会。
グループホーム	障害者が共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行う。
ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、心身の状況や本人の意向を踏まえ、福祉・保健・医療等のサービスと社会資源を結びつけるため調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保するしくみ。

用語	解説
権利擁護	知的障害・精神障害や認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
高次脳機能障害	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害で、外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できない場合もある。
合理的配慮	「障害者権利擁護条約」の第 2 条で定義されている、障害のある人が障害の無い人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更、調整。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という付帯条件。
【さ行】	
サービス等利用計画	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるように、本人の心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向やその他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。
児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 6 月 3 日に公布された。（平成 30 年度から施行）
市民後見人	弁護士、司法書士等の専門職以外で、本人と親族関係がなく、社会貢献のために地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、知識や技術を身に付けた一般市民による後見人。
社会的障壁	社会における、事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、活動を制限したり、社会への参加を制約したりするもの。
重症心身障害児	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している児童。
授産製品	障害のある人が障害福祉施設などにおいて、作業訓練の一環として製作した物品。
手話奉仕員	所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害のある人や音声または言語機能障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションを手話により支援する人。

用語	解説
障害支援区分	障害者等の障害の程度（重さ）ではなく、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。従来の障害程度区分に代わり平成 26 年 4 月から施行。
障害児支援利用計画	障害のある児童が障害児通所支援を適切に利用することができるように、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。
障害児通学支援事業	枚方市独自の事業として、一人での通学が困難な児童・生徒を対象に、通学ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒の自宅と学校間の往復等、通学のために必要な支援を行う。平成 24 年 10 月から実施。
障害者基本法	障害のある人の自立や社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害のある人の自立や社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
障害者雇用率	障害のある人が一般労働者と同じ水準において働くことを目的として障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている、常用労働者の数に対する障害のある人の雇用の割合。平成 30 年 4 月 1 日から、障害者雇用義務の対象に精神障害者を追加。
障害者差別解消支援地域協議会	障害のある人を支援する関係機関が地域の実情に応じたネットワークを組織し、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた取組を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置される協議会。
障害者差別解消法	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」として制定された。一部の附則を除き平成 28 年 4 月から施行。
障害者週間	平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日（12 月 9 日）」に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等で様々な意識啓発に係る取組を展開している。
障害者就業・生活支援センター	障害者に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う。

用語	解説
障害者自立支援医療	障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むための医療。具体的には、更生医療、育成医療、精神通院医療で構成されている。更生医療は、身体障害者の機能回復のための医療費を支給。育成医療は、身体障害のある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な医療費を給付。精神通院医療は、在宅の精神障害者の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るため医療費を給付。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講じた法律。「障害者自立支援法」を改正、改称し、基本理念の制定や障害者の定義に難病を追加するなどした「障害者総合支援法」を平成25年4月1日から施行。平成30年4月1日から「自立生活援助」「就労定着支援」の創設などが盛り込まれた改正「障害者総合支援法」が施行された。
障害者優先調達法	障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。
ジョブコーチ	障害者が一般の職場に適応し定着できるように、障害者・事業主および障害者の家族に対して、きめ細かな人的支援を行う専門職。「職場適応援助者」の別称。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。
新型コロナウイルス感染症	一本鎖RNAウイルスのコロナウイルスのひとつである、SARS コロナウイルス2が、ヒトに感染することによって発症する気道感染症。一般的には飛沫感染、接触感染で感染。主な症状は、軽症の場合には、発熱や咳などの呼吸器症状、倦怠感など、普通の風邪症状で治癒する一方で、重症の場合には、肺炎などに至るなど季節性インフルエンザに比べて死亡リスクが高く、特に、高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いとされる。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて認定された身体障害のある人に交付される手帳。障害の内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。

用語	解説
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に基づいて認定された精神障害のある人に交付される手帳。障害の内容や等級が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。
精神通院医療費助成	精神疾患の通院医療を受けやすくするために医療費（入院は除く）が助成される制度。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活の援助を、代理権や同意権が付与された後見人等が行うしくみ。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者で、実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
【た行】	
地域移行	施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴うこと。
地域活動支援センター	障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。
地域共生社会	制度・分類ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点	障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点。居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。
地域生活支援事業	地域で生活する障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動など、障害者総合支援法の中で法定化された事業。住民に身近な市町村を中心として、地域の実情に応じて柔軟な実施形態で実施ができることとなっている。
地域定着	居宅や単身などで生活している障害のある人が、地域生活を継続していくこと。

用語	解説
地域包括ケアシステム	医療や介護、保健福祉サービスなどが連携して一体的にサービスを提供することにより、暮らしを地域社会全体で支える体制。ソフト面では、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者が連携して、ニーズに応じた適切なサービスを提供し、ハード面では、住まいや施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されている体制。
チャレンジ雇用	障害者を、1年以内の期間を単位として、国・自治体において非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度のこと。
【な行】	
難病	原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。
日常生活用具	在宅の障害のある人（児童）が日常生活を容易にするための用具。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者等、社会的に不利をこうむりやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。障害のある人もない人も社会の構成員として、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。
【は行】	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する障害であってその症状が通常低年齢において発現する障害。
パブリックコメント	行政機関が計画策定や条例制定に当たって、事前に案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。
バリアフリー	障害者のための物理的障壁を取り除くことを目指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害者の生活全般における障壁の除去をいう。
バリアフリー新法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合し、より拡充したもの。
避難行動要支援者	災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合に、自分だけでは避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

用語	解説
ヘルプカード	障害のある人や高齢者など、支援や配慮を必要とする人が身に付けておくことで、日常生活や緊急時、災害時などの困ったときに、周囲の人へ必要な支援や配慮を伝えるためのカード。カードの表面には、支援や配慮が必要ということを示す「ヘルプマーク」を掲載しており、外見ではわからない障害のある人が、周囲に自己の障害への理解や支援を求めするためのコミュニケーションツールとなる。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人となり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うしくみ。
補装具	身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる用具の総称。
ボッチャ	重度脳性まひ者や四肢重度機能障害者のために欧州で考案されたスポーツ。ジャックと呼ばれる的球にボールを投げたり、転がしたりして、いかに近づけるかを競う。
ボランティア	誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところでできることを自ら進んで活動すること。「自主性・主体性」、「社会性・連帯性」、「無償性・給性」、「創造性・開拓性・先駆性」が原則。
【ま行】	
モニタリング	サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況を把握し、利用者の状態や生活状況を確認して必要に応じサービス等利用計画を見直すこと。
【や行】	
優先調達	障害福祉施設などから優先的・積極的に物品などを調達すること。
ユニバーサルデザイン	障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、誰もが使いやすく、快適に利用できる製品や機能を持つ仕様。はじめから障壁をつくり出さないという考え方。
要約筆記者	難聴や聴覚障害のある人で手話の分からない人のために、手書きやパソコンで文字化して伝える通訳者のこと。手話の分かる人には、手話通訳者が意思疎通支援を行う。
【ら行】	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

第10節 用語説明

用語	解説
療育支援	障害の早期発見・早期治療または訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため実施する医学的治療や保育その他の支援。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。障害程度が記される。これを呈示することで、各種福祉制度が受けられる。

枚方市障害者計画（第4次）
枚方市障害福祉計画（第6期）
枚方市障害児福祉計画（第2期）

発行年月：令和3年3月

発 行：枚方市

編 集：枚方市地域健康福祉室障害福祉担当

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

Tel：072-841-1457

Fax：072-841-5123

